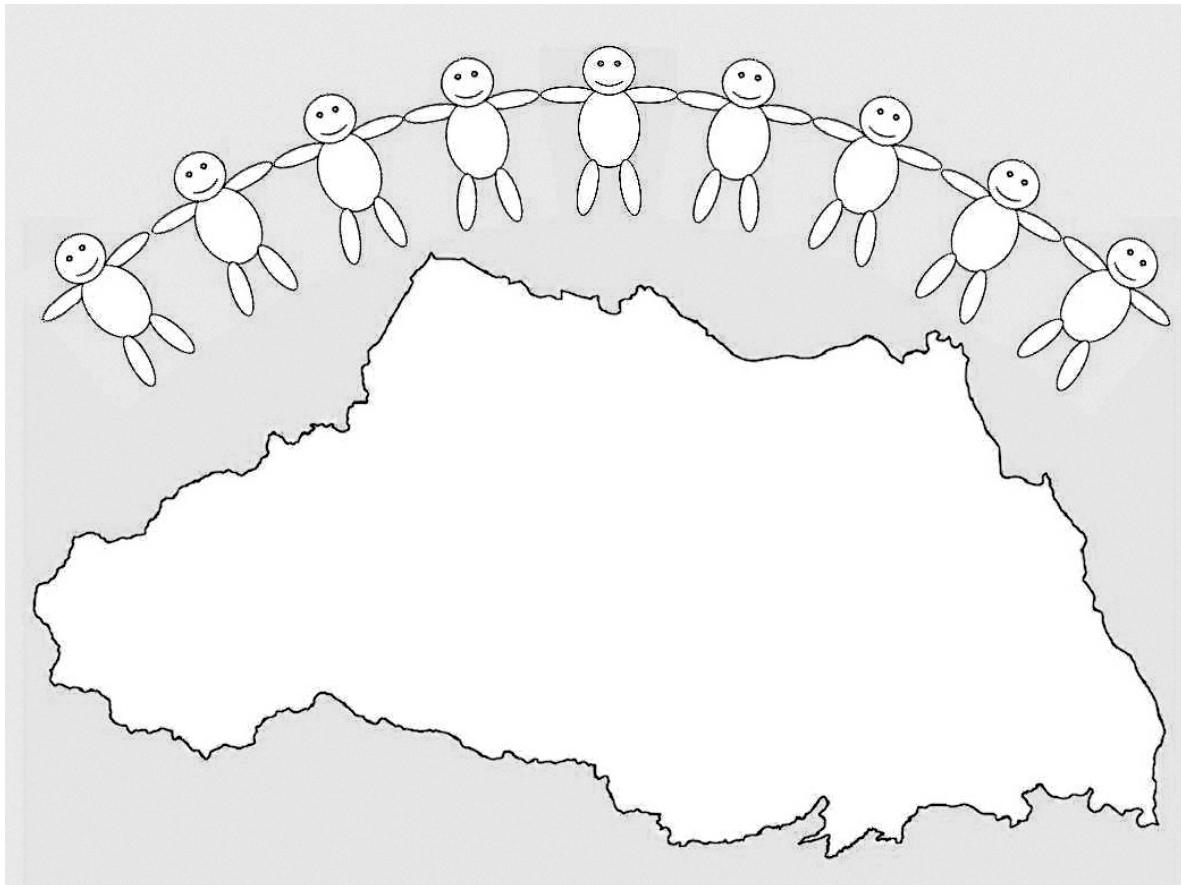


広域行政活用のススメ！

～これからの自治体運営の選択肢～



広域行政活用のススメ！

広域行政チーム

目 次

| | |
|----------------|----|
| 第1章 はじめに | 91 |
|----------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 第2章 広域行政の概要 | 93 |
|-------------------|----|

| | |
|----------------|----|
| 1 広域行政とは | 93 |
|----------------|----|

| | |
|------------------|----|
| (1) 広域行政とは | 93 |
|------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| (2) 広域行政の方式 | 93 |
|-------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| 2 広域行政の必要性 | 97 |
|------------------|----|

| | |
|--------------------------|----|
| (1) 自治体運営の見直しと広域行政 | 97 |
|--------------------------|----|

| | |
|---------------------------|----|
| (2) 住民視点に立った広域行政の活用 | 97 |
|---------------------------|----|

| | |
|-----------------------|----|
| 3 広域行政と市町村合併の比較 | 98 |
|-----------------------|----|

| | |
|-----------------------|-----|
| 4 国による広域行政施策の歩み | 100 |
|-----------------------|-----|

| | |
|-------------------|-----|
| (1) 町村組合の創設 | 100 |
|-------------------|-----|

| | |
|---------------------------|-----|
| (2) 一部事務組合・広域連合の法制化 | 100 |
|---------------------------|-----|

| | |
|----------------------|-----|
| (3) 広域行政圏施策の展開 | 101 |
|----------------------|-----|

| | |
|----------------------|-----|
| (4) 定住自立圏構想の推進 | 102 |
|----------------------|-----|

| | |
|-------------------------|-----|
| (5) 広域行政をめぐる最近の動向 | 103 |
|-------------------------|-----|

| | |
|------------------------------|-----|
| 【コラム】埼玉県における定住自立圏構想の動き | 105 |
|------------------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第3章 埼玉県における広域行政の現状と課題 | 106 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 本県における広域行政の活用状況の特徴 | 106 |
|----------------------------|-----|

| | |
|---------------------|-----|
| (1) 広域行政の設置状況 | 106 |
|---------------------|-----|

| | |
|---------------------|-----|
| (2) 広域行政の活用分野 | 108 |
|---------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 2 広域行政活用に向けた本県を取り巻く背景 | 110 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 3 広域行政を活用する上での問題点・課題点 | 112 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|--------------------------|-----|
| (1) 現在抱えている問題点・課題点 | 112 |
|--------------------------|-----|

| | |
|---------------------------------|-----|
| (2) 今後活用を検討していく上での問題点・課題点 | 115 |
|---------------------------------|-----|

| | |
|------------------------|-----|
| (3) 今後想定される共通の課題 | 116 |
|------------------------|-----|

| | |
|----------------------------|-----|
| (4) 合併市町村における枠組みの複雑化 | 118 |
|----------------------------|-----|

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第4章 埼玉県における広域行政が求められる分野 | 119 |
| 1 活用分野の分類の視点と枠組み設定の考え方 | 119 |
| (1)「広域行政圈型」における視点と枠組み | 119 |
| (2)「機能連携型」における視点と枠組み | 120 |
| (3)活用に当たっての留意点 | 121 |
| 2 県内市町村が考える「今後活用が求められる分野」 | 121 |
| 3 本県における広域行政の活用が求められる分野 | 123 |
| (1) 広域行政圏型 | 124 |
| (2) 機能連携型 | 126 |
| 第5章 広域行政活用における埼玉県の役割 | 128 |
| 1 埼玉県の広域行政に対する姿勢と取組 | 128 |
| (1) 国の方針を受けた市町村合併中心施策の推進 | 128 |
| (2) 本県における市町村合併の状況 | 128 |
| (3) 埼玉県の広域行政に対する方針 | 128 |
| (4) 社会環境の変化に対応できる体制づくりの必要性 | 129 |
| (5) 市町村の広域行政活用に向けた課題解決のための仕組みづくり | 129 |
| 2 広域行政の活用と県のリーダーシップ～長野県の取組から～ | 130 |
| (1) 長野県がリーダーシップを発揮 | 130 |
| (2) 長野県に設置された広域連合の特徴 | 131 |
| 3 広域行政の活用に向けた埼玉県の役割 | 132 |
| (1) 広域行政の活用に対する方針の作成 | 132 |
| (2) 総合相談窓口の設置 | 133 |
| (3) 埼玉県と県内市町村の共同研究会の開催 | 133 |
| (4) 埼玉県によるサポート体制の強化 | 134 |
| 【コラム】ネットワークガバナンス | 135 |
| 第6章 広域行政と住民統制 | 138 |
| 1 広域行政と住民の関わり | 138 |
| (1) 住民統制とは | 138 |
| (2) 現行制度下における住民統制の現状 | 139 |
| 2 広域行政における住民統制の課題 | 141 |
| (1) 住民参加の機会の担保状況 | 141 |

| | |
|----------------------|-----|
| (2) 住民意見の反映を充実させる必要性 | 141 |
| 3 広域行政における住民統制の方向性 | 142 |
| (1) 広域連合制度の更なる活用 | 142 |
| (2) 住民が意見を述べる仕組みの構築 | 145 |
| 第7章 おわりに | 148 |
| 卷末資料 | 149 |
| 1 広域行政に関するアンケート | 149 |
| 2 埼玉県内の広域行政機関一覧 | 170 |
| 参考文献等 | 174 |
| 研究員名簿 | 179 |

第1章 はじめに

1 本研究の背景と目的

間もなく迎える2010年（平成22年）3月末、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）」（新合併特例法）が失効し、いわゆる「平成の大合併」と称される全国的な市町村合併の動きは一区切りを迎えようとしている。

平成の大合併の目的は、地方分権改革の推進に当たり、住民に最も身近な自治体である市町村の財政基盤の強化や業務の効率化を図ることであり、国が積極的に合併推進策を打ち出した結果、全国の市町村数は3,232（1999年（平成11年）3月末現在）からおよそ1,730まで、埼玉県においても92から64まで減少すると見込まれている。

一方、一昨年の米国金融危機に端を発した世界同時不況により、本県及び県内市町村経済も深刻な影響を受け、現在も完全失業率や有効求人倍率が過去最悪の水準で推移するなど、景気・雇用情勢の本格的な回復は、まだ当面先になると考えられている。

さらに、現在は生産年齢人口が全国屈指の若い県である本県も、まもなく人口減少に転じるとともに、全国一のスピードで高齢化が進行すると予測されていることから、税収の減少と福祉・医療関係経費の大幅な増加は避けられないものと考えられている。

本県及び県内市町村の行財政を取り巻く環境は非常に厳しく、自治体運営の簡素化・効率化には、一層の努力が求められている。

このような中、「広域行政」の活用に、改めて注目が集まっている。

広域行政とは、「複数の地方公共団体が連携・協力して事務処理を行うこと」であり、これまでにも「ごみ処理」や「消防・救急」などの分野で多く活用してきた。

2009年（平成21年）6月、政府の第29次地方制度調査会が取りまとめた「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」では、市町村の今後の事務処理に当たり、その選択肢の一つとして広域行政を積極的に活用することが提言された。

また、この答申を受ける形で、総務省は「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会（以下「共同処理改革研究会」という。）」を設置し、事務の共同処理の現状と課題を分析するとともに必要な制度改革等について報告書をまとめている。

本研究会では、埼玉県の地域特性や広域行政の実態を踏まえた上で、本県及び県内市町村における広域行政の活用が望まれる分野は何か、広域行政制度を活用するに当たっての自治体間の調整はどのようにするべきか、そして広域行政に対する住民統制の仕組みはどうあるべきか、を柱に研究を行ってきた。

報告書の構成は、まず第2章で広域行政の概要について整理し、第3章で埼玉県における広域行政の現状と課題を示すことで、広域行政について基礎的な知識が得られるように

した。

続く第4章で埼玉県における広域行政が求められる分野、第5章で広域行政活用における埼玉県の役割、そして第6章で広域行政における住民統制についてそれぞれ提言を行っている。

県土面積の3分の2を平野が占めるとともに、市町村数が全国第3位、市町村平均面積では全国第45位¹という特徴を有する本県においては、その地理的・地形的な面から広域行政を妨げる重大な要素は少なく、広域行政の一層の進展の可能性を有していると考えることができる。

本報告書が、埼玉県及び県内市町村による広域行政の更なる活用に資するとともに、効果的・効率的な広域行政のあり方、ひいては住民に求められる自治体運営についての議論を深める一助となることを期待する。

¹ 本報告書の第3章のp110

第2章 広域行政の概要

1 広域行政とは

(1) 広域行政とは

広域行政とは、単独の地方公共団体では対応できない行政需要や対応することが困難な行政サービスに応えるために、地方公共団体の境界を越えて、複数の地方公共団体が連携・協力して事務処理を行うことである。

広域行政によるメリットとして、次表の点が挙げられる（表2-1）。

表2-1 広域行政のメリット

- ・ 広域的な道路整備が進むと、生活の行動範囲も広がります。
- ・ 観光ルートを広域的に設定すれば、観光地がより魅力的になり観光客が増えます。
- ・ 図書館をコンピューターで結べば、利用したい本がすぐに手元に届きます。
- ・ 文化・スポーツ施設を共同で整備すれば、収容力の大きな施設ができる多彩なイベントの実施が可能です。
- ・ 福祉施設が共同で設置されれば、より高度なサービスを受けられます。
- ・ ごみ焼却施設を共同で設置すれば、毒性の強いダイオキシンを減らせます。
- ・ 川の上流と下流で一体的に水質浄化に取り組めば、より環境保全が進みます。

出典：総務省ホームページ¹

(2) 広域行政の方式

広域行政は、地方自治法に規定されているものと、法令等に規定されず、自治体同士の協定や同意に基づき任意に連携しているものに大別される。

また、地方自治法に規定されている広域行政は、「新たに法人の設立を要するもの」と「法人の設立を要しないもの」にさらに区分される。

広域行政を実施するに当たり、新たに法人の設立を要するか否かを基準に分類し、それぞれの概要をまとめたものが次の表2-2及び表2-3である。

新たに法人の設立を要する広域行政としては「一部事務組合」、「広域連合」、「地方開発

¹ <http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>
(現在、総務省のホームページからは削除され、国立国会図書館のホームページ上で公開している。)

事業団」、「全部事務組合」、「役場事務組合」が挙げられ、それぞれ地方自治法に規定されている。法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。法人格を有することで、全ての法的関係において権利義務の主体たり得る能力が与えられるという利点がある。

一方、法人の設立を要しない広域行政には、地方自治法に規定される「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」と、前述した自治体同士の協定や同意に基づく任意の連携がある。これらは、法人の設立を必要としないため、関係自治体間の協議によるものとされており、簡便に広域行政を実施することが可能である。

このように、一口に広域行政といっても、設立の根拠や制度の内容などが異なり、その種類は多岐にわたる。加えてその活用形態も、市町村のみで構成される広域行政、都道府県のみで構成される広域行政、市町村と都道府県の両方で構成される広域行政など様々である。

表2-2 法人の設立を要する広域行政

| 共同処理制度 | 制度の概要 | 主な事務 |
|--|---|--|
| 一部事務組合 (地方自治法第284条～第291条) | 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。固有の議会を持つ。 | ・ごみ処理 ・し尿処理 ・消防・救急 ・火葬場 |
| 広域連合 (地方自治法第291条の2～第291の13) | 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。固有の議会を持ち、直接選挙、直接請求権、国又は都道府県から直接権限や事務の移譲を受けることができる等の権限を持つ。 | ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・広域行政圏計画の策定等 ・障害者福祉 ・研修 |
| 地方開発事業団 (地方自治法第298条～第319条) | 地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。 | 公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。 |
| 全部事務組合 (地方自治法第291条の14) 役場事務組合 (地方自治法第291条の15) | 全部事務組合：町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合：町村が、執行機関にかかる事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 | 1960年（昭和35年）以降活用例なし。 |

表2-3 法人の設立を要しない広域行政

| 共同処理制度 | 制度の概要 | 主な事務 |
|-------------------------------------|--|--|
| 協議会 (地方自治法第252条の2～第252条の6) | 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。固有の財産は有しない。 | ・広域行政圏計画の策定 ・小中学校の運営など教育関係 ・環境衛生 |
| 機関等の共同設置 (地方自治法第252条の7～第252条の13) | 地方公共団体の委員会、委員または執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。小規模町村で設置件数が多い。 | ・介護保険認定審査 ・公平委員会 ・障害区分認定審査 |
| 事務の委託 (地方自治法第252条の14～第252条の16) | 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。簡便であるため広域行政の中で最も多くみられる。 | ・公平委員会 ・住民票等の交付 |
| その他法令等の規定によらない任意の協力関係 ² | 法令等の規定によらないため自由に幅広く協力できる半面、簡単に打ち切られてしまうという特徴がある。 | ・広域観光 ・防災協定 |

² 例として、首都圏の1都3県及びその地域にある政令指定都市（4市）により組織されている「八都県市首脳会議」や、東京都町田市と神奈川県相模原市の独自の広域連携（牛山編著、財団法人東京都市町村自治調査会監修(2005)p88 以下参照）等が挙げられる。

2 広域行政の必要性

(1) 自治体運営の見直しと広域行政

わが国では、高度経済成長や情報化社会への進展とともに、住民の生活水準は格段に向上している。また、交通網の発達などにより住民の日常生活範囲や経済活動範囲は大きく広がり、時代の経過とともに住民の価値観やライフスタイルは多様化している。このような社会背景に伴い、住民が行政に求めるニーズも増え、多種多様化している。

一方、既に本格的な高齢化及び人口減少時代に突入している事実は、多くの自治体において共通であり、経済の長期的な低迷も重なるなど地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさが増している。そのような中、今後の自治体運営は、限られた職員数や財源の中で行なわなければならない。

自治体には、これらの高度化・専門化する住民ニーズに応える責務があるが、特に市町村レベルでは、個別の自治体単位での対応や合併を模索してきた。市町村合併の推進により、市町村規模の拡大には一定の成果が認められるものの、合併に至らなかったケースや自ら自立を選んだケース、合併してもなお人口1万人未満のケースなど、依然として小規模な市町村も数多く存在している。また、市町村は人口規模、財政規模及び歴史的条件等の事情がそれぞれ異なるため³、市町村合併が難しい場合もあれば、あえて小規模な自治体でいることを選択している市町村⁴もある。

このような現状を鑑みると、これから自治体運営は、自治体の区域を超えた地域が連携し、複数の自治体による協力関係を維持した運営を考えていく必要がある。

広域行政の活用は、財政の健全化を図る上で有効な手段の一つであるとともに、合併が必要な市町村や合併が思うように進まない市町村にとっても有効な手段として、住民ニーズに対応していくことが可能となるのである。

(2) 住民視点に立った広域行政の活用

自治体運営においては、行政側の都合により設けられた自治体の境界が、住民にとって不都合を招く場合がある。一例として、市町村境に居住する住民にとって、居住するA市ではなく隣接するB市の施設を利用した方が便利であるにもかかわらず、行政区画が異なるためA市の施設を利用しなければならない場合などである⁵。住民にとってこのような不都合は、市町村合併を繰り返して規模の拡大を図ることだけでは解消することはできない。市町村規模が拡大しても、その境界は必ず存在するからである。市町村境の行政需

³ 例として、神奈川県逗子市のように戦時中の1943年（昭和18年）に横須賀市に編入合併された後、戦後の1950年（昭和25年）に離脱した等の歴史的経緯がある場合などが考えられる。逗子市ホームページ
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kikaku/gappei.htm> 参考。

⁴ 例として、福島県東白川郡矢祭町は、2001年（平成13年）10月に「市町村合併をしない矢祭町宣言」を行った。

⁵ コミュニティバスの運行や福祉サービスの例などが考えられる。（牛山編著、財団法人東京市町村自治調査会監修（2005）p4以下参照）他に、図書館等の場合には、近隣市町村と「相互利用協定」を結んでいる例が多い。入間市ホームページ
http://www.city.iruma.saitama.jp/kakusyukeikaku/dia/kyoutei/kyoutei_tosyo.html 参考。

要を満たすなど、住民の視点に立った自治体運営を推進するためには、自治体間の連携が不可欠である。このように、自治体規模の大小に関係なく、広域行政の活用は考えていかなければならないのである。

3 広域行政と市町村合併の比較

広域行政は、その活用により地域の一体感が醸成され、市町村合併の促進に一役を買うこともある。そのため、市町村合併は「広域行政の究極の形」という表現で形容されることもあり、両者は類似した特性を持つ。しかし、ともにより広い区域での事務処理を目指す意味では共通しているが、広域行政と市町村合併のそれぞれの特性は、表2-4のように整理されたとおり、同じものとして考えるには問題がある。

広域行政は、自治権のある政治的行政体を維持しつつ、単独の自治体では対応できない事務を、複数の自治体で補完し合うものである。通常2年程度要すると言われている市町村合併と比較すると、広域行政は短期間での対応が可能である。そのため、特定の住民ニーズに対して柔軟に対応することや、必要に迫られた分野における事務のみ活用することも可能である。また、広域行政の運営にあたり、それぞれの市町村は市町村規模の大小にかかわらず、構成団体の一つとして意見が尊重される面がある。

しかし、活用する広域行政制度によっては、首長や議員が新たに誕生するなど構成市町村にとって更なる負担が生じる可能性も考えられる。また、構成市町村間で広域行政の運営を負担し合うため、受益と負担の関係は必ずしも一致せず、住民に対して負担割合の根拠が説明しづらい場合もある。

一方、市町村合併は、自治権のある政治的行政体の統合であり、政治権力に大きな変化をもたらすものである。そのため、合併に至るまでには、市町村間の調整や住民への説明などに時間を要し、喫緊に迫られた住民ニーズに対して迅速に対応することは困難である。しかし、首長、議員及び職員の削減が行われるだけでなく、庁舎等の公共施設整理あるいは縮小により、財政的な利点が大きいなど行財政基盤の拡大が期待できる。また、自治体内で一元的な意思決定ができることから、その区域内で完結する課題に対して優れている面がある。

表2-4 市町村合併と広域行政の特性比較

| | | 市町村合併 | 広域行政 |
|---------|---|---|--|
| 自立性・主体性 | ○ | 一つの行政体として、行政区域内の課題に対しては、自立的・主体的にかかわることができる。 | 構成市町村の自立性・主体性を確保しながら、必要な部分だけ、事務の共同化を図ることができる。 |
| | × | 行政規模が大きくなることで、住民の自立的、主体的な行動が、行政全般に影響を与えにくくなる可能性がある。 | 構成市町村の合議により事務が行われることになるため、広域行政体としての自立性・主体性は弱い。 |
| 効率性・効果性 | ○ | 経営資源や施設等の重複を避けることが可能となり、効率的・効果的な事業の執行ができる。 | 行政運営上必要となる事務を必要とする市町村とだけ連携することが可能なため、事業単位で効率性・効果性を向上させることができる。 |
| | × | 一定の行政サービスの水準を確保するため、余分な投資を行うことも考えられる。 | 合議による判断となるため、必ずしも効率的・効果的な事業執行とならない場合がある。 |
| 柔軟性・即応性 | ○ | 自地域内の課題への対応については柔軟性や即応性が確保できる。 | 必要なことを必要とする相手とのみ協議して対応することになり、柔軟性・即応性は高い。 |
| | × | 市町村合併を行う場合の合意の形成や手続において多大な労力と時間を要することになる。 | 独立した行政体としての主体性は弱いため、政策決定プロセスに時間と労力がかかる。 |
| 広域性・地域性 | ○ | 自治域内の課題への対応という点では、地域特性を踏まえ、合理的な行政判断を行うことができ、対応能力は高い。 | 行政規模が大きくても、市町村の行政区域を越える広域的な課題はあり、その対応において、広域行政の枠組みが活用できる。 |
| | × | 広域的課題のなかには、行政区域の拡大では対応できないものもあり、その意味において、市町村合併の効果は限定的となる。 | 構成市町村の意向があるため、広域的に見て、必ずしも合理的な判断が行えないことがある。 |

出典：牛山編著、財団法人東京市町村自治調査会監修(2005)

4 国による広域行政施策の歩み

前節で述べたとおり、広域行政と市町村合併にはそれぞれ広域的な行政課題の解決手段として、密接な関わりがあるといえる。また、広域行政の活用と市町村合併の推進には、共に国が大きく関与してきた経緯がある。

市町村数の推移を見てみると、近代的な地方自治制度である市制・町村制が施行（1889年（明治22年））される前の1888年（明治21年）末の市町村数は、71, 314を数えた。それ以来、約120年が経過し現在に至るまで、「明治」、「昭和」、「平成」の3度の大合併が展開された。平成の大合併が一区切りとなる2010年（平成22年）3月末での市町村数は、1, 730程度まで減少する見込みである⁶。

国による広域行政の活用施策と市町村合併の推進施策について、これまでの変遷をみてみると、大合併が繰り返し展開される一方で、大合併と大合併の間には広域行政を活用する施策が展開してきた（表2-5）。合併が一段落すると広域行政を活用し、広域行政の活用が一段落すると市町村合併へという施策を繰り返すなど、広域行政の活用と市町村合併の推進は微妙なバランスを保ちながら施策を展開してきたのである。

以下、明治・昭和・平成の大合併の合間に展開された国の広域行政施策について、その内容を確認することとする。

（1）町村組合の創設

広域行政については、戦前から市町村事務の一部を共同処理するために制度化されてきた⁷。一例として、1889年（明治22年）に施行された市制・町村制当時には町村組合の制度が創設されていた。相当の資力のない町村は本来合併すべきであったが、合併できない町村にとってこれに代わる方法となった。当時は合併が望ましい町村であっても、この制度を活用して合併せずに存続していたケースも見受けられたようであるが、町村組合の設置目的は、自治体規模を拡大し、行財政基盤の強化を図りたい国の施策として市町村合併を促進するためであったようである⁸。

（2）一部事務組合・広域連合の法制化

1947年（昭和22年）の地方自治法の施行により、一部事務組合制度が法制化された。一部事務組合の処理する事務は、全ての構成団体に共通する事務に限られていたため、複数の事務を処理する組合を設立しようとしても、一部の自治体が参加しなかった場合には、その自治体を除いた別の組合を改めて設立する必要があった。そのため、自治体運営における事務の合理性が欠如していた。

⁶ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

⁷ 松本(2009)p1419 参照。

⁸ 横道(2009)p3 参照。

その不合理性を改善するため、1974年（昭和49年）の地方自治法改正により複合的・一部事務組合が設けられた。この複合的・一部事務組合の創設により、構成団体で共通する事務処理に限られることなく、多種類の事務処理が一部事務組合で可能となった。

さらに、1995年（平成7年）には広域連合制度が創設され、直接選挙や直接請求が規定されたほか、国又は都道府県から権限や事務の移譲を受けることができるようになった。

（3）広域行政圏施策の展開

「広域行政圏」とは、総務省が作成した要綱に基づく広域行政制度の総称であり、1969年（昭和44年）に設定された「広域市町村圏」と1977年（昭和52年）に設定された「大都市周辺地域広域行政圏」を指すものである⁹。

広域行政圏は、10市町村前後で協議会、一部事務組合及び広域連合として結成し、圏域の総合計画を策定するなど、行政事務などの協力の仕組みを築き、住民サービスと行政の効率化にあたるものである。総務省によると、2008年（平成20年）4月現在で、全国に359の圏域が設定された。

ア 広域市町村圏

「広域市町村圏」とは、日常生活圏の広域化と経済の発展や都市化の進展に伴う行政ニーズの高度化に対応するため、個性的で活力ある地域づくりを目的とした計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的に展開されたものである。

圏域人口は概ね10万人以上で、日常生活圏を形成する可能性を有すると認められる圏域を設定することとし、都道府県に対して合併の枠組みと圏域の設置が義務付けられた。

イ 大都市周辺地域広域行政圏

「大都市周辺地域広域行政圏」とは、大都市周辺地域における市町村の広域行政体制の整備・広域的計画策定及び施策の実施の促進を目的として、関係のある市町村と協議の上、圏域人口が概ね40万人程度の規模である等の要件を備えた圏域を都道府県知事が設定したものである。

ウ その他

広域行政圏では、全国総合開発計画（日本国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画）等の構想を受け、様々な取組が行われてきた。具体的には、1979年

⁹ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

(昭和54年)の「新市広域市町村圏計画」、1989年(平成元年)の「ふるさと市町村圏」、1991年(平成3年)の「広域行政圏施策」、2000年(平成12年)の「広域行政圏施策」である。これらの取組は、広域行政圏が実施する公共施設の整備事業や公共的ソフト事業に対し、国が補助金、交付金、起債、基金及び交付税制度を用いて支援するものであった。

なお、広域行政圏施策は、広域連携の必要性は認めた上で、当初の役割を終えたものとして2009年(平成21年)3月で廃止された。その理由として、「社会経済構造の変化・人口減少・少子高齢化への進展などの地域を取り巻く状況の変化」、「市町村合併により圏域全体が1市または構成団体が少数になるなど広域行政機構を有しない圏域の増加」などが挙げられている。

国は、広域行政圏施策の終了に合わせて今後の広域連携の基本的な考え方として、これまでの取組実績や市町村合併の推進状況等の地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議による取組が行われることが適当であり、引き続き地方自治法上の共同処理の諸方式を自主的に選択して活用していくことを示している¹⁰。

「平成の大合併」が終わりを迎える中での「広域行政圏」の廃止は、今後の自治体運営において、国による全国一律の運営から、それぞれの市町村が多様な選択肢の中から自主的に選択しながら進める運営へと変化したことを表している。

(4) 定住自立圏構想の推進

国では、新たな広域行政の一つとして「定住自立圏構想」を進めている。

大都市圏とそれ以外の地域という国土の極端な二極化現象が起きている現実がある中、地方においても住民が安心して暮らせるようにするために、周辺の地域が一体となつたまちづくりが必要となっているためである。

定住自立圏構想とは、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの社会背景を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく構想¹¹として「定住自立圏構想推進要綱」が策定され、2008年(平成20年)12月26日に公表された。

定住自立圏とは、人口規模等の一定要件を満たし、必要な生活機能の確保に関する中心的な役割を担う意思を有する「中心市」が、定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市宣言を行い、周辺市町村との協定の締結によって人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて役割分担し、連携していくことによって圏域を形成していくものである。

¹⁰ 「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」(平成20年12月26日付け総行市第234号通知) 参照。

¹¹ 総務省定住自立圏構想研究会報告書を参考に記述。

中心市の条件として、人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）、昼夜間人口比率1以上、三大都市圏の都府県（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良）の区域外の市または三大都市圏の都府県の区域内では通勤通学者のうち特別区または指定都市に通勤通学する者の割合が1割未満の市とされている。

（5）広域行政をめぐる最近の動向

このような、国の取組が変化する中、第29次地方制度調査会¹²が2009年（平成21年）6月16日に当時の麻生総理大臣に対して答申を行っている¹³。

今回の答申では、今後の自治体のあり方として「平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末まで一区切りにすることが適当である。」、「市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村が、これらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきである。」、

「現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。」、「内部組織や行政機関等についても共同設置が進められるよう制度改正を含めた検討を行うことが適当である。」、「小規模市町村に対する方策の検討が必要である。」という考え方方が示されている。

総務省は、この答申を受ける形で2009年（平成21年）7月に大学教授や自治体職員などをメンバーとした共同処理改革研究会を発足した。

この共同処理改革研究会では、市町村合併の進展等を踏まえ、市町村が抱えている課題に対して適切に対処できるようにしていくため、そして住民サービスの向上のために広域行政について現状と課題を分析し、今後の自治体のあるべき姿や、広域行政の更なる活用方策を具体化するために法律改正も視野に入れた議論を展開し、2010年（平成22年）1月25日、報告書として取りまとめられた¹⁴。

¹² 地方制度調査会とは、学識経験者、地方公共団体6団体の代表及び国会議員で構成される内閣総理大臣の諮問機関である。その答申は地方自治制度改革において大きな意義を持っており、過去においてもこの答申を受けて様々な制度改正が行われている。

¹³ 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000034495.pdf

¹⁴ 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000051523.pdf

表2-5 国による広域行政と市町村合併の施策展開の変遷

| 時 期 | 合 併 | 広域行政 | 特 徴 | 市町村数 |
|---|--------|-----------------------|--|----------------|
| 1888年 (明治21年) | — | — | — | 71, 314 |
| 1888年 (明治21年) ～ 1889年 (明治22年) | 明治の大合併 | | ・300～500戸を標準 ・全国一律に町村合併を実施 | 15, 820 |
| 1889年 (明治22年) ～ | | 市制・町村制施行 町村組合制度の創設 | ・地方自治の制度化 ・合併できない町村のための合併に変わる手法 | — |
| 1947年 (昭和22年) ～ | | 一部事務組合の法制化 | ・複数の自治体での事務の共同処理を法制化 | — |
| 1953年 (昭和28年) ～ 1961年 (昭和36年) | 昭和の大合併 | | ・町村合併促進法施行 ・事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から実施 ・人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進 | 3, 472 |
| 1969年 (昭和44年) ～ 2009年 (平成21年) | | 広域行政圏施策の展開 | ・広域市町村圏と大都市周辺地域広域行政圏を展開 | — |
| 1974年 (昭和49年) ～ | | 複合的一部事務組合の法制化 | ・一部事務組合で複数の事務処理が可能となる | — |
| 1995年 (平成7年) | | 広域連合制度の法制化 | ・国又は県からの権限移譲が可能となる ・住民統制が明文化される | — |
| 1999年 (平成11年) ～ 2010年 (平成22年) | 平成の大合併 | | ・市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る ・自主的な市町村合併の推進 ・合併後の市町村数の目標が1,000とされる | 1, 730 (見込) |
| 2008年 (平成20年) ～ | | 定住自立圏構想 | ・地方においても住民が安心して暮らせる地域となるよう地域が一体となったまちづくりを推進 | — |

出典：埼玉県ホームページ¹⁵を基に作成¹⁵ 埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/gappei/kobatonsensei/kobatonsensei.html>

【コラム】埼玉県における定住自立圏構想の動き

埼玉県において、定住自立圏の中心市の要件を満たし、中心市宣言を行った市は、「秩父市」と「本庄市」である。

秩父市を中心市とする圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）は、関東で唯一「先行実施団体¹⁶」として選定され、定住自立圏の確立のために率先して取り組んでいる。2009年（平成21年）3月19日、秩父市は中心市宣言を行い、その後ちちぶ定住自立圏研究会やちちぶ定住自立圏ワーキンググループ、1市4町首長会議にて検討を進めるとともに、明日の秩父を語る会などによる地域住民や議会、行政関係者に向けた説明会を経て、同年9月25日に8項目の協定を締結した（下表参照）。

本庄市を中心市とする圏域（本庄市、美里町、神川町、上里町）では、本庄市が2009年（平成21年）9月18日に中心市宣言を行い、定住自立圏の形成に向けた協議を進めている。

○秩父圏域で締結された協定項目

| | 秩父市 | 横瀬町 | 皆野町 | 長瀬町 | 小鹿野町 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減 | ○ | | ○ | | ○ |
| 救急医療体制の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| リハビリテーション体制の確立 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 秩父圏域情報化の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 秩父情報共有システムの構築準備 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 交流及び移住促進事業の合同実施 | ○ | | ○ | | ○ |
| 秩父圏域における水道事業の運営の見直し | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 人材育成等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

出典：高橋(2009)を基に作成

¹⁶ 定住自立圏の中心市となることが想定される団体で、中心市となる要件を満たし、かつ、取組内容について相応の検討が行われている団体に対し、総務省として、定住自立圏の具体的な仕組みづくりに当たって意見を聞く団体のこと。総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081028_2.html

第3章 埼玉県における広域行政の現状と課題

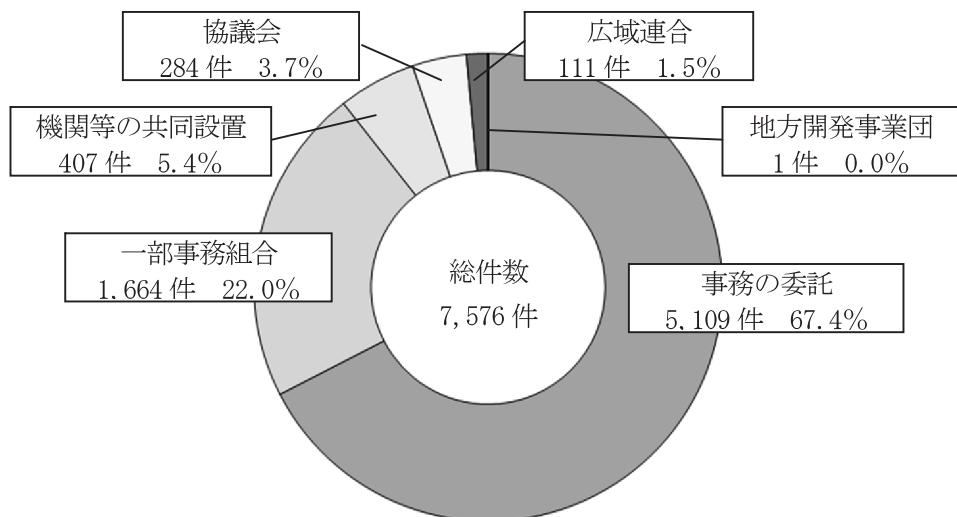
1 本県における広域行政の活用状況の特徴

(1) 広域行政の設置状況

総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、協議会、機関等の共同設置、事務の委託の各方式を対象とした「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を隔年で実施している。

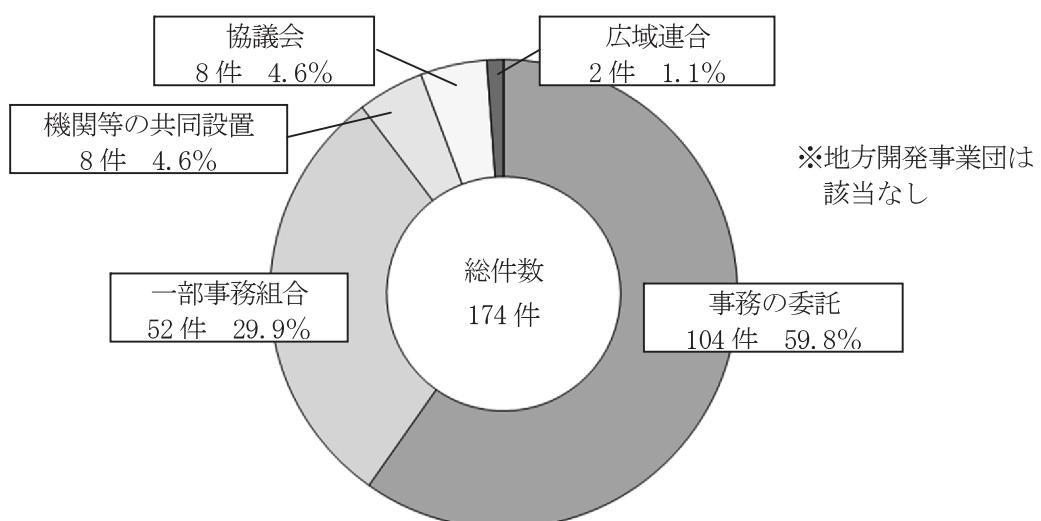
2008年（平成20年）7月1日現在の本調査結果によると、全国及び本県における処理方式別の活用状況は下図のとおりとなっている。

図3-1 全国における広域行政の方式別活用割合



出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を基に作成

図3-2 本県における広域行政の方式別活用割合



出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を基に作成

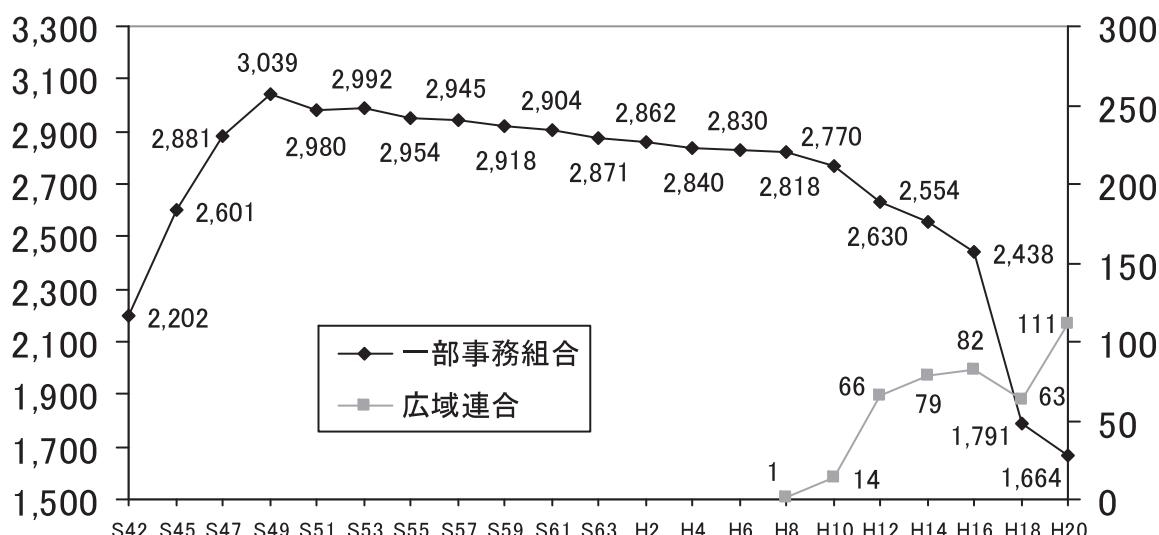
全国における広域行政による共同処理の総件数は7,576件であり、このうち本県の件数は174件となっている。数値だけを見ると47都道府県中14番目に多いが、自治体数や面積などの規模が都道府県によって異なるため、一概に活用件数のみで広域行政が盛んであるかどうかを判断することはできない。

処理方式別の内訳では、事務の委託及び一部事務組合の活用割合が高く、全国、本県共にこの2つの方式で全体の約9割を占めている。その内訳を見ると、全国では事務の委託が67.4%、一部事務組合が22.0%であるのに対し、本県では事務の委託が59.8%、一部事務組合が29.9%となっている。

次に、全国の一部事務組合と広域連合の設置件数の推移を見てみると、一部事務組合については、昭和40年代に急増し、1974年（昭和49年）のピーク時には3,039件に達したが、それ以降は、1974年（昭和49年）の地方自治法の一部改正による複合的一部事務組合の制定や、1995年（平成7年）に創設された広域連合制度への移行等により、徐々に減少している。また、近年では、平成の大合併や、事務の効率化・合理化を図るための統廃合等により、2008年（平成20年）7月1日現在、1,664件にまで減っている。

一方、広域連合については、制度の創設以来、徐々に増加していたが、平成の大合併などの影響により一時的に減少した。その後、平成18年度末に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設立されたこともあり、2008年（平成20年）7月1日現在では111件に増加している。

図3-3 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（2008年（平成20年）7月1日現在）の概要」を基に作成

なお、本県における一部事務組合の設置件数は、2001年（平成13年）4月1日現在では68件であったが、平成の大合併等を経て、2008年（平成20年）4月1日現在には52件まで減少している。

また、広域連合は、現在、1999年（平成11年）設立の「彩の国さいたま人づくり広域連合¹」と、2007年（平成19年）設立の「埼玉県後期高齢者医療広域連合」の2件が設置されている。

（2）広域行政の活用分野

これまでに行われてきた地方公共団体間の事務の共同処理において、どの分野で取り組まれているのかについて、全国と本県の活用割合を比較したのが表3-1である。

この表を見ると、全国では「その他」が全体の42.2%を占めており、次いで「環境衛生」が18.9%、「厚生福祉」が12.9%と続き、3つの分野で全体の74%に達していることが分かる。本県では「環境衛生」が全体の34.6%を占めており、次いで「その他」が29.2%、「防災」が20.1%と続き、3つの分野で全体の83.9%となっている。

この結果から見る本県の広域行政の特徴として、「ごみ処理」・「し尿処理」などの「環境衛生」分野と、「消防」・「救急」などの「防災」分野が全国よりも活用割合が高いこと、「厚生福祉」分野と「その他」分野の活用割合が低いこと、「総合開発計画」・「第1次産業振興」・「第2次産業振興」・「第3次産業振興」・「輸送施設」・「国土保全」・「住宅」の各分野における取組が行われていないこと、の3点が挙げられる。

¹ 彩の国さいたま人づくり広域連合では、「時代の求める分権型社会に対応できる人材育成のため」に設立され、職員の人材開発、人材交流、人材確保の各事業を行っている。本研究も、人材開発事業の一環である。

表3－1 事務の共同処理の分野における全国と本県の活用割合の比較

| 分野 | 全国 | 埼玉県 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 地域開発計画 (広域行政圏計画・ふるさと市町村圏計画ほか) | 3.4% | 3.7% |
| 総合開発計画 | 0.0% | — |
| 第1次産業振興 (農業用地・用水、農業水産物・流通施設ほか) | 3.1% | — |
| 第2次産業振興 (工業用地・用水ほか) | 0.2% | — |
| 第3次産業振興 (観光ほか) | 0.5% | — |
| 輸送施設 (道路、港湾、自動車輸送、船舶運行ほか) | 0.8% | — |
| 国土保全 (河川、海岸ほか) | 0.1% | — |
| 厚生福祉 (病院、生活保護、母子・老人・障がい福祉ほか) | 12.9% | 6.2% |
| 環境衛生 (上水道・下水道、ごみ処理・し尿処理、火葬場ほか) | 18.9% | 34.6% |
| 教育 (学校、学校給食ほか) | 5.1% | 5.8% |
| 住宅 (宅地造成、住宅ほか) | 0.2% | — |
| 都市計画 (街路、公園、駐車場、区画整理ほか) | 0.3% | 0.4% |
| 防災 (消防、救急、水防ほか) | 12.3% | 20.1% |
| その他 (職員採用試験、職員研修、公平委員会ほか) | 42.2% | 29.2% |

出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を基に作成

2 広域行政活用に向けた本県を取り巻く背景

本県の広域行政への取組における背景について、その地理・地形的状況、各市町村の面積、人口及び財政力などの視点から整理する。

まず、地理・地形的状況であるが、本県は、関東1都6県にまたがる関東平野のほぼ中央に位置し、県土面積の3分の2を平野が占めている²。また、交通の利便性が高く、様々な産業が集積している一方で、広大な田園地帯が広がり、武蔵野の面影を伝える雑木林が残っているなど、豊かな自然にも恵まれている。

このような状況を踏まえると、その地理・地形的な点から広域行政の実施を妨げる要素は少なく、地理・地形的な制約により当初から枠組み設定が限られているような地域と比較した場合、市町村の自主的な判断による連携相手の選択の余地が大きく、最も適した枠組みを選ぶことができる環境にあるといえる。

次に、本県の市町村数、市町村平均面積及び市町村平均人口を全国と比較してみると、表3-2のように、市町村数は第3位、市町村平均面積は第45位、市町村平均人口は第9位という状況となっている。

本県においては、平成の大合併を経てもなお、2009年（平成21年）10月5日現在で、数の多さでは全国第3位となる70の市町村が存在しているが、単純に数の面から見た場合、広域行政を実施するに当たっての連携相手の選択肢が豊富ということにもなり、先に述べた地理・地形的状況も勘案すると、その目的や状況によって多様な組み合わせが可能であると考えられる。

また、市町村の平均面積が狭く平均人口が多いことから人口密度が高いといえ、ある程度の人口規模を必要とする分野（ごみ処理・消防など）においては、より効果的・効率的な広域行政を実現しやすい状況にあるほか、人口密度や市街地の連たん性が高い地域においては、それぞれの市町村境界付近に立地する類似施設の統廃合など、広域的な視点からの公共施設の適正配置について検討できる環境が整っている。

² 埼玉県統計年鑑（平成21年）<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BP00/a310/a200900/n01/01-01.html> 参照。

表3－2 市町村数、平均面積及び平均人口の比較

■市町村数

| 順位 | 都道府県名 | 市町村数 |
|-----|-------|------|
| 1位 | 北海道 | 180 |
| 2位 | 長野県 | 80 |
| 3位 | 埼玉県 | 70 |
| 4位 | 福岡県 | 66 |
| 5位 | 東京都 | 62 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 43位 | 鳥取県 | 19 |
| 44位 | 大分県 | 18 |
| 45位 | 福井県 | 17 |
| 45位 | 香川県 | 17 |
| 47位 | 富山県 | 15 |

■平均面積

| 順位 | 都道府県名 | 市町村平均面積(km ²) |
|-----|-------|---------------------------|
| 1位 | 秋田県 | 465.45 |
| 2位 | 北海道 | 463.65 |
| 3位 | 岩手県 | 436.54 |
| 4位 | 広島県 | 368.66 |
| 5位 | 新潟県 | 334.31 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 43位 | 神奈川県 | 73.21 |
| 44位 | 沖縄県 | 55.51 |
| 45位 | 埼玉県 | 53.82 |
| 46位 | 大阪府 | 44.14 |
| 47位 | 東京都 | 33.92 |

■平均人口

| 順位 | 都道府県名 | 市町村平均推計人口(人) |
|-----|-------|--------------|
| 1位 | 神奈川県 | 270,218 |
| 2位 | 東京都 | 207,072 |
| 3位 | 大阪府 | 204,791 |
| 4位 | 兵庫県 | 136,245 |
| 5位 | 広島県 | 124,729 |
| 6位 | 愛知県 | 121,367 |
| 7位 | 千葉県 | 109,323 |
| 8位 | 静岡県 | 102,701 |
| 9位 | 埼玉県 | 101,609 |
| 10位 | 京都府 | 101,110 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 43位 | 鳥取県 | 31,326 |
| 44位 | 山梨県 | 31,096 |
| 45位 | 北海道 | 30,753 |
| 46位 | 長野県 | 27,134 |
| 47位 | 高知県 | 22,748 |

注1) 東京都は特別区（23区）を含む。

出典：市町村数＝財団法人地方自治情報センター「都道府県別市区町村数一覧

(2009年(平成21年)10月5日現在)」を基に作成

平均面積＝国土地理院「全国都道府県市区町村面積調(2009年(平成21年)4月速報値)」を基に作成

平均人口＝総務省「人口推計2008年(平成20年10月1日)」を基に作成

一方、市町村の平均財政力指数を全国と比較すると、本県は都市別で第5位、町村別で第6位となっており、財政的には比較的恵まれている状況にある。今のところ、本県には財政破綻してしまうほど逼迫した市町村が存在しない上、詳しくは第5章で述べるが、県は市町村の自主性を尊重し、広域行政の実施に積極的に関与してこなかったという経緯もあることから、本県においては、広域行政を積極的に活用しようという意識が醸成されにくいという面もあるのではないかと考えられる。

表3－3 平均財政力指数の比較

■都市別

| 順位 | 都道府県名 | 財政力指指数 |
|-----|-------|--------|
| 1位 | 愛知県 | 1.13 |
| 2位 | 神奈川県 | 1.08 |
| 3位 | 東京都 | 1.06 |
| 4位 | 静岡県 | 0.98 |
| 5位 | 埼玉県 | 0.93 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 43位 | 島根県 | 0.42 |
| 44位 | 秋田県 | 0.41 |
| 45位 | 長崎県 | 0.40 |
| 45位 | 鹿児島県 | 0.40 |
| 47位 | 高知県 | 0.39 |

■町村別

| 順位 | 都道府県名 | 財政力指指数 |
|-----|-------|--------|
| 1位 | 神奈川県 | 1.06 |
| 2位 | 愛知県 | 1.02 |
| 3位 | 茨城県 | 0.77 |
| 4位 | 栃木県 | 0.76 |
| 5位 | 静岡県 | 0.73 |
| 6位 | 埼玉県 | 0.72 |
| : | : | : |
| : | : | : |
| 43位 | 秋田県 | 0.26 |
| 44位 | 鹿児島県 | 0.24 |
| 44位 | 北海道 | 0.24 |
| 46位 | 島根県 | 0.21 |
| 47位 | 高知県 | 0.20 |

注1) 東京都は特別区（23区）を含む。

出典：総務省「平成19年度市町村別決算状況調」を基に作成

3 広域行政を活用するまでの問題点・課題点

(1) 現在抱えている問題点・課題点

本研究会では、研究を進めていくに当たり、県内の広域行政の取組状況を把握するため、県内の市町村及び広域行政機関を対象に「広域行政に関するアンケート（以下「アンケート」という。）」を実施した。

その中で、現在取り組んでいる広域行政における問題点・課題点等を問う設問についての回答は、それぞれ表3－4のような結果となった。

アンケート結果によると、市町村、広域行政機関とも、回答数上位四つ目までは同様の回答となっており、「特に支障、課題、問題点はない」と回答したところが多数であった。

問題点・課題点として挙げている項目を見ると、一般的に広域行政のデメリットとして考えられる「市町村間の調整に時間を要している」、「財源や人員の確保が困難になっている」という回答が上位となっている。これに続くのが「広域行政の役割や存在意義があいまいとなっている」という回答であるが、特に市町村において、広域行政の存在そのものを疑問視する回答が多かったのが非常に興味深いところである。社会経済情勢の急速な変化や市町村合併に対応する中で、その役割を終えた広域行政機関も存在すると思われ、広域行政の存続の是非を含めた事業のあり方の見直しの必要性も生じているようである。

表3－4 現在抱えている問題点・課題点

■市町村 (n=381)

| 順位 | 回答選択肢 | 回答数 | 割合 |
|----|----------------------------|-----|-------|
| 1位 | 特に支障、課題、問題点はない | 164 | 43.0% |
| 2位 | 市町村間の調整に時間を要している（調整が困難である） | 41 | 10.8% |
| 3位 | 財源や人員の確保が困難になっている | 37 | 9.7% |
| 3位 | 広域行政の役割や存在意義があいまいとなっている | 37 | 9.7% |
| 5位 | 住民の意見が届かない | 29 | 7.6% |

■広域行政機関 (n=104)

| 順位 | 回答選択肢 | 回答数 | 割合 |
|----|----------------------------|-----|-------|
| 1位 | 特に支障、課題、問題点はない | 30 | 28.8% |
| 2位 | 市町村間の調整に時間を要している（調整が困難である） | 23 | 22.1% |
| 3位 | 財源や人員の確保が困難になっている | 20 | 19.2% |
| 4位 | 広域行政の役割や存在意義があいまいとなっている | 8 | 7.7% |
| 5位 | 広域行政の圏域と実際の経済圏や生活圏が一致していない | 7 | 6.7% |

注1) 複数回答選択

注2) 市町村においては広域行政機関ごとに回答しているため、回答が重複する広域行政機関がある。

注3) 上位5位までを抜粋したため、割合の合計は100%にはならない。

次に、現在取り組んでいる広域行政に対する見直しの必要性及びその方向性（枠組み・内容）、見直しが必要な理由を問う設問については、それぞれ表3－5、表3－6、表3－7のような結果となった。

本設問においても、市町村、広域行政機関とも、「特に見直しの必要性は感じない」とする回答が多数を占めたほか、「枠組みの見直しが必要」とする回答と、「内容の見直しが必要」とする回答がほぼ同数であった。

「枠組みの見直しが必要（「両方」を含む。）」と回答した理由については、「枠組みについて見直す余地がある」という回答が1番多く、「処理する事務によって構成団体が異なるため効率化の妨げとなっている」という回答がこれに続いている。

また、「内容の見直しが必要（「両方」を含む。）」と回答した理由については、市町村と広域行政機関との間で大きな差異が見られた。1番の理由として挙げた回答を比較すると、市町村は「事務の内容が社会情勢や住民ニーズ等に対応できていない」としているのに対し、広域行政機関は「施設の老朽化への対応が必要」としており、行政全般の政策を担う市町村と、実際の運営を担う広域行政機関との立場の違いから、このような結果が出たものと考えられる。

表3-5 次の見直しについて必要性を感じているか

| 回答選択肢 | 市町村 回答数 | 広域行政機関 回答数 |
|----------------------|------------|---------------|
| 枠組み（圏域） | 26 | 11 |
| 内容（共同処理する事務や事務処理の内容） | 28 | 12 |
| 両方 | 17 | 6 |
| 特に見直しの必要性は感じない | 242 | 36 |

注1) 市町村においては広域行政機関ごとに回答しているため、回答が重複する広域行政機関がある。

表3-6 枠組みの見直しが必要と感じる理由

| 回答選択肢 | 市町村 回答数 | 広域行政機関 回答数 |
|----------------------------------|------------|---------------|
| 近隣自治体が合併したが、枠組みの見直しがなされていないため | 8 | 1 |
| 枠組みについて見直す余地がある | 18 | 9 |
| 処理する事務によって構成団体が異なるため効率化の妨げとなっている | 11 | 3 |
| その他 | 9 | 3 |

注1) 複数回答選択

注2) 市町村においては広域行政機関ごとに回答しているため、回答が重複する広域行政機関がある。

表3-7 内容の見直しが必要と感じる理由

| 回答選択肢 | 市町村 回答数 | 広域行政機関 回答数 |
|---------------------------------------|------------|---------------|
| 構成市町村の費用負担割合が実情に即していない | 3 | 3 |
| 構成市町村間の費用負担以外の利害調整（サービス内容・施設立地条件等）が必要 | 7 | 4 |
| 施設の老朽化への対応が必要 | 6 | 8 |
| 財源や人員の不足等により事業規模の見直しが必要 | 8 | 4 |
| 事務の内容が社会情勢や住民ニーズ等に対応できていない | 18 | 1 |
| 事務決裁や事務手続き等、事務処理の更なる効率化が必要 | 6 | 4 |
| その他 | 6 | 1 |

注1) 複数回答選択

注2) 市町村においては広域行政機関ごとに回答しているため、回答が重複する広域行政機関がある。

以上のアンケート結果を踏まえると、県内の多くの市町村や広域行政機関では、広域行政の運営上の問題点・課題点はないとしている。しかし、各市町村では、長引く不況により財政状況が厳しさを増す中で、自治体運営の効率化を図るために行財政改革に取り組んでおり、広域行政の実施に係る予算や人員の確保に苦労している状況が窺える。

一方で、社会情勢の変化、多様化する住民ニーズ及び施設の老朽化への対応等が迫られており、限られた財源や人員の中で構成市町村間の意見調整を図りながら、いかに、より効果的・効率的な運営を行っていくことができるかが、当面の課題ではないだろうか。

(2) 今後活用を検討していく上での問題点・課題点

アンケートの中で、市町村を対象に、今後広域行政の活用を検討していく上での問題点・課題点について質問した。詳細は、表3-8のとおりである。

表3-8 今後広域行政を検討する上での問題点・課題点

| 順位 | 回答選択肢 | 回答数 | 割合 |
|----|---|-----|-------|
| 1位 | 自治体間の調整が困難（利害、負担割合等） | 37 | 57.8% |
| 2位 | 広域行政の必要性（メリット・デメリット等）について不明瞭である | 36 | 56.3% |
| 3位 | 広域行政に取り組むための体制（人員・財源等）を確保することが困難 | 34 | 53.1% |
| 4位 | 広域行政に関する各種制度についての情報が不足している | 28 | 43.8% |
| 5位 | 事務手続き等が煩雑 | 21 | 32.8% |
| 6位 | 先進事例などの情報が不足している | 19 | 29.7% |
| 7位 | 広域行政をすすめる手続きなど、どのように進めたらよいのか分からぬ | 11 | 17.2% |
| 8位 | 住民の理解を得るのが困難 | 8 | 12.5% |
| 9位 | 広域行政を行うにあたって適切な連携相手が見当たらない（近隣市町村の合意を得るのが困難） | 6 | 9.4% |
| 9位 | 既存の広域行政制度が実情（経済圏域・生活圏域等）に対応できていない | 6 | 9.4% |
| 9位 | 国や県などからの支援が少ない（又はない） | 6 | 9.4% |

上記の結果から抽出される問題点・課題点は、大きく分けて3点になる。1点目は自治体間の調整が困難であること、2点目は自治体への広域行政に対するあらゆる情報の周知が不足していること、3点目は人員・財源等が不足していることである。

まず、1点目の自治体間の調整が困難であることについてであるが、この点は先ほど述

べた現在抱えている問題点・課題点においても第1位に挙げられている。広域行政は複数の自治体で実施する以上、自治体間の調整は避けては通れないものであるが、より円滑に調整を図っていくためにも、県における自治体間の調整役としての役割が期待されるところである。

次に、2点目の情報の周知不足についてであるが、アンケート上位に情報の周知不足に関する項目が多く挙がっている。その情報とは広域行政のメリット・デメリット、広域行政制度そのもの、先進事例、広域行政事務手続きの進め方のことであり、この課題に対しては、国や県からの積極的な情報提供が望まれる。

なお、上記2点については、第5章にて詳述する。

そして、3点目の人員・財源等が不足していることについてであるが、これは逆の観点から見れば、これらの要因は広域行政を活用する動機ともなりうるものである。確かに、地方公共団体を取り巻く環境は年々厳しさを増し、人員・財源が減少する中で、新たな広域行政の活用に人員・財源を掛けられる余裕がある自治体は多くはないと思われる。さらに、年々新たな行政需要が生み出され、既存の分野だけでも対応に苦慮しているところに追い打ちを掛けている。

アンケート結果によると、各市町村が広域行政を活用するに当たって想定していたメリット及び実際に受けたメリットの第1位、第2位として、財政的負担の軽減と専門的な事務の高度化が挙げられており、これは正に問題となっている人員・財源不足の問題を解決できるということの証左である。つまり、広域行政の活用は、これらの課題を解決するための有効な選択肢といえる。

ここで挙がったメリットが新たな行政分野で同程度の効果を発揮できるかどうかは一概にいえないため検討の余地があるが、市町村の実務担当者の視点からメリットを実感できたということ、規模の経済性を考慮に入れると、実際に人員・財源の確保、補助金の交付など具体的な効果があったものと思われる。

(3) 今後想定される共通の課題

ア 高齢化社会・人口減少への対応

県内市町村に限らず全国的な問題として、今後、本格的な高齢化社会の到来や人口減少に伴い、税収の減少と福祉・医療関連諸費の大幅な増加が懸念されている。広域行政機関においても例外ではなく、構成市町村の財政状況が悪化すれば、当然、広域行政の運営にも影響が及び、その運営方法の変更を余儀なくされるであろう。

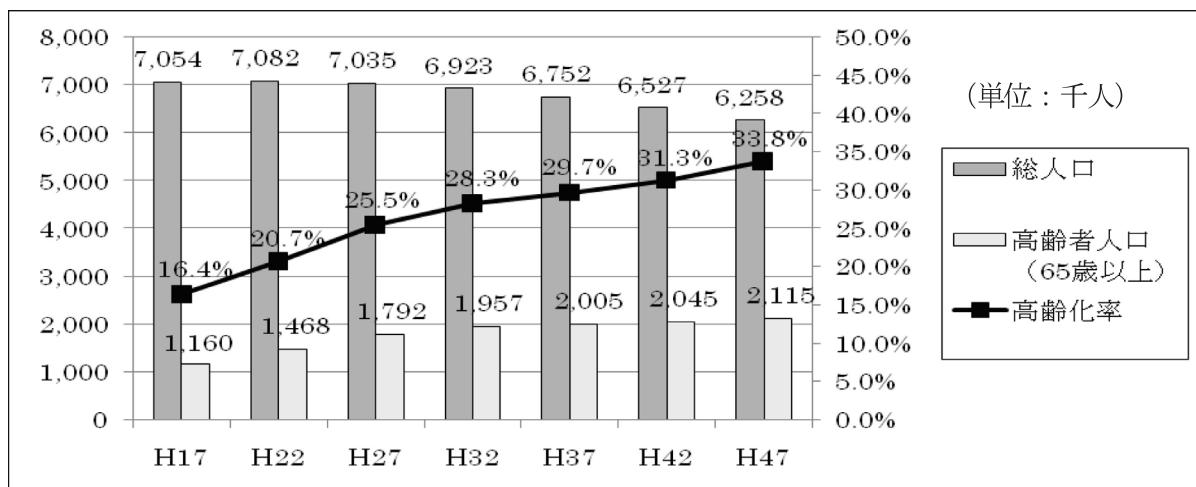
国立社会保障・人口問題研究所が2007年(平成19年)5月に行った推計によると、本県の総人口は、2005年(平成17年)の国勢調査の時点で約705万人であったのに対し、10年後の2015年(平成27年)には約704万人、20年後の2025年(平成37年)には約675万人、30年後の2035年(平成47年)には約626万

人まで減少するとされている。

また、本県の高齢化率は、2005年（平成17年）の国勢調査の時点で16.4%であったのに対し、10年後の2015年（平成27年）には25.5%、20年後の2025年（平成37年）には29.7%、30年後の2035年（平成47年）には33.8%まで達するとされている。

今後、高齢化率の急激な上昇や人口減少に伴い、広域行政に対する住民ニーズや事務処理量が大きく変化することも考えられ、従来通りの運営方法を継続していくことは困難となってくると思われる。このような状況に対応していくためには、将来を見据え、事業内容や枠組み等の見直しを早急に行う必要がある。

図3－4 本県における将来推計人口、高齢者数及び高齢化率



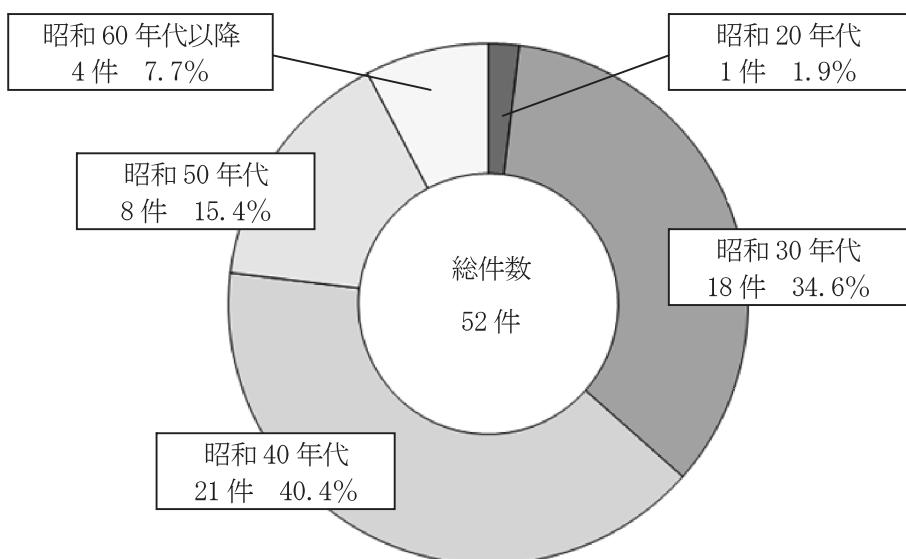
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（2007年（平成19年）5月）」を基に作成

イ 広域行政機関が保有する施設の老朽化への対応

先にも述べたが、アンケート結果によると、広域行政機関においては、事務内容の見直しが必要と感じる理由を「施設の老朽化への対応」とする回答が最も多かった。

事実、本県で活用割合が高い一部事務組合を例にその設立時期について見てみると、図3-5のとおり、昭和30年代から昭和40年代にかけて設立されたものが大半を占めており、老朽化した施設も存在するものと思われる。高齢化社会や人口減少への対応も含め、事業内容や規模の見直しをはじめ、更なる広域化あるいは圏域の縮小などの枠組みの見直し、場合によっては、法人の設立を必要としない簡便な共同処理方式である「事務の委託」や「機関等の共同設置」への移行など、様々な観点から効果的・効率的な運営に向けた検討をしていく必要がある。

図3-5 本県における一部事務組合設立年の分布



出典：アンケート結果を基に作成

(4) 合併市町村における枠組みの複雑化

市町村合併と広域行政は、それぞれ形態は異なるものの、主に規模の拡大によるスケールメリットを生かした効果的・効率的な行財政運営を目的として行われるものである。

一般的に、市町村合併や広域行政を始めるきっかけは、地域的なつながりによるところが大きく、両者の枠組みは共通している部分が多い。そのため、通常は合併の構成市町村内で行われていた広域行政は合併した時点で解消される。

一方で、同じ分野の広域行政について、それぞれ違った枠組みで実施していた市町村同士が合併し、合併後においても再編がなかなか進まない事例もいくつか見受けられる。

一例として、2005年（平成17年）10月に吹上町及び川里町と合併した鴻巣市の事例を挙げると、鴻巣市のごみ処理事務については、現在、旧鴻巣市及び旧川里町の区域の可燃ごみは埼玉中部環境保全組合へ、旧吹上町の区域の可燃ごみは彩北広域清掃組合へ搬入して処理しており、組合が所管する区域によってごみの出し方が異なるなど、新市における住民サービスの均一化に時間を要している状況にある。

このことは、先に述べたとおり、本県においては地理・地形的な制約が少ないため、その時に合わせた様々な枠組みでの広域行政を行いやすいという背景も関係しているのではないかと思われる。

本来であれば、合併後の新市町村内部での事務完結を図り、新市町村内で均一の住民サービスを提供できるよう努めるべきである。このような問題を解決するためには、再編後の運営方法や施設等の財産処分の協議などについて、関係市町村との調整に多くの労力と時間を要すると思われるが、非効率の解消と公平な住民サービスの提供のためにも、早期の解決が望まれる。

第4章 埼玉県における広域行政が求められる分野

1 活用分野の分類の視点と枠組み設定の考え方

第3章で述べたように、これまでの広域行政は、全国や本県の取組状況を見ても、「環境衛生」、「防災」など、住民が直接関わる生活圏と密接な関わりを持つ分野で多く見受けられる。

一方、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災以後、隣接しない市町村において災害協定を結ぶなどの事例のように、圏域に捉われず機能に着目した広域行政の取組も行われている。

本章では、異なる側面を持つ上記の広域行政の取組について、「広域行政圈型」と「機能連携型」に分類¹し、活用分野を考えるための分類の視点と枠組み設定の考え方について考察する。

（1）「広域行政圈型」における視点と枠組み

ア 視点

「広域行政圈型」とは、規模のメリットや地域の一体性を高めることができるものとされており、従前から全国的にも広く活用されてきた広域行政のケースである。このケースの最大の効果として期待されることは、スケールメリットを生かすことである。具体的には、いわゆる施設の設置を伴う「ハード事業」で、本県においても数多く取り組まれている「環境衛生」、「防災」などの分野が該当する。

財政状況が逼迫する中、各自治体では、老朽化した施設の維持管理に頭を悩ませているところであるが、「広域行政圈型」による広域行政は、一定の圏域で事業を行うことにより、施設を共同で設置し、また維持管理することで、住民サービスを維持しつつ財政的負担の軽減や、職員定数の削減が叫ばれる中での効果的・効率的な人員配置を行う有効な手段であるといえる。

イ 枠組み設定の考え方

「広域行政圈型」は、前述したように分野によって一定の圏域の設定を想定し、将来を見据えた適正な規模や市街地の連たん性が重要とされ、市町村合併の枠組みの考え方と類似する。本県に置き換えた場合では、2006年（平成18年）3月に県が策定した「埼玉県市町村合併推進構想²」に示された枠組みが、圏域設定の一つの考え方として参考になるものと考える。

また、同一の都道府県に属する市町村の枠組みという行政側の都合ではなく、あくまで

¹ 牛山（2009）p23 参照。

² 埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/gappei/kousou/kousou.pdf>

も住民本位に考え、その生活圏からの検討が必要である。場合によっては、都道府県境を跨いだ枠組み設定もあり得る。事業に見合った圏域を設定することで、その地域の「地域力³」が向上するケースも考えられることから、効果が大きく得られるといえる。

なお、アンケート結果によると、既存の広域行政の枠組みを選定した要因は、「地理的な要因」が最も多く、次いで「国又は県の指導によるもの」となっている。このことから、本県における既存の広域行政の取組は、「広域行政圏型」が多くあるといえる。

(2) 「機能連携型」における視点と枠組み

ア 視点

「機能連携型」とは、自治体間で連携することで果たすことが可能となる機能、いわば「ソフト事業」に着目して連携を行うものである。従って、必ずしも隣接している自治体間で行う必要がなく、遠隔地でも連携が可能である。

代表的な事例としては、「災害協定⁴」が挙げられ、関東地方と関西地方といった遠隔地の自治体同士で協定を結ぶことによって、一方で災害が起ったときに、もう一方の自治体が救援活動などを行うことができる。

コスト削減や事務の効率化に主眼を置いた「広域行政圏型」による広域行政に対し、住民サービス水準の向上に主眼を置き、地理的な制約がない分、柔軟な発想による連携が可能となる「機能連携型」による広域行政もまた、効果的・効率的な自治体運営の有効な手段の一つとして挙げることができる。

イ 枠組み設定の考え方

「機能連携型」は、隣接する地域の圏域に捉われず機能に着目する点から、主にソフト事業における取組で地域住民からの意見を踏まえながら、枠組みを設定することが考えられる。

主な事例として挙げられるものは、道路や河川、観光等における事業が挙げられる。本県での、「三富新田⁵」と呼ばれる、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市及び三芳町の4市1町をまたがる地域において、埼玉県及び4市1町と地域住民が連携して、地域の自然環境や歴史・文化が一体となった魅力ある地域づくりに取り組んでいる事例が挙げられるが、今後も機能に着目した対応が可能となる「機能連携型」による広域行政の取組は、大いに活用の可能性が残されているといえる。

³ 「地域力」は、様々な捉え方がなされているが、ここでは、「住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力」のことを表す。

島根県ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/tiikiryoku/tiikiryoku.html> 参考。

⁴ 例として、埼玉県では全国の都道府県と「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。埼玉県ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC03/saitama_air_rescue/ouenkyoutei.pdf

⁵ 埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/santome/santome2.html>

(3) 活用に当たっての留意点

広域行政の活用に当たっては、共同処理改革研究会において次のような留意点が挙げられている⁶。

一つ目は、「効率化とサービスの充実との関係」として、一般的には共同処理により事務処理の費用対効果は向上すると考えられるが、同時に体制の充実強化を図る必要もあることから、必ずしも行政コストは下がらないケースも多いと考えられている。主に効率化よりもサービス水準を上げる効果に期待する部門が該当する。

二つ目は、「団体の規模による想定される効果の違い」として、小規模な地方公共団体において効果が期待できる部門と都市部などの比較的規模の大きな団体において効果が期待できる部門とでは、異なる場合があるとされている。

三つ目は、「地方分権との関係」である。地方分権改革推進委員会第1次から第4次までの勧告⁷もあり、市町村への権限移譲が今後も続くと考えられる。その中には、事務の専門性や処理件数などを考えると、市町村間又は都道府県も含めて共同で処理した方が効果的・効率的なものも多いとされている。例としては、開発行為の許可等のまちづくり関係事務、特別養護老人ホームの認可・監督等の福祉関係事務が挙げられている。

このように、いくつかの留意点を抑えた上で、広域行政の取組を行う必要がある。

2 県内市町村が考える「今後活用が求められる分野」

では、今後の広域行政の方向性について、県内の市町村はどのように考えているのだろうか。

アンケートの中で、「今後、新たな分野での広域行政の必要性を感じているか」、「広域行政の必要性を感じる事務の分野は何か」について質問した。

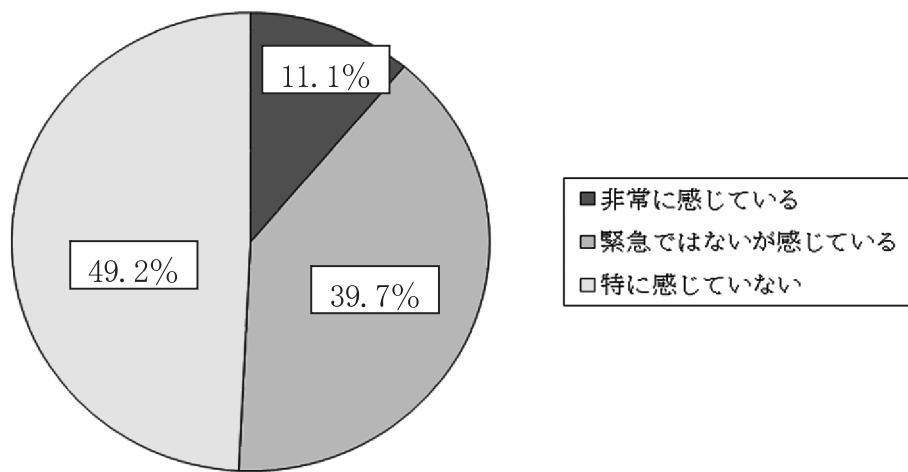
なお、ここでいう「新たな分野」とは、調査基準日現在で回答市町村において実施していない広域行政の分野のことを指す。

まず、新たな分野での広域行政の必要性については、図4-1のとおりの結果となった。「非常に感じている」、「緊急ではないが感じている」と回答した市町村は全体の半数以上を占めていた。なお、回答の傾向としては、市町村の人口、面積、財政などの規模との関係性は見られなかった。

⁶ 地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会（第3回）議事録p4～p5参照。

⁷ 各勧告の内容は次のとおり。【第1次勧告（2008年（平成20年）5月）】○基礎自治体への権限移譲、○個別行政分野の事務・事業の見直し。【第2次勧告（同年12月）】○国の出先機関の見直し。【第3次勧告（2009年（平成21年）10月）】○国の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、○地方自治関係法制の見直し○国と地方の協議の場の法制化。【第4次勧告（同年11月）】○地方税財政制度の再構築。なお、現在は「地域主権戦略会議」の下で地方分権改革が進められている。

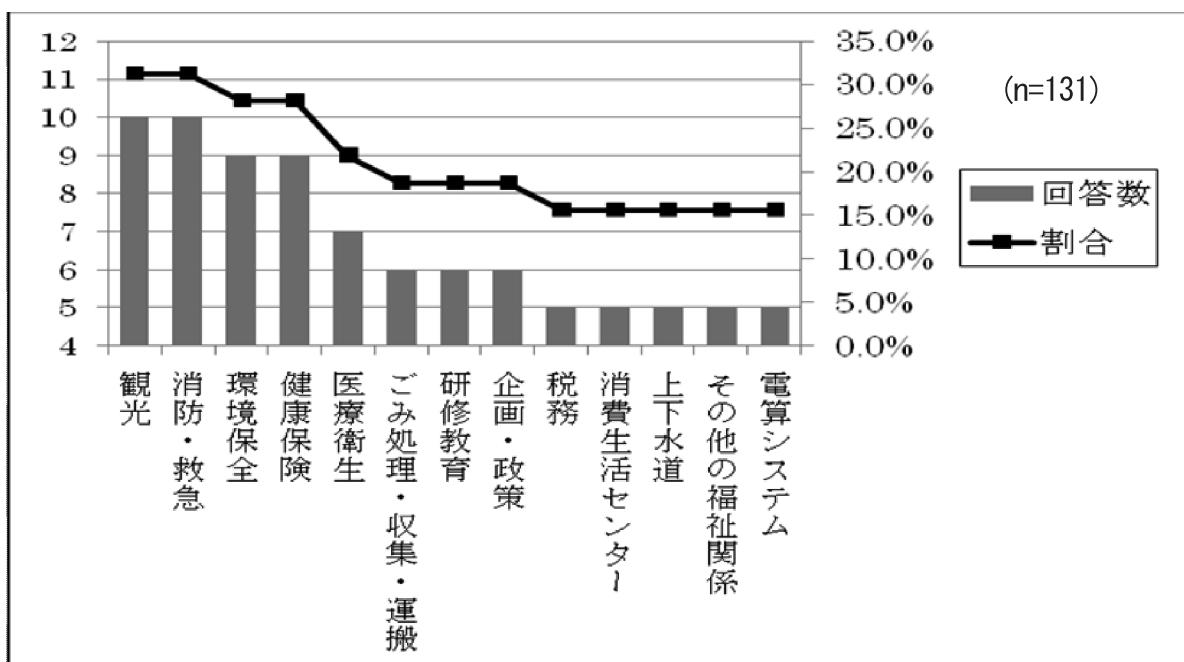
図4-1 新たな分野での広域行政の必要性



出典：アンケート結果を基に作成

次に、広域行政の必要性を感じる分野について、回答数の多かった分野の第1位から第9位までを挙げてみると、図4-2のとおりの結果となった。

図4-2 広域行政の必要性を感じる分野



出典：アンケート結果を基に作成

注1) 割合の算出方法は、必要を感じる広域行政分野の選択数を、新たな広域行政が必要であると回答した自治体の数で除したものである。

注2) 複数回答選択のため、割合の合計は100%にはならない。

アンケート結果で回答数の多かった「観光」、「環境保全」の両分野については、共同処理改革研究会においても議題に挙がっており、これらの分野がもはや単独自治体のみで解決できる行政課題ではなく、広域で処理されることが望ましいとの認識の高まりを表しているといえる。

アンケート結果の上位には、「観光」、「環境保全」のほか、「健康保険」、「医療衛生」、「税務」など、現在、本県での取組事例があまり見られない分野が挙がった一方で、「消防・救急」、「ごみ処理・収集・運搬」、「研修教育」など、既に多くの市町村が取り組んでいる分野も挙がっている。

また、図4-2で挙げた分野に続く10位以下の分野についても、「し尿処理」、「火葬」、「学校教育」、「介護認定」、「公平委員会」、「農林」、「スポーツ」などが挙がっており、上位に挙がった分野と同様の傾向が見られる。

一口に広域行政の必要性を感じる分野といつても、これまで事例があまり見られない新たな分野に取り組む場合、既存の分野に新たに取り組む場合、既に取り組んでいる分野の更なる充実を図りたい場合など様々な場面が想定でき、市町村が考える広域行政の今後の活用分野は多種多様となっている。

3 本県における広域行政の活用が求められる分野

ここでは、本県における今後の広域行政の活用分野について、前節で述べたアンケート結果において、必要性を感じられたとの回答があった分野の中から、本研究会が活用の可能性があると判断した分野を、「広域行政圈型」と「機能連携型」に分け、それぞれ二つずつ提言するものである。

(1) 広域行政圈型

ア 提案名「消防・救急分野の充実のための広域化」

(ア) 背景及び目的

消防組織法の一部を改正する法律（2006年（平成18年）6月施行）において、自主的な市町村消防の広域化が位置付けられた⁸ことを踏まえ、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化などに対応するため、スケールメリットの利点を生かした広域化による消防・救急体制の充実を目的とする

(イ) 課題

消防・救急分野の高度化・複雑化への対応

(ウ) 主体

県内市町村、既存の広域行政圏及び一部事務組合

(エ) 対象

県内の消防・救急分野

(オ) 方式

広域連合及び一部事務組合

(カ) 導入手順

埼玉県が2008年（平成20年）3月に策定した「埼玉県消防広域化推進計画⁹」の趣旨を踏まえ、同計画に示された枠組み若しくは埼玉県市町村合併推進構想に示された生活圏が類似する圏域の市町村において「広域消防運営計画」を策定し、平成24年度を目途に広域化を実施

(キ) 費用

広域化に係る費用は、特別交付税、地方債、国庫補助金で対応可能

(ク) 効果

広域化による消防・救急体制の強化、財政基盤の確立、総務部門のスリム化による消防・救急分野の人員確保

⁸ 消防組織法第31条以下参照。また同法第32条第1項に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年7月12日消防庁告示第33号）が定められた。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuji/hen51/5101000095.htm>

⁹ 埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/kouikika/keikaku.html> 参照。

イ 提案名「環境保全に配慮した循環バスの広域化」

(ア) 背景及び目的

国によって、2020年（平成32年）の温室効果ガス25%削減（1990年（平成2年）ベース）が目標に掲げられる中、同一の生活圏において循環するバスの運行を複数の市町村で広域的に実施することで、より広域な交通手段の利便性を確保するとともに、日常の交通手段を自家用車からバスへ替えることによる排出ガスの削減を目的とする

(イ) 課題

交通手段、環境改善、渋滞緩和への対応

(ウ) 主体

公共交通事業者、企業、住民、NPO及び関係市町村

(エ) 対象

交通分野、環境保全分野

(オ) 方式

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会

(カ) 導入手順

「地域公共交通活性化・再生総合事業制度¹⁰」を活用し、協議会を設置、同協議会が「地域公共交通総合連携計画」を作成、総務大臣及び国土交通大臣に送付後、「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」を策定・申請し、地方運輸局長の認可を受け、補助金の交付申請、交付決定後3か年で事業計画に位置付けられた事業を実施

(キ) 費用

地域公共交通総合連携計画作成費用の定額（上限20,000千円）及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に定める事業の費用の2分の1を国庫補助金で対応可能、残りの2分の1は、地域の関係者が実情に応じて負担

(ク) 効果

関係市町村間に加え、公共交通事業者や住民、企業との連携による交通の利便性の確保及び排出ガスの削減による環境保全の推進

¹⁰ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組を支援する制度。現在、県内のいくつかの自治体において実施しているが、広域行政を活用した取組は行われていない。

国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000004.html

(2) 機能連携型

ア 提案名「観光分野での自治体間を越えた広域連携」

(ア) 目的

観光立国推進基本法（2007年（平成19年）1月施行）が制定されるなど、国を挙げて観光行政が推進される中、埼玉県の豊かな自然や産業、伝統・文化等を生かし、隣接した地域に限らない広域による連携によって地域活性化及び観光の推進を図ることを目的とする

(イ) 課題

自然環境の保護、産業分野の衰退、伝統・文化の継承、観光分野の発展

(ウ) 主体

観光関係団体、農業団体、NPO、住民、県及び関係市町村

(エ) 対象

観光分野、自然環境分野、産業分野、伝統・文化分野等の地域資源

(オ) 方式

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第5条に規定する協議会

(カ) 導入手順

「観光圏整備事業補助制度¹¹」を活用し、協議会を設置、同協議会の協議結果を受け、市町村が「観光圏整備計画」を作成、同計画に沿って観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を策定し、国土交通大臣の認定後、観光圏整備事業検討会の推薦を受け国土交通省が採択ののち、補助金の交付申請、交付決定後、2か年で実施計画に位置付けられた事業を実施

(キ) 費用

イベント・商品企画開発費用、交通整備費用、情報提供費用等の5分の2が国庫補助金で対応可能

(ク) 効果

観光圏の整備を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在の促進により、地域の活性化が図られる

¹¹ 観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、地方公共団体や関係団体・企業等をはじめとする幅広い関係者が連携し、「民間組織」の創意工夫を生かした取組について、観光圏の形成に向けた支援を行う制度。観光庁ホームページ <http://www.mlit.go.jp/kankochō/shisaku/kankochi/jigyo.html>

イ 提案名「税務分野での市町村間を越えた広域連携¹²」

(ア) 目的

埼玉県の県税収納率は、平成19年度までの5年間の平均が全国40位以下であることから、納税・賦課業務の広域連携により、少ない人員、時間の中でより専門性を高め収納率・効率性の向上を図ることを目的とする

なお、埼玉県の県税未済額は平成15年度で約334億円、平成18年度で約252億円である（平成19年度は、三位一体改革による国から地方への税源移譲があったため、未済額は約300億円へと増加している）

(イ) 課題

税徴収率と租税事務の効率性の向上

(ウ) 主体

県及び県内全市町村

(エ) 対象

県民税及び県内全市町村民税滞納者、事業者への租税事務

(オ) 方式

地方自治法に規定される全ての広域行政の方式（地方開発事業団を除く）

(カ) 導入手順

協議会等において組織の概要、管理計画、規約・条例等を検討し、設立準備を行う

その後、総務大臣へ設立許可を申請し、総務大臣の許可後、事業を実施

なお、設立までにかかった期間として、京都地方税機構（広域連合）は27か月¹³、三重地方税管理回収機構は26か月¹⁴を要した

(キ) 費用

県及び市町村間の調整にかかる費用、共同電子システム設計・運用費用

(ク) 効果

定形性の高い事務を共同化することによる県と市町村の税務事務負担の軽減、租税の歳入確保、税務職員の専門性の向上、専門知識の共有・相互波及効果、納税者の利便性の向上、住民とのしがらみの減少、アナウンス効果

¹² 2009年（平成21年）12月現在、都道府県と域内市町村が共同で、租税（主に滞納整理）に関する広域連携を行っている地域も存在する。

このうち、一部事務組合である茨城租税債権管理機構（2001年（平成13年）設立）の機構引受効果額は、07年度で約30億円（事前予告効果額13.8億円、機構徴収額9.1億円、機構納付約束額7.0億円）であったとしている。茨城租税債権管理機構ホームページ http://www.ibaraki-sozei.jp/s_news/s_news/31_1.pdf

また、広域連合である静岡地方税滞納整理機構（2008年（平成20年）設立）では、機構設立の08年6月～09年5月の一年間で、移管予告分を含めて約41.2億円（移管予告による自主納付等31億円、機構の活動による効果として①直接徴収8.2億円、②納付約束2.0億円）の効果があったとしている。

静岡地方税滞納整理機構ホームページ <http://www.shizu-zei-kikou.jp/katsudou/upload/torikumiseika20090615.pdf>

¹³ 京都地方税機構ホームページ <http://www.zeimukyodoka.jp/gaiyo/keii/index.html>

¹⁴ 三重地方税管理回収機構ホームページ <http://www.zei-kikou.jp/keii/setsuritsu1.html>

第5章 広域行政活用における埼玉県の役割

1 埼玉県¹の広域行政に対する姿勢と取組

(1) 国の方針を受けた市町村合併中心施策の推進

1999年（平成11年）から国が進めてきた平成の大合併の推進を受けて、埼玉県では広域行政よりも市町村合併に重点を置いた政策を推進してきた。埼玉県では、国の方針に沿い、2006年（平成18年）に「埼玉県市町村合併推進構想」や、「新埼玉県市町村合併支援プラン²」を策定し、市町村合併の担当部署やそれに関連する審議会を設置した。

(2) 本県における市町村合併の状況

市町村合併の推進に向けた都道府県の役割は、国の動向を踏まえ、市町村合併推進の調整役として位置付けられていた。埼玉県では、市町村合併の圏域設定に寄与してきたが、実際には埼玉県が示した圏域は、時代の流れの変化とともに住民の生活圏との乖離が見られるようになった。

全国的に市町村合併が進展している都道府県を見ると、都道府県が主導して市町村合併を推進している例が多いようであるが、埼玉県では新合併特例法に規定されている「知事による市町村への勧告」は行わず、市町村の自主的な合併機運の醸成や、人的・財政的支援を行いつつも、市町村の自主性を尊重する立場をとってきた。

全国の市町村数の減少状況を見ると、1999年（平成11年）3月31日現在で全国に3,232あった市町村数は、2010年（平成22年）3月31日には1,730まで減少する見込みであり、約46.5%の減少率である。これに対し、本県では92市町村が64市町村に減少する見込みであり、約30.4%の減少率である。

(3) 埼玉県の広域行政に対する方針

1995年（平成7年）に地方自治法において広域連合が制度化された翌年の1996年（平成8年）に、埼玉県では地方自治の一大転機に突入したとして、『彩の国の広域行政広域行政活性化マニュアル』を作成し、広域行政のための活用書及び手引書とした。このマニュアルでは、「市町村の広域行政促進の基本方針」が示され、以降、本県における広域行政は、当該方針に基づいて進められている。

その中で、埼玉県の役割は以下のように述べられている³。

¹ 以下、本章において、「埼玉県」とは行政主体たる自治体を表し、「本県」とした場合は行政区域たる埼玉県を表す。

² 埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/gappei/o-shien/shinsaitamaplan.pdf>

³ 埼玉県総務部地域政策課(1996)p29 以下参照。

- ① 広域行政の一層の促進を図るため、目的や機能に合わせて、一部事務組合、広域連合、協議会など多様な制度の積極的な活用を促進する。
- ② 広域行政圏計画やまちづくり協議会による広域的な計画の策定及びその推進に必要な支援、協力をを行うとともに、広域行政機構相互の情報交換、広域行政課題の共同研究などを促進する。
- ③ 環境問題や交通問題など隣接する都県の連携、協力によって取り組む必要のある広域的課題が増大している。今後、関係都県との情報の交換、対策の共同実施など県域を超えた広域行政を推進する。

この基本方針は現在でも有効であるため、今後もこの方針を踏まえつつ、さらに広域行政の活用を図るための体制や仕組みづくりをする必要がある。

(4) 社会環境の変化に対応できる体制づくりの必要性

第2章で述べたとおり、国の施策は、「市町村合併の推進」から「広域行政の活用」へと移行している⁴。

国としては合併推進や合併につなげる意味での広域行政施策から、自治体間で不足する事務を補完するという本来の意味においての広域行政の活用に方向転換しているため、本県においてもこれに沿った形で、広域行政の活用を図ることが求められる。

また、近年進められている地方分権改革に対応することも必要である。従来の県と市町村の関係は、国と地方の関係に類似した「中央」対「地方」的な位置付けが見られた。しかし、2000年（平成12年）の第一期地方分権改革の成果を結実させた地方分権一括法の施行に伴い、県と市町村のあり方は「対等」、「協力」へと変わった。そして、2007年（平成19年）から進められている第二期地方分権改革の進展により、市町村は更なる総合行政主体としての能力を兼ね備えることが求められている。広域行政の活用は効率的な自治体運営をもたらすだけでなく、地方分権による権限移譲の受け皿として的一面も持っている。

このような状況の中、市町村が広域行政を柔軟に活用できるような体制を構築することが必要である。

(5) 市町村の広域行政活用に向けた課題解決のための仕組みづくり

第3章で記述したように、アンケート結果によると、「今後広域行政を検討する上での問題点・課題点」についての設問に対し、「自治体間の調整が困難（利害、負担割合など）」、「広域行政の必要性（メリット・デメリット等）について不明瞭である」、「広域行政に関

⁴ ただし、第29次地方制度調査会の答申では、2011年（平成22年）4月以降においては、市町村に合併を選択する市町村に対し、国は必要な支援措置を講ずることが適当であるとし、自主的な合併への後押しを行うこととしている。

する各種制度についての情報が不足している」という回答が多かった。

この回答結果を見ると、県内の市町村にとっては、広域行政に関する情報が不足し、広域行政に対する理解が十分でなく、その活用に対する意識や認識も市町村によって温度差がある状況が窺える。また、市町村が抱える行政課題に対して、広域行政の活用によってその問題解決を図ろうと考えた場合、市町村間の調整が難しい現状が窺える。

広域行政の活用は、一つの自治体で進められるものではなく、必ず共同処理を進める「相手」が存在する。そのため、関係市町村のみで、広域行政を進めるには、場合によっては困難な局面もあると考えられる。また、現在抱えている行政課題を広域行政の活用によって解決を図ろうとした場合、同じ課題を持つ市町村の存在の有無などの情報の共有は限定的であり、仮に近隣市町村で同じ課題を抱えていたとしても、近隣市町村だからこそ調整が難しい場合もある。あるいは、広域行政の活用を進める過程において、関係市町村間で問題が生じることなども考えられる。

広域行政の活用を考えた場合、主体となる市町村自らが関係市町村間の調整を図ることも必要であるが、関係市町村間の様々な利害関係も影響するため、その調整は容易でない。

その解決方法として、関係市町村ばかりではなく、広域行政の主体ではない第三者的な立場、そして関係市町村から一步引いた立場からの調整役の存在が必要である。

2 広域行政の活用と県のリーダーシップ～長野県の取組から～

広域行政活用における県の役割を考えるに当たり、広域行政を積極的に活用してきた事例を参考にすることも必要であろう。ここでは、長野県の広域行政の取組を紹介する⁵。

長野県は、県内全ての市町村で地域の実情に合わせた形で広域連合制度を有効に活用している。長野県にある広域連合は、県内の10地域に整然と区分して設置され、構成市町村の枠組みは、長野県地方課地方事務所の管轄区域とほぼ同じである。

長野県は、国が合併推進姿勢を示す中でも広域行政を積極的に活用してきた県である。さらには、市町村合併を目的とした広域行政ではなく、近隣市町村が不足する事務を補完し合う目的で広域行政を活用してきた。その結果として、長野県に存在する市町村数は、北海道に次ぐ数となっていると言えるかもしれないが、広域連合を活用する中で構成市町村間での関係が自然と醸成され、合併まで進展した市町村もあったようである。

以下は、長野県における広域行政の特徴である。

(1) 長野県がリーダーシップを発揮

広域連合の設立にあたり、長野県における当時の広域行政担当部署は地方課であった。長野県は、県内全域に広域連合を設置するという強い信念を持ち、強力なリーダーシップ

⁵ 以下、小原 長野県地方自治研究センター編(2007)を参考に記述。

を発揮して広域連合設立を主導してきた。その結果、1998年（平成10年）4月から2000年（平成12年）7月までの1年3か月という短期間で長野県内全区域に広域連合が設置された。

また、長野県がリーダーシップを発揮して進めてきた結果、広域連合の構成市町村と長野県地方課地方事務所の管轄区域がほぼ同じとなった。この効果として、地域に一体感が醸成されるだけでなく、県と市町村の関係がより緊密になったことが挙げられる。県と市町村が緊密になるということは、その地域の住民にとっても県との距離が縮まることを意味している。住民の声が県に届きやすくなるという効果が期待できるようになるからである。また、「県↔広域連合↔市町村」の関係が、住民にとっても明確で分かりやすい行政運営構造となっているといえる。

（2）長野県に設置された広域連合の特徴

長野県内10地域に設置された広域連合の特徴としては、次の点が挙げられる。

- ① 人口規模や面積規模は広域連合によって様々であるが、全体的に規模が大きい。
- ② 全ての広域連合で処理する事務が複合型になっている。
- ③ 広域連合によって処理する事務が異なる。
- ④ 全ての構成市町村を対象として処理する事務だけでなく、一部の市町村のみを対象として処理する事務もある。
- ⑤ 広域幹線道路網計画や観光施策の一環としての公共デザインの統一、地域情報化などの他県の広域連合では行っていない取組を行っている。
- ⑥ 全ての広域連合において、県からの権限移譲が行われている。

このように、長野県ではそれぞれの広域連合により特徴は様々であるが、県から市町村への権限移譲が進んでおり、市町村の事務の効率化にも大きく貢献していることは共通の特徴といえるであろう。

また、市町村は、事務処理にあたって「広域連合での処理」と「自ら直営での処理」のどちらが有効か選択できるため、自らの行政ニーズや処理能力などに合わせた柔軟な行政運営が可能となっている。

そして、何といっても長野県が広域行政の活用に中心的な役割を担ってきたことが大きな特徴であるといえ、今後、広域行政において埼玉県が果たす役割を考える上で大きな手掛かりとなろう。

3 広域行政の活用に向けた埼玉県の役割

広域行政の活用を図るためにには、関係市町村間での意識の統一や調整が必要である。そのためには、各市町村が抱えている行政課題の収集と情報の公表によって関係市町村の意識の共有を図り、広域行政を活用するメリットを最大限に生かすための調整役の存在が必要である。その調整役として期待されるのが埼玉県である。

埼玉県が調整役となり、市町村の行政課題等の情報収集から問題解決方法に至る相談まで関与することで、市町村にとって広域行政を活用した行政課題の解決策が見えてくる可能性がある。

県が調整力を発揮し、同じ行政課題を抱えている市町村に対して広域行政を活用した先進団体の好事例の紹介や、どのような広域行政の活用が効果的であるかを助言するなど、積極的に関係市町村にかかわることによって、市町村は広域行政を有効に活用することができるるのである。

広域行政の活用を促進することは、地方分権を強力に推進する埼玉県にとっても、広域行政機構が地方分権の受け皿になるなどのメリットがある。また、県には国からの広域行政の種類、広域行政を活用するまでのメリット・デメリット、広域行政活用の先進事例、あるいは法改正も含めた有益な情報が集約されている。そのため、埼玉県は市町村の広域行政の活用促進や市町村の広域行政に関する意識改革に対し、もっと積極的に関与してもよいのではないか。

県が広域行政の活用に積極的に関与することにより、市町村にとって自治体運営の選択肢を広げることができる。市町村の自治体運営は、自治事務であることを理解した上で、市町村に対して県は、広域行政の活用を積極的に働きかけていくべきである。

また、今後広域行政を活用していくためには、具体的に次の取組が必要である。

（1）広域行政の活用に対する方針の作成

広域行政に関する情報不足や活用にあたっての関係市町村間の調整不足は、市町村が目指すべき方向性が定まらず、効果的で効率的な自治体運営を阻害する要因となる可能性がある。各市町村間に発生しがちな意識や財源に関する認識の相違を解消するためには、共通認識を有した上での方針や目標の設定が必要である。

そのためには、まずは埼玉県が今後の広域行政をどのように展開していくのかを明確に示す必要があるのではないか。例えば、一定規模以上の市町村を目指すことや地方分権の受け皿になりうる適当な規模の広域連合を設立することなどの基準を示してもよいのではないか。市町村合併が一区切りとなり、今後は広域行政の活用が注目されているため、埼玉県が積極的に関与して広域行政を活用できるような内容の方針を示すべきである。

埼玉県が方針を出すことで市町村にとって広域行政の活用が自治体運営の選択肢の一つとして、新たな可能性が広がるのである。

(2) 総合相談窓口の設置

前述のとおり、県と市町村の立場はあくまでも対等であるが、県が広域行政の情報提供や市町村間の調整において、一定の指導的役割を果たすことが必要である。むしろそのような指導的役割は、コーディネーターとしての役割を補完するものである。

また、市町村からの相談や意見を集約する意味で、県が受け皿となることも必要である。一般的に「つなぎ役（ファシリテーター）」の存在は、どのような多様な団体間においても協力体制を構築するためには必須である。広域行政の活用において、その役割は市町村と距離を置きつつ当該地域を広域的に管轄する県が務めることになる。

現在、埼玉県においては、広域行政を一括して取り扱う部署はなく、その広域行政の事務内容に応じて各部署が分担している⁶。このうち市町村向けの事務を、特定の課や担当に統一させ、市町村とともに問題解決に向かうために効率的な組織づくりをすることが必要である。具体的な例を挙げると、市町村が広域行政の活用を考えた場合の埼玉県の相談窓口は、環境衛生の分野であれば環境衛生分野の部署、消防・救急分野であれば消防・救急分野の部署がそれぞれ担当することとなる。そこで新たに広域行政担当課を設置し、担当部署間の調整から関係市町村間の調整までを総合的に担当することにより埼玉県の窓口は一本化され、市町村はワンストップで総合的な相談をすることや支援を受けることができるようになるのである。

このように、市町村にとって広域行政の活用を図りやすい体制を整備する必要がある。

(3) 埼玉県と県内市町村の共同研究会の開催

広域行政の活用を図る上で、埼玉県と県内市町村は、それぞれの立場において広域行政の専門的知識を有効に活用しなければならない。それにより、関係市町村間において適切な役割分担がなされる。

そのためには、市町村間及び県における情報共有や調整と同時に本県全体の広域行政のレベルアップを図る機会を設定する必要がある。例えば、埼玉県と県内市町村による共同の研究会を設けることにより、県は広域的な点、市町村は各地域の実情に応じた点からの専門的な研究が可能となる。また、共同の研究会を開催することにより、広域行政についての共通認識の醸成を図ることができる。

埼玉県だけが広域行政の活用を市町村に対して積極的に働きかけても、市町村の意識が低い状況では、広域行政の活用は図れない。また、市町村の意識が高くとも、埼玉県が調整役としての積極的な関与がないと市町村間の調整が難航し、広域行政の活用が進まないのも事実である。まずは、県と市町村との距離を縮め、それぞれの知識や長所の有効活用を図るべきである。

⁶ 埼玉県では、市町村行政に関する事務は、市町村課や地域政策課等に分かれている（2010年（平成22年）3月現在）。

また、住民の広域行政に対する関心度は、市町村合併等に対するそれと比較すると決して高いとはいえない。広域行政の活用は、住民の生活に密着する取組であるが、市町村名が変更になる可能性がある市町村合併とは異なり、直接的な変化が目に見えるような形で現れにくい面がある。

広域行政と住民の関わりについては第6章で詳述するが、市町村における広域行政の活用及び透明性のある広域行政は、住民の広域行政に対する正しい理解や広く住民の意見を聞くことなど、住民の理解と協力がなくては円滑に進まないといつても過言ではない。

(4) 埼玉県によるサポート体制の強化

広域行政の活用における埼玉県の役割として、前述のように3点を挙げた。しかし、関係市町村間で広域行政の取組が開始されることで、全ての行政課題が即座に解消されるというわけではない。広域行政の取組が開始された後に、新たな問題が発生することもある。その場合、関係市町村による問題解決が、困難になることも考えられる。むしろ当事者だからこそ、様々な利害が関係し、問題解決に至らないことも考えられる。

そこで、広域行政の開始に至るまでの関係市町村間の調整から、広域行政の取組が開始された後の問題解決まで、全体的な調整役として埼玉県の役割が求められる。また、埼玉県による一定の指導的役割は、広域行政の全体的なサポート体制の強化としても必要である。このように、県は市町村の自治体運営への過度な介入や統制にならない程度に、広域行政の活用においては全面的に力を発揮すべきであり、その役割に期待したい。

【コラム】ネットワークガバナンス

(1) ネットワークガバナンスとは

県による広域行政の活用のためには、どのような理念が必要であろうか。今後、広域行政における主体間の対等協力を基本的な理念とする上で、従来の行政システムとは異なる理念が求められよう。そのための大きなヒントになると考えられるのが、「ネットワークガバナンス」である。

ネットワークガバナンスは、「政府・自治体等の政府機関、企業、NPO、市民等が、公共的課題の解決（問題発見、企画立案、施策の実施等を含む）に取り組む際に、それぞれの強みを活かして他の組織とのネットワークにより実施することにより、より効果的・効率的にその公共的課題の解決を図る取り組みである⁷」と定義される。

これは、「公共」の概念の変化と、新公共経営（NPM）の導入に伴う「官から民へ」の流れの中で、長年「官」のみが担うとされてきた公共的課題の解決を、「民」も含めた全体で解決すべきという機運が高まる中で考えられたものである。

確かに、公共的課題を社会の一部である「官」が独占して解決するよりも、全体で考える方が好ましい。しかし、ただ単に「みんなで考える」と言っても、理念が無ければあてのない議論を続けることとなってしまい、かえって好ましい結論が出せない危険がある。そして、古くから民意を効率的に集約させてきた従来のシステムの長所すら崩壊させかねない。地方分権一括法⁸によって、県と市町村は対等の関係に位置付けられたが、ただ対等の立場で議論するのみでは混乱が生じるのみであろう。そのため、「ガバナンス⁹」そのもののを自ら律するという新たな視点が必要になってくるのである。

(2) 広域行政におけるネットワークガバナンス

では、広域行政におけるネットワークガバナンスはどうあるべきなのか。

ネットワークガバナンスでは、「つなぎ役」＝ファシリテーターの存在が必須である。現状では県、具体的には、その部署の特定の担当が担うべきことは前述したとおりである。

しかし、ネットワークガバナンスは、あらゆる主体が参加することを想定しなければならない。広域行政においては、確かに主体は県と市町村ではあるが、実際の運営等に当たっては、それ以外の主体の活動も関わってくることとなろう。すなわち、第6章で述べるように、統制主体としての住民、協力団体としてのNPOや企業、さらには国の方針等も

⁷ ネットワーク研究会(2006)p8 参照。

⁸ 正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）」であり、457法令の改正または廃止を定めたものである。

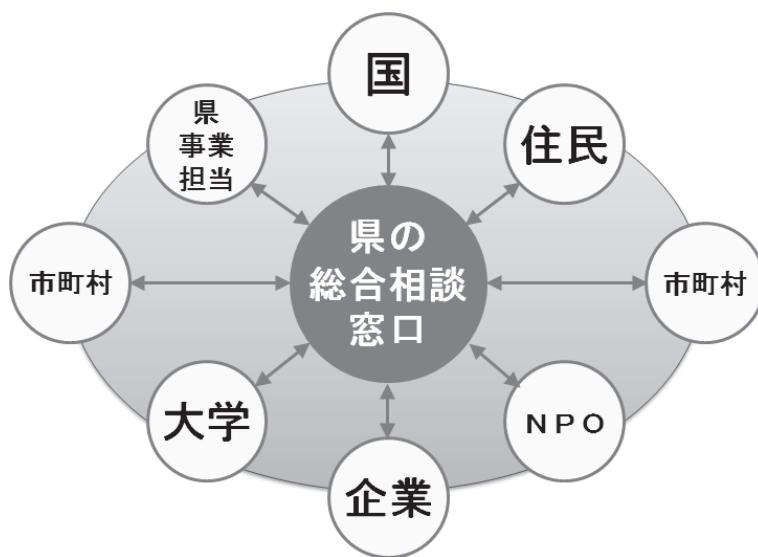
⁹ ガバナンス（governance）は、本来、英語で「統治」や「管理」を幅広く意味するが、ここでは、従来の地方公共団体による一方的な行政である「ガバメント」に対抗する概念として、「地方公共団体と住民が協働して行う行政」を意味する。兵庫県加東市ホームページ http://www.city.kato.lg.jp/admin/pdf/master_plan/master_plan02.pdf 参考。

関わってくるところである。

さらには、県の内部においてもその役割は統一されているとはいえない。県の広域行政担当課はつなぎ役としての役割が期待されるが、一方、環境部署や衛生部署等の事業担当部署はこの限りではない。これらの部署は、市町村とともに、広域行政の直接の主体として関わる可能性があるからである。

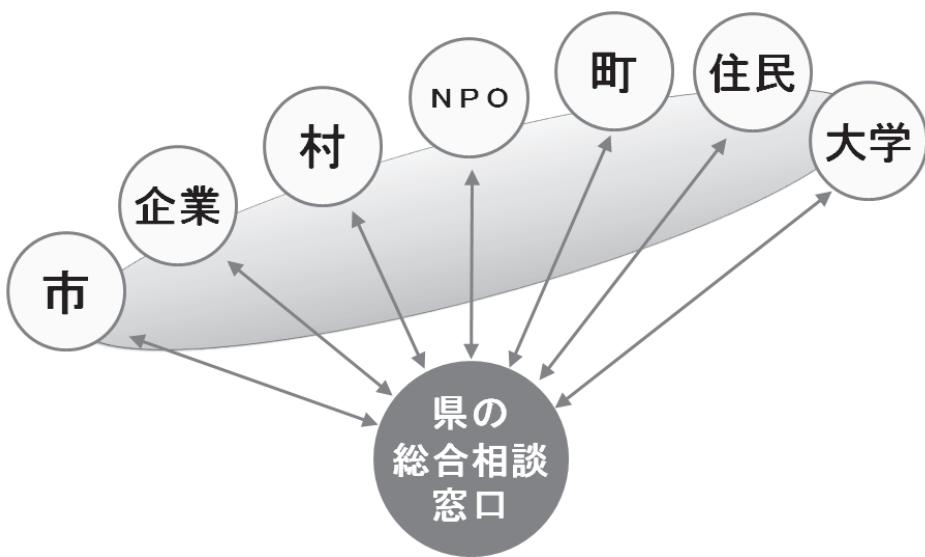
以上の考えをまとめると、広域行政における理想的なネットワークガバナンスのイメージは図1-1のようになろう。

図1-1 理想的なネットワークガバナンスのイメージ（平面図）



ここで誤解してはならないのは、県の特定の担当が中心に位置しているからといって、決してヒエラルキー的に上位に位置していることではないことである。つなぎ役は、あくまでも必要な場合にその役割を果たすものであり、必要以上に統制的な行動をするべきではない。また、つなぎ役は各団体の信頼と支持を失えば、その地位を失うことにも留意するべきである。従って、図1-1の平面図では、便宜的に県の総合相談窓口を中心に置かざるを得ないが、本来は「縁の下の力持ち」的な存在として位置すべきものである。この考えに従い、図1-1を側面から見た図として設定したものが、図1-2である。

図1-2 理想的なネットワークガバナンスのあるべきイメージ（側面図）



(3) 広域行政におけるネットワークガバナンスの実例

本来のネットワークガバナンスの考え方では、単体の行政が、NPO、民間企業や大学など非行政組織と協働して公共的課題の解決に取り組むためのものであり、複数の行政主体が関わるものについてはそもそも想定外といえる。しかし、むしろ複数の行政主体がネットワークに参加することにより、その長所を広域行政に活用することができれば、よりネットワークガバナンスの趣旨を広域行政に活かすことが可能であろう。

一例として、2004年（平成16年）10月に発生し、多大な被害を出した新潟県中越地震での対応における主体間連携が挙げられる¹⁰。ここでは、特に新潟県長岡市を中心とした地域において、特徴的な組織間連携が見られたが、とりわけ自治体からの自己完結型支援が重要である。

災害時には、広域行政の形の一つである防災時協定等に基づき物資の援助が行われるが、物資のみの援助はただでさえ人員等が不足している被災地に、受け入れや配達等多大な労力を要求することとなる。このとき、東京都立川市は支援物資のみならず、職員と一緒に派遣し、場所のみ指定されればその後の支援業務はすべて自主的に行う方式を採用し、有効な災害時支援が行われた。

このような自己完結型支援は、財政と人員を一定程度確保している自治体でなければ実行が困難であり、複数の行政間における効果的なネットワークガバナンスを考える上で参考になるものである。今後、多様な組織間によるネットワークにおいて、行政でなければ果たし得ない役割を効果的に担うべく検討が行われるべきである。

¹⁰ ネットワークガバナンス研究会(2006)p46 参照。

第6章 広域行政と住民統制

1 広域行政と住民の関わり

民主主義の基礎を成す地方自治において、住民による統制、すなわち地方行政への住民意思の反映は極めて重要なテーマといえる。もちろんそれは「広域行政による自治」においても同様である。

第3章で取り上げたとおり、現在取り組んでいる広域行政における問題点・課題点等を問う設問で、「住民の声が届かない」という選択肢が上位に位置していた。単独自治体の中での住民統制に比べて、複数の自治体から成る広域行政の施策に住民の声を反映させていくことの難しさは想像に難くない。

前章まで、様々な角度から広域行政について論じてきた。今後、自治体運営を考えるとき、広域行政の活用への注目はますます高まっていくだろう。しかし、果たして広域行政の中で共同化された事務に対する住民統制は、十分に確保されているだろうか。住民自治という地方自治の本質的な部分を、広域行政の制度は十分に担保しているといえるのか。本章はそのような問題意識に基づき、広域行政という仕組みの中でいかに住民が主体的に参加していくかというところに焦点を当て、考察していく。

(1) 住民統制とは

ア 住民とは

住民とは何か。その定義は難しい。村松は、行政との関係において、「市民」の顔を次のように整理する。

第一に、本人たる国民として首長や議会の議員の選出(投票行動)をする。

第二に税を払う。第三に、首長や議会にニーズを個々に伝え、行政から受益する。第四に、住民運動を組織化して継続的な行政参画をする。また、ボランティアとして行動する。第五に、直接民主主義の手続きに従って罷免要求をし、また直接請求をする。最近ではNPOやNGOと行政の関係も市民と行政の関係の新しい次元として注目されるのである。パートナーシップも、市民参加の新しい方法を模索する概念である¹。

住民と市民という二つの言葉を用いたが、そもそも「住民」参加か「市民」参加かという議論もある²。後者の市民は、自治体全体の立場に立ち自らが有す

1 村松(2001)p284 参照。

2 佐藤笠(2002)p60 参照。

る責任を認識し、それを前提に行動する場合を指す。一方で前者の住民には地域エゴの要素も含まれる点で、両者は区別されるという。自治の担い手たる自らの責任・義務を忘れ、自らの権利のみを主張する住民像があれば、一方で自治意識の高まりから成熟してきた市民像があるわけである。

本章では市民、住民の定義を別個に明確にして使い分けをすることはしない。ただここでは、自治体運営はもとより広域行政運営でも後者の面での住民像、すなわち行政運営の中に自らの責任・義務を認識し、主体的に参加する住民こそあるべき住民像であるという認識を明らかにしたい。そしてそのような住民像を、本章における「住民」と定義する。

イ 住民統制とは

では「住民による統制」とは何か。行政への住民参加と一口にいっても様々な形での参加のあり方がある。

まず、協議会の場を事例に考えたい。東武鉄道東上本線・志木駅の駐輪場設置に係り、立ち上がった協議会を例に挙げる。この協議会は、埼玉県の「ふるさと創造資金（地域元気アップ協働事業費補助金）³」という制度を活用して、志木駅周辺における放置自転車の問題や駐輪場の設置、また環境問題を解決するため、関係自治体と地域の方が一つの組織として駅周辺の良好的な環境を保持していくことを目的に構成された。本協議会は、地域住民が複数の目的を共有し、まちづくりを行う一人のメンバーとして直接的に参加し、意見を施策に反映させることのできる事例であるといえる。前述の村松（2001）による市民の定義から言えば、第三か第四のそれにあたるだろうか。

一方で、より住民統制の程度を強めた視点から考えれば、次の二つの定義がある。第1に、行政運営の究極の当事者として、首長や議員を選出し、選出後の監視をする住民。第2に、直接民主主義の担い手として、その手続きに従い罷免要求をし直接請求をする住民である。以下では、この二つの定義から、広域行政の中での住民統制を考察していく。

（2）現行制度下における住民統制の現状

①住民から選舉された議員がそのまま直接その事務について取り扱う（監視する）ことができるか否か、②地方自治法に規定されている住民統制の伝家の宝刀とも言われる住民監査請求等の「直接請求」の対象に、当該事務が直接な

³ 地域の活力を活かした全員参加の地域づくりを支援するため、市町村と地域団体等が連携して地域の共通課題の解決を目指す取組に対して交付される。埼玉県ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/hurusato/00genkiup/genkiup.htm> 参照。

りうるか。以上2点から検証した場合、広域行政の制度の中で、住民参加の機会はどう担保されているだろうか。

①については、広域行政を運営する代表者を住民が直接選挙できる仕組みがあるかが焦点となる。②については、制度上住民に直接請求権が認められているか否かが焦点となる。それらを制度別に整理すると、以下の表6-1のようになる。

表を見ると、制度上①と②の条件を共に満たす広域行政は、広域連合しかないことがわかる。一部事務組合は独自の議会を有するものの、首長及び議員の直接選挙、直接請求の規定はないため、施策に住民意思の反映を試みる場合、住民が所属する自治体の首長や議会を通じての間接的な手段を取らざるを得ない。その意味で、住民統制の仕組みは広域連合に比較して整っているとはいえない。

ただし、広域連合の首長及び議員の選出につき直接選挙が規定上認められていはいるが、実際に直接選挙が執行されている例は今のところない。その理由としては選挙にかかる現実的なコストの問題もあるうし、屋上屋を架すことにもなりうるという事情もあるだろう。

直接請求についても、例えば監査請求を起こすにあたっては住民の50分の1以上の連署が必要となり、そのハードルは非常に高いといえる。埼玉県にある二つの広域連合においても、設立から今日まで直接請求が行われた例はない。なお、表6-1の作成にあたり、直接選挙や直接請求ができるか否かは、法律に明文化されているか否かによった。詳細は後述する。

表6-1 住民統制に係る広域行政各制度の特性

| | 議 会 | 直 接 選 挙 | 直 接 請 求 |
|------------------|--------|------------------|------------------|
| 広域連合 | ○ | ○ | ○ |
| 一部事務組合 | ○ | × | × |
| 地方開発事業団 | × | × | × |
| 全部事務組合 役場事務組合 | × | × | × |
| 協議会 | × | × | × |
| 機関等の共同設置 | × | × | × |
| 事務の委託 | × | × | × |

2 広域行政における住民統制の課題

(1) 住民参加の機会の担保状況

現行制度下における住民参加機会の担保状況についてまとめたところで、改めて広域行政における住民統制の課題を整理していく。

自治体運営における住民自治の基本的な枠組みは、次のようになる。住民は、自らが属する地方公共団体の首長及び議員を直接選ぶ。住民により選挙された首長や議員が、行政運営を担う。また住民は議会の解散権を有し（地方自治法第13条第1項）、その他首長や議員をはじめとした特別職の解任権を有している（同条第2～3項）。住民から直接選挙された人間が権限を行使・監視しているという点で、通常の自治体運営は住民統制がとれている。

では、広域行政の運営を考えた場合はどうか。広域行政制度の中では、事務の委託以外は新たに設けられた別組織による運営となる。別組織の中に固有の議会が設置される一部事務組合、広域連合は、直接選挙された住民代表の議員等の中から互選された議員が審議に臨む。すなわち、住民が一部事務組合議員又は広域連合議員を直接選挙するのではなく、住民の「代表者の代表者」による権限の行使になる。その意味で、広域行政の運営は住民参加という観点で見て住民から遠い存在となっているといえる。

(2) 住民意見の反映を充実させる必要性

広域行政において住民統制をより充実させていくとするならば、前項で整理してきたような課題を意識し、その解決のための方策を模索していく必要がある。結論からいえば、利益代表の原則をより忠実に実現させていく仕組みが求められる。

複数の自治体により構成される広域行政の運営は、その広域行政の対象エリアの住民の利益、また構成団体の利益を、いかに施策のあり方に反映させていくかが鍵となる。住民、構成団体、広域行政というこの3層にわたる重層的な構造は、広域行政における住民統制を考える上で難しい点でもある。

再び、駅に駐輪場を設置する事例で考えたい。A市とB市の市境（B市内）に駅があり、近隣の住民は都心に近いB市方向に移動することが多いというケースと仮定する。駅までは公共交通機関がなく、自転車で通う者が多い。駅周辺では自転車の違法駐車が後を絶たず、B市では、安全性や景観の観点からも駐輪場の設置が急務であると考えた。この場合、利用者の大多数はA市の住民であり、仮にB市が単独で設置する場合には、A市はB市に対して駐輪場の設置費用の負担をせずにA市住民が利用することになる。ここでは、施設

の実際の利用者と、施設設置の費用⁴の負担者との間に齟齬が起きている。特定の政策課題が広域のエリアにまたがる場合、そのエリアの住民、又そのエリアに存在する自治体など、複数の主体の利益を調整しなければならないという論点がここに浮かび上がる。

では、両市で協議会を立ち上げて、駐輪場の設置費用の負担についてA市とB市とで意見を出し合って合意形成を図っていくとしたらどうか。広域行政の枠組みを生かしつつ、施設設置費用の負担を利用者負担の原則に沿い協議していく場合、住民の利益、構成団体の利益は、いかなる形で調整されうるだろうか。

次節では、広域行政の枠組みの中で住民統制をいかに機能させていくかにつきより深く考察し、政策提言までつなげていく。

3 広域行政における住民統制の方向性

(1) 広域連合制度の更なる活用

現在広域行政手法として用いられているもののうち、複数の自治体が責任を公平に負担して行われているものは協議会、機関等の共同設置、一部事務組合及び広域連合であり、最も多い方式は一部事務組合である。また、現在の地方自治法に規定されている制度の中で、事務委託を除き別組織を設置した場合での住民統制方法が地方自治法によって規定されているのは前述のとおり広域連合だけである。したがって、ここでは地方自治法に「特別地方公共団体」として規定されていることもあり、一部事務組合と広域連合を比較、検討する。

まず、制度設計された時期を見ると、一部事務組合は地方自治法が制定された1947年（昭和22年）から存在するのに対し、広域連合制度は1995年（平成7年）から施行された。現在設立されている一部事務組合は、図3-3のとおり広域連合制度が創設される前から、特別地方公共団体として設置され事務の執行を行っている。一方の広域連合については、平成7年以降その設置数を増加させてはいるものの、事務を共同処理する必要性があるものについてはすでに一部事務組合の設立によって処理されていることもあり、後期高齢者医療制度のような、新制度の施行によらなければ劇的に増加する傾向ではないことが分かる。

ここで住民統制について検証すると、そもそも住民が所有する行政に対する権利、いわゆる国民主権は、日本国憲法の前文において、「主権が国民に存す

⁴ 駐輪場の「維持管理費」については、利用者が支払う駐輪場使用料で維持管理経費が貯えてしまうケースが多く見受けられる。現在、駐輪場の維持管理については指定管理者制度が多く利用されているが、駐輪場の設置者である自治体は指定管理者に負担をしない（指定管理料を支払わない「利用料金制」）こととして、協定を結んでいるケースが多い。

ることを宣言し」とあるのをはじめ、第三章 国民の権利及び義務や第八章 地方自治など多くの規定によって直接民主的な保障がなされている。また、日本国憲法第八章の規定を受けて制定された地方自治法にも同様の意思が受け継がれている。この直接民主制は、例えば行政の一部が既得権益を持ってしまって改革ができない等、硬直化して身動きが取れないといったような間接民主主義の欠陥を補てん、打破する有効な手段とも見られている。

その中で、現行の広域連合における住民統制制度のうち、地方自治法に規定されているものを抜粋整理すると、以下のようになる。

- ① 住民による直接請求権については、「広域連合の条例の制定改廃、監査、議会の解散、議員又は長その他の政令で定める職員の解職請求、規約の変更を要請する」という請求権が認められている（第291条の6）。
- ② 長及び議会関係においては、広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法並びに広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法を規約に定めることとしている（第291条の4第1項第7号及び第8号）。
- ③ 議会の議員及び長の選挙について、住民による直接選挙が認められている（第291条の5）。
- ④ 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができるとしている（第291条の8）。

このうち①に記載した直接請求権については、諸条件はあるにしても住民がいつでも発動させることができる権利を規定していることから、隨時住民統制ができる状態にはあると言える。

②及び③に規定されているのは住民による広域連合の長及び議員の選出方法である。

④に規定されている協議会については、住民も参加ができることとなっている。

しかしながら、これらの直接民主制的制度は、地方自治法第292条において、都道府県や市町村の規定を準用する旨規定があるものの、広域連合にあるような同様の規定は一部事務組合には明記されてない。

行政実例等によれば、「一部事務組合については組合の規約により議員及び長が住民の直接選挙により選挙され、かつ、両者の選挙権の要件が同一の場合は、直接選挙も可能である。（行実昭26.2.10）」と示されており、地方自治

法に規定がない一部事務組合においても議員及び長の住民による直接選挙や直接請求ができることが示されている。また、「組合には監査委員が必ず設置され、第242条の規定による住民監査請求はできるものと解されている。(行実昭45.7.14)」ともされており、こちらも地方自治法に規定として明記されていないが、住民監査請求も出来得るものと解されている。

ただし、行政実例とは学説的なものであり、確定した判決や法律に明記されたような強力な拘束力を伴うものではない。確かに前述の行政実例にもある地方自治法第242条の住民監査請求は、2004年（平成16年）に実際に行われており、裁判でも争われている⁵。上記のように、裁判所から判決が出ている場合には、行政実例に適法性が認められるものの、判決が出ていない場合には確固たる拘束力はない。まして、上記の住民監査請求が、住民から直接一部事務組合になされたものであればまだしも、構成市町村を介して行われたものであれば「国民主権」という考え方と照らし合わせた際に、疑問を禁じ得ない。

また、地方自治法第242条による住民監査請求には年齢制限がないため、一般的には15～16歳（高校生）程度の判断能力を有すれば請求を起こすことができるものと学説的に言われているが、12歳の住民が請求を起こした際にこの学説を基に請求を棄却したとして、これが合法であるという担保は前記同様、判例や法の規定によらなければどこにもない。また、学説では「一部事務組合には住民の概念がない」とされているにもかかわらず、都道府県や市町村の規定を準用するならば当然住民という概念があつてしかるべきともいえることから、学説に矛盾点が全くないとはいえない。

明文の規定と单なる行政実例を同一に扱うべきではないこと、広域連合制度の制定前の行政実例であることに留意する必要があること、行政実例をどう考えるかはあくまでもその団体の判断にゆだねられることといった懸念等に加え、何より地方分権を目指す現代において、学説や行政実例に解釈を頼る運用は、住民に対して説明ができている状態はないといえる。

憲法に定められている理念の中に、「国民主権」が掲げられているが、上記のとおり一部事務組合では国民の直接請求権などが規定されていない。例えば、議員や長の解職請求（リコール）の問題がある。広域連合には直接請求の一つとして議員及び長の解職請求規定があるが、一部事務組合には規定がない。このため、一部事務組合の議員や管理者を解職させたい場合はどうなるか。現実には、構成団体の議員や長を兼ねている場合が多いため、その構成団体の議員や長として解職請求するということになる。そうすると、その議員や長が所属

⁵ 大阪高等裁判所 平成16年6月30日 平成16(行コ)5

している構成団体以外の住民は、選挙権を有しないがゆえ一部事務組合の議員や管理者に対する解職請求をする術を持っていないことになる。

地方自治法第292条には、都道府県や市町村に関する規定を一部事務組合や広域連合にも準用させる旨規定されている。となれば、当然都道府県や市町村にある「仕組み」は一部事務組合や広域連合にもあって当然ということになる。この規定によって、一部事務組合の管理者の解職請求も「長の解職請求」の規定が準用され、「直接管理者を解職させる請求」ができるものとして捉えられているのかもしれないが、ではなぜあえて広域連合の規定には明文化されているにもかかわらず、一部事務組合にはないのだろうか。これでは準用できる規定の範囲をどう判断すればよいのかわからず、混乱を招くだけではないのか。

今後特別地方公共団体を設置する場合は「より明文化された住民統制の仕組み」を有する広域連合制度によるべきであるほか、既存の一部事務組合においても何らかの見直しを行う場合には、広域連合制度への移行を検討すべきと言える。

(2) 住民が意見を述べる仕組みの構築

前項では、住民統制方法が地方自治法によって担保されている広域連合制度の導入を検討すべきであるという立場で論じた。

ここでは、現状の広域連合制度を導入するにあたって、住民が意見を述べる仕組み、住民が直接携わる仕組みについて検証する。

住民が直接携わるという状態については、まず前項①に記載した直接請求という方法がある。これは、住民がいつでも発動させることができる権利を規定していることから、隨時住民統制ができる状態にあると言うこともできる。権利を発動させるためには一定割合以上の住民や有権者の署名が必要であるなどの諸条件が、実現可能性を落しめているとの見方もあるが、これについては少數意見による改正条例の乱立などを防ぐ目的などがあることから、ここでの議論は割愛したい。

このほか、④に記載した協議会を設置する際に、住民からの参加を呼びかける方法がある。また、諮問機関を設置して住民に参加してもらう方法もある。これらは定例的な開催であれば期間限定的な住民統制になるとも言えるが、臨時会の開催などの措置もとれることから、リアルタイムに近い形で住民統制ができると考えることもできる。

ただし、直接請求や協議会への参加には決定的なものが欠けている。それは、その団体が事務を行う上で不可欠な予算の議決権や条例等の議決権、提案権である。

直接請求は公務員の罷免など、「住民による決定」ともとれる案件もあるが、その性質はいずれも請求であり、住民の意見は重く受け取られるものではあるが、最終的な決定権を付与されているものではない。

以上の要件を踏まえた上で改めて②及び③に規定されている、広域連合の長及び議員の選出方法について振り返ると、住民による直接選挙が認められている。これは、実現されれば住民が直接選出した代表者が直接その団体の予算の議決権や条例等の提案権、議決権をもっているということになる。

さて、現在の広域連合には、取り扱う業務によっては彩の国さいたま人づくり広域連合のように構成自治体職員の人材開発のためといった自治体向けの業務が主な団体と、後期高齢者医療広域連合のような住民の権利義務を直接取り扱う団体がある。このうち前者、自治体向けの業務が主な団体においては、住民が直接議会に参加して協議等を行う場合、内容の把握が困難なことや、その団体の業務が職員の職務遂行の結果を生み、これによって住民に利益として反映される、いわゆる住民からすれば、広域連合から直接利益を受けたり、権利義務に影響を受けるのではなく、例えば「職員の能力向上」という事務の結果、その職員の職務から受ける福祉が向上したというような、広域行政の事務からみると間接的な利益の享受という可能性も否定できない。となると、そこに住民代表が直接参加して協議する理由付けにも諸説出てくる。しかし少なくとも後者、住民の権利義務を直接取り扱う団体においては、連合議会での協議内容や決定事項が直接住民の権利義務に影響を及ぼすこととなる。また、自治体から選出された議員の立場は一方では自治体の代表という立場があり、他方では議員そのものの立場として構成市町村の住民代表という立場があるため、仮に自治体側と住民側の権利義務に関する福祉利益が必ずしも一致しない場合、この二つの立場が協議を複雑にすることも考えられる。

例えば、廃棄物処理事務を取り扱うという広域連合である場合、「処理施設の設置・運営等を行う原資の確保」と「受益者負担」という二つの観点から「住民から徴収する負担金」の導入を検討する必要性が生じたとする。この場合、自治体側は「安定的かつ低額の負担」という考え方から導入に賛成の立場をとるとする。一方の住民側は、「負担金ではなく、別の方法で原資の確保をすべきである」という考え方から、導入に反対の立場であるとする。ここでは極めて単純に解釈しているため、複雑な水面下での議論は省いているが、この両者の考え方・立場が一致していない場合における議会審議を、「より充実させる」必要がある。

そのためには、地方自治法に規定されているように、住民から直接選挙された議員（以下「直接選挙議員」とする。）も広域連合議会の議事に加わるべき

であると言える。また、従来から行われている構成自治体からの選出議員（以下「自治体選出議員」とする。）は、自治体から捻出された負担金の執行が適正か否かといったような立場から監視するため、引き続き連合議会での議事に参加すべきである。

したがって、住民の権利義務に直結する条例等の議会での議決権が直接付与されるといった観点から、ここで政策提案するにあたり、広域連合の議員の選出方法について焦点を当ててみることにする。

具体的な方法として現在の埼玉県内にある広域連合の例でみると、構成団体は県内全市町村となっている。ここで議会の組織を考えると、まず議員定数は住民側と自治体側の利害関係が一致しない場合の公平性の担保から直接選挙議員及び自治体選出議員ともに同数が望ましいと考えられる。また、全市町村からそれぞれ直接選挙議員と自治体選出議員が選出された場合、平成21年度末の埼玉県内の市町村数でいえば64市町村の予定となっているため、この全市町村から二人ずつ選出された結果128人という巨大組織になってしまう。ここで、効率性の観点から議員定数を絞り込む必要が出てくる。その方法として、直接選挙議員は選挙区を定める等の方法が考えられる。例を挙げると衆議院埼玉小選挙区に倣えば15人の選出となるため、これを採用して実際の選挙も衆議院選挙と同時にを行うなどの方法も考えられる。自治体選出議員については現在行われている選出母体からの定数を、直接選挙議員定数と整合させるなどの方法をとれば、合計で広域連合議会の議員定数30名とすることができる。

こうした議会での審議等は、直接選挙議員は直接住民統制の立場から審議等を行うために参加し、自治体選出議員は自治体統制の立場から審議等を行うために参加するという、二元的な立場・監視による住民福祉の向上や効率性の確保が見込めることとなる。また、直接選挙議員が条例の制定に関する提案権を行使し、住民投票条例を制定して重要案件に関しては直接住民に問うという方法もでき、住民統制の観点からは新たな広がりを期待できるようになる。

こうした新たな住民統制によって、地方自治、地方分権の更なる発展を目指す意味でも、広域連合制度の更なる活用は有効であると考える。

第7章 おわりに

本報告書では、本県及び県内市町村における広域行政の更なる活用に向け三つの提言を行った。

一つ目の提言は、効果的・効率的な自治体運営のためには、これからも様々な分野において広域行政の積極的な活用が有効である。特に、今後活用が求められる広域行政の新たな分野として「消防・救急」、「環境保全」、「観光」、「税務」の4分野を提示した。二つ目の提言は、広域行政の積極的な活用には、制度の周知や関係自治体間の調整をサポートするなどのコーディネーター役が必要であり、県がその役割を担うべきであるとした。三つ目の提言は、地域住民の税金で運営される広域行政に対し、住民による一層の民主的コントロールが可能となるよう、広域連合の活用を図るべきであり、また、実態として行われたことのない首長や議員の直接選挙を実施すべきであるとした。

これらの提言は、広域行政があらゆる場合においても活用性の高い制度であることを示すものであり、より一層の活用が図られるよう意図したものである。

そのような意味で、まもなく「平成の大合併」が終わりを告げる2010年（平成22年）3月に本報告書をまとめることができたことは、本県及び県内市町村の職員だけでなく、一般に「広域行政」になじみの少ない多くの住民にとっても、時勢にあった研究であったとメンバー全員が自負している。

とはいっても、本報告書は、埼玉県及び県内市町村に対し「何が何でも広域行政を活用せよ！」というものではない。「広域化する住民ニーズ」や「自治体運営の効率化」、「財政負担の軽減」といった課題への対応であれば、「市町村合併」、「民間等の活用」を始めとして、様々な方策が存在する。また、広域行政制度自体にも「構成自治体間の調整の困難さ」、「意志決定の遅さ」といった問題点も存在する。我々、研究チームは、「広域行政」を多様な選択肢の一つとして捉えて研究を行った。

なお、本研究の過程で議論に上った「道州制」と「都道府県間における広域行政」との関連性については、「道州制」が早期に実現する見込みは低いことから、今回の研究では触れないこととしたが、道州制実現の際には市町村合併後と同様に、「都道府県間における広域行政」は重要な検討項目となるであろうことは間違いない。

法制度上としての広域行政は、1947年（昭和22年）の地方自治法の制定に伴う「一部事務組合」の創設によって始まり、約60年間に様々な制度改革を経ながら活用が図られてきた制度である。これ以上、活用の余地がないという意見もあるかもしれない。

しかし、これからの埼玉県や市町村において、効果的な住民サービスの提供と効率的な自治体運営を図るためにあらゆる方策の検討が必要であり、その中でも「広域行政」は都道府県や市町村といった地方公共団体が“複数”ある限り、その活用を常に検討すべきであるとして本報告書の結びとする。

卷末資料 1 広域行政に関するアンケート

1 目的

埼玉県内で実施されている広域行政の現状・実態を調査する。それとともに、市町村と広域行政機関が広域行政に対してどのような考え方を抱いているかを把握し、地方分権に向けた、今後の広域行政のあり方を研究する礎となる資料として活用する。

2 概要

当研究会では以下の2つのアンケートを行った。なお、調査対象等は下表のとおりである。

- (1) 広域行政に関するアンケート（市町村用）
- (2) 広域行政に関するアンケート（広域行政機関用）

| アンケート名 | 広域行政に関するアンケート (市町村用) | 広域行政に関するアンケート (広域行政機関用) |
|--------|-------------------------|----------------------------|
| 調査対象 | 埼玉県内全市町村（70市町村） | 埼玉県内広域行政団体（68団体） |
| 実施時期 | 2009年（平成21年）11月 | 2009年（平成21年）11月 |
| 回答数 | 64 | 68 |
| 回答率 | 91% | 100% |

3 実施方法

- (1) 依頼方法

彩の国さいたま人づくり広域連合からメールにて県内全市町村広域行政主管課及び県内全広域行政実施団体総務主管課へ依頼

- (2) 回答方法

広域行政研究チーム研究員が作成した回答票（Excel ファイル）による回答

4 質問票（抜粋）

- | | | |
|----------------------------|-------|--------|
| (1) 広域行政に関するアンケート（市町村用） | ····· | 150ページ |
| (2) 広域行政に関するアンケート（広域行政機関用） | ····· | 154ページ |

5 アンケート結果一覧

- | | | |
|----------------------------|-------|--------|
| (1) 広域行政に関するアンケート（市町村用） | ····· | 156ページ |
| (2) 広域行政に関するアンケート（広域行政機関用） | ····· | 166ページ |

4 質問票

(1) 広域行政に関するアンケート（市町村用）

広域行政に関するアンケート(市町村用)

【広域行政の有無について】

【問1】

貴市町村では、広域行政を行っていますか？該当する番号をご記入下さい。

- 1. はい (問2へ)
- 2. いいえ (問17へ)

【既存の広域行政について】

【問2】

貴市町村が行っている広域行政の名称をご記入ください。

回答例：○○の事務委託、△△衛生組合、××協議会など

【問3】

それぞれの広域行政の設立年月をご記入ください。

回答例：昭和60年4月

【問4】

それぞれの広域行政の構成市町村数をご記入ください。

回答例：3市2町1村

【問5】

それぞれの広域行政で、担当する事務の該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

- | | | | | |
|---------------------|------------------|---------------|----------|------------|
| ◆環境衛生 | 1ごみ処理・収集・運搬 | 2し尿処理 | 3火葬 | 4上下水道 |
| | 5環境保全 | | | |
| ◆防災 | 6消防・救急 | | | |
| ◆厚生福祉 | 7医療衛生 | 8健康保険 | 9介護認定 | 10その他の福祉関係 |
| ◆教育 | 11学校給食 | 12学校教育 | | |
| ◆その他 | 13人事 | 14研修教育 | 15共済 | 16公平委員会 |
| | 17農林 | 18観光 | 19労働商工 | 20土木 |
| | 21建築 | 22スポーツ | 23公園 | 24芸術文化 |
| | 25税務 | 26会計・出納 | 27電算システム | 28監査委員会 |
| | 29選挙管理委員会 | 30固定資産評価審査委員会 | 31保健所 | 32消費生活センター |
| | 33情報公開・個人情報保護審査会 | | 34その他 | |
| ◆広域行政（計画策定や複数事務の実施） | 35企画・政策 | | | |

【問6】

それぞれの広域行政を行うこととなったきっかけとして該当する番号をご記入ください。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位まで左側からご記入ください。

1. 市町村自らが活用した
2. 法令等により設置が義務付けられた
3. 国または県の指導等により設置した
4. 不明
5. その他

【問7】

それぞれの広域行政を行う相手（枠組み）を決定する際の選定要因として考えられるものについて該当する番号をご記入ください。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位まで左側からご記入ください。

1. 地理的な要因
2. 住民同士の結びつきによる要因
3. 行政上（警察署、税務署、その他協議会等）の要因
4. 財政支出負担割合や施設建設予定地などの条件面の折り合いによる要因
5. 住民の意見（住民投票など）を尊重した
6. 広域行政の実施に合意した（必要としている）市町村が限られるなど、他の選択肢がなかった
7. 国または県の指導等により枠組みが決められていた
8. その他

【問 8】

それぞれの広域行政を行うにあたってのメリットとして考えられるものについて、設立時に「想定」していたメリットと、「実際」に得られているメリットをそれぞれご記入下さい。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位まで左側からご記入ください。

1. 財政的負担が軽減された
2. 市町村職員数が削減された
3. 専門的な事務の高度化が図れた
4. 構成市町村の住民サービスの均衡が図れた
5. 住民の利便性が向上した
6. その他

【問 9】

貴市町村が取り組んでいる広域行政において、広域行政の推進にあたって何らかの支障、課題、問題点等（法的なものを含む）について該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 市町村間の調整に時間を要している（調整が困難である）
2. 市町村間の財政負担割合が不均衡である
3. 財源や人員の確保が困難になっている
4. 国または県による事務の共同処理への支援が不足している
5. 広域行政の圏域と実際の経済圏や生活圏が一致していない
6. 住民の意見が届かない
7. 広域行政の役割や存在意義があいまいとなっている
8. 市町村合併により構成市町村の枠組みが複雑化している
9. 特に支障、課題、問題点はない
10. その他

【問 10】

それぞれの広域行政において、次の見直しについて必要性を感じますか。該当する番号をご記入ください。

1. 枠組み（圏域）について見直しが必要 (問 1 1 へ)
2. 内容（共同処理する事務や事務処理の内容）(問 1 4 へ)
3. 両方 (問 1 1、問 1 4 へ)
4. 特に見直しの必要性は感じない (問 1 5 へ)

【問 11】

問 10 で 1 または 3 を回答された方に伺います。

見直しが必要な理由は何ですか。次の中から該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 近隣自治体が合併したが、枠組みの見直しがなされていないため
2. 枠組みについて見直す余地がある
3. 処理する事務によって構成団体が異なるため効率化の妨げとなっている
4. その他

【問 12】

問 10 で 1 または 3 を回答された方のうち、市町村合併された自治体に伺います。

市町村合併時または市町村合併後に、広域行政を廃止、又は圏域の変更を行いましたか。

1. 廃止した (問 1 5 へ)
2. 変更した (問 1 3 へ)
3. 従前のまま (問 1 3 へ)

【問 13】

問 12 で 2 または 3 を回答された方に伺います。

貴自治体が既存の圏域を継続されている理由は何ですか。該当する番号をお答えください。（複数回答可）

1. 広域行政の圏域が市町村合併後の行政区域より広域であるため
2. 市町村合併後も既存の圏域での共同処理が必要なため
3. 広域行政の圏域を廃止または変更することが困難であるため
4. 廃止または変更に向けて検討段階にあるため
5. その他

【問 14】

問 10 で 2 または 3 を回答された方に伺います。

見直しが必要な理由は何ですか。次の中から該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 構成市町村の費用負担割合が実情に即していない
2. 構成市町村間の費用負担以外の利害調整（サービス内容・施設立地条件等）が必要
3. 施設の老朽化への対応が必要
4. 財源や人員の不足等により事業規模の見直しが必要
5. 事務の内容が社会情勢や住民ニーズ等に対応できていない
6. 事務決裁や事務手続き等、事務処理の更なる効率化が必要
7. その他

【問15】

広域行政を行うにあたって、圏域住民の意見等を直接受け付ける仕組みがありますか。または検討されていますか。

1. 直接意見を受け付ける仕組みがある
2. 仕組みはないが、検討している
3. 仕組みは必要だと感じているが、検討していない
4. 仕組みはなく、検討もしていない

※1と回答された場合、大変恐縮ですがその仕組みについて資料を恵与して頂ければ幸甚に存じます。

【問16】

貴団体が所属される広域行政について、ホームページや広報紙などで周知されていますか。（貴団体のホームページや広報をはじめ、所属される広域行政など関係団体からホームページや広報紙などで周知されている場合も「〇〇で周知している」をお選びください。）（複数回答可）

1. ホームページで周知している。
2. 広報紙で周知している。
3. 上記以外の方法で周知している。
4. 周知は特に行っていない。

【新たな分野での広域行政の必要性】

【問17】

今後、新たな分野での広域行政の必要性を感じていますか。

1. 非常に感じている (問18へ)
2. 緊急ではないが感じている (問18へ)
3. 特に感じていない (問20へ)

【問18】

問17で1または2を回答された方に伺います。

広域行政の必要性を感じる事務の分野は何ですか。次の選択肢の中から選んでご記入ください。（複数回答可）

- | | | | | |
|---------------------|-------------------|----------------|-----------|-------------|
| ◆環境衛生 | 1 ごみ処理・収集・運搬 | 2 し尿処理 | 3 火葬 | 4 上下水道 |
| | 5 環境保全 | | | |
| ◆防災 | 6 消防・救急 | | | |
| ◆厚生福祉 | 7 医療衛生 | 8 健康保険 | 9 介護認定 | 10 その他の福祉関係 |
| ◆教育 | 11 学校給食 | 12 学校教育 | | |
| ◆その他 | 13 人事 | 14 研修教育 | 15 共済 | 16 公平委員会 |
| | 17 農林 | 18 観光 | 19 労働商工 | 20 土木 |
| | 21 建築 | 22 スポーツ | 23 公園 | 24 芸術文化 |
| | 25 税務 | 26 会計・出納 | 27 電算システム | 28 監査委員会 |
| | 29 選挙管理委員会 | 30 固定資産評価審査委員会 | 31 保健所 | 32 消費生活センター |
| | 33 情報公開・個人情報保護審査会 | | 34 その他 | |
| ◆広域行政（計画策定や複数事務の実施） | 35 企画・政策 | | | |

【問19】

問17で1または2を回答された方に伺います。

広域行政の必要性を感じた理由について、該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 広域行政を活用した方が効果的、効率的であるため
2. 広域行政を活用した方が財政的に有利であるため（経費節減につながるなど）
3. 基本的な行政サービスを確保するため
4. 高度で専門的な行政課題に対応するため
5. 近隣市町村のサービスの均衡を図るため
6. 市町村の区域を超えた課題への対応を行うため
7. その他

【今後、広域行政を検討する上での問題・課題等】

【問20】

平成の大合併が終結しようとしている中、現在、国においては、次のステップとして広域行政を検討しています。

今後、広域行政を検討するにあたって問題・課題になることはどんなことですか。該当する番号をご記入ください。

(複数回答可)

1. 広域行政に関する各種制度についての情報が不足している
2. 先進事例などの情報が不足している。
3. 広域行政の必要性（メリット・デメリット等）について不明瞭である
4. 広域行政をすすめる手続きなど、どのように進めたらよいのか分からぬ
5. 事務手続き等が煩雑
6. 広域行政に取り組むための体制（人員・財源等）を確保することが困難
7. 広域行政を行うにあたって適切な連携相手が見当たらない（近隣市町村の合意を得るのが困難）
8. 自治体間の調整が困難（利害、負担割合など）
9. 既存の広域行政制度が実情（経済圏域・生活圏域等）に対応できていない
10. 住民の理解を得るのが困難
11. 国や県などからの支援が少ない（又はない）
12. 法律や条例により規制がある
13. その他

【その他、自由記述】

【問21】

広域行政全般について、ご意見やご要望等がありましたらご自由にご記入ください。

例) (〇〇について) 法的な措置による支援（法改正）が必要

広範な圏域をカバーできるハイパースキューの設置が必要 など

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

(2) 広域行政に関するアンケート（広域行政機関用）

広域行政に関するアンケート(広域行政機関用)

【貴団体について】

【問1】

貴団体の設立年月をご記入ください。

回答例：昭和60年4月

【問2】

貴団体の構成市町村数をご記入ください。

回答例：3市2町1村

【問3】

貴団体で広域行政を行うこととなったきっかけとして該当する番号をご記入ください。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位まで左側からご記入ください。

1. 市町村自らが活用した
2. 法令等により設置が義務付けられた
3. 国または県の指導等により設置した
4. 不明
5. その他

【問4】

それぞれの広域行政を行う相手（枠組み）を決定した際の選定要因として考えられるものについて該当する番号をご記入ください。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位まで左側からご記入ください。

1. 地理的な要因
2. 住民同士の結びつきによる要因
3. 行政上（警察署、税務署、その他協議会等）の要因
4. 財政支出負担割合や施設建設予定地などの条件面の折り合いによる要因
5. 住民の意見（住民投票など）を尊重した
6. 広域行政の実施に合意した（必要としている）市町村が限られるなど、他の選択肢がなかった
7. 国または県の指導等により枠組みが決められていた
8. その他

【問5】

それぞれの広域行政を行うにあたってのメリットとして考えられるものについて、設立時に「想定」していたメリットと、「実際」に得られているメリットをそれぞれご記入下さい。なお、複数回答される場合には、選定要因として重要な順に1～3位までご記入ください。

1. 財政的負担が軽減された
2. 市町村職員数が削減された
3. 専門的な事務の高度化が図れた
4. 構成市町村の住民サービスの均衡が図れた
5. 住民の利便性が向上した
6. その他

【問6】

貴団体において抱えている、何らかの支障、課題、問題点等（法的なものを含む）について該当する番号をご記入ください。
(複数回答可)

1. 市町村間の調整に時間を要している（調整が困難である）
2. 市町村間の財政負担割合が不均衡である
3. 財源や人員の確保が困難になっている
4. 国または県による事務の共同処理への支援が不足している
5. 広域行政の圏域と実際の経済圏や生活圏が一致していない
6. 住民の意見が届かない
7. 広域行政の役割や存在意義があいまいとなっている
8. 市町村合併により構成市町村の枠組みが複雑化している
9. 特に支障、課題、問題点はない
10. その他

【問7】

貴団体の広域行政において、次の見直しについて必要性を感じますか。該当する番号をご記入ください。

1. 枠組み（圏域）について見直しが必要 (問8へ)
2. 内容（共同処理する事務や事務処理の内容） (問9へ)
3. 両方 (問8へ)
4. 特に見直しの必要性は感じない (問10へ)

【問 8】

問 7 で 1 または 3 を回答された方に伺います。

見直しが必要な理由は何ですか。該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 近隣自治体が合併したが、枠組みの見直しがなされていないため
2. 枠組みについて見直す余地がある
3. 処理する事務によって構成団体が異なるため効率化の妨げとなっている
4. その他

【問 9】

問 7 で 2 または 3 を回答された方に伺います。

見直しが必要な理由は何ですか。該当する番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 構成市町村の費用負担割合が実情に即していない
2. 構成市町村間の費用負担以外の利害調整（サービス内容・施設立地条件等）が必要
3. 施設の老朽化への対応が必要
4. 財源や人員の不足等により事業規模の見直しが必要
5. 事務の内容が社会情勢や住民ニーズ等に対応できていない
6. 事務決裁や事務手続き等、事務処理の更なる効率化が必要
7. その他

【問 10】

広域行政を行うにあたって、圏域住民の意見等を直接受け付ける仕組みがありますか。または検討されていますか。
該当する番号をご記入ください。

1. 直接意見を受け付ける仕組みがある
2. 仕組みはないが、検討している
3. 仕組みは必要だと感じているが、検討していない
4. 仕組みはなく、検討もしていない

※ 1 と回答された場合、大変恐縮ですがその仕組みについて資料を恵与して頂ければ幸甚に存じます。

【問 11】

貴団体の事務内容について、ホームページや広報紙などで周知されていますか。該当する番号をご記入ください。（貴団体のホームページや広報をはじめ、貴団体の構成市町村のホームページや広報紙などで周知されている場合も「〇〇で周知している」をお選びください。）（複数回答可）

1. ホームページで周知している。
2. 広報紙で周知している。
3. 上記以外の方法で周知している。
4. 周知は特に行っていない。

【その他、自由記述】

【問 12】

広域行政全般について、ご意見やご要望等がありましたらご自由にご記入ください。

例）（〇〇について）法的な措置による支援（法改正）が必要

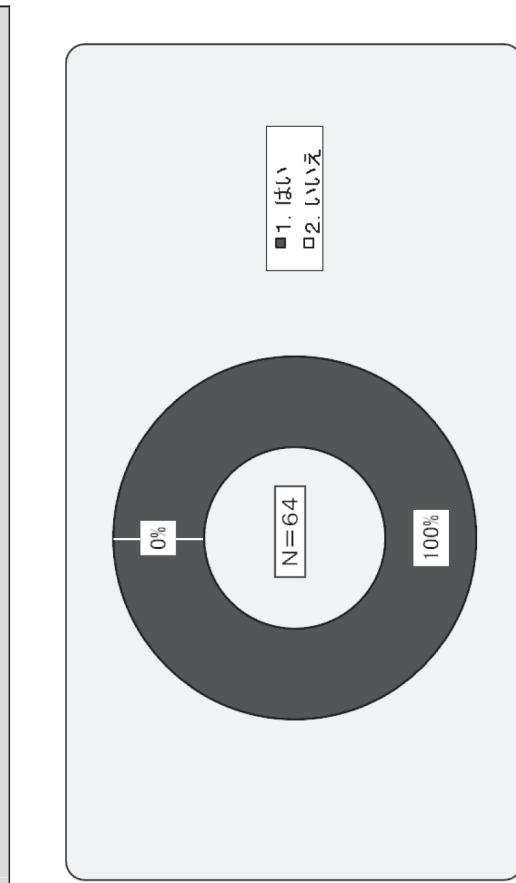
広範な圏域をカバーできるハイパーレスキューの設置が必要など

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

5 アンケート質問（主旨）、回答結果

(1) 広域行政に関するアンケート（市町村用）

【問1】市町村で広域行政を行っているか



【問2】各市町村が関係する広域行政機関名について

本調査はいただいたアンケート回答を統計的に処理する趣旨から、本設問への回答一覧は割愛する。ただし、県内の広域行政機関一覧を「巻末資料 2」として（170ページ）に掲載した。

【問3】、【問4】各市町村が関係する広域行政機関の設立年、構成市町村数について

本設問への回答結果は（2）広域行政に関するアンケート（広域行政機関用）【問1】、【問2】結果一覧、及び「巻末資料 2」県内の広域行政機関一覧に譲る。

【問5】それぞれの広域行政で、担当する事務の該当する分野について（複数回答）

| 順位 | 実施割合 | 回答番号 | 広域行政で担当する分野 | 回答数 |
|-----|------|------|----------------|-----|
| 1位 | 80% | 35 | 企画・政策 | 51 |
| 2位 | 78% | 1 | ごみ処理・収集・運搬 | 50 |
| 3位 | 72% | 34 | その他 | 46 |
| 4位 | 69% | 2 | し尿処理 | 44 |
| 5位 | 66% | 14 | 研修教育 | 42 |
| 6位 | 64% | 6 | 消防・救急 | 41 |
| 7位 | 63% | 3 | 火葬 | 40 |
| 8位 | 42% | 8 | 健康保険 | 27 |
| 9位 | 31% | 10 | その他の福祉関係 | 20 |
| 10位 | 22% | 4 | 上下水道 | 14 |
| 11位 | 20% | 9 | 介護認定 | 13 |
| 12位 | 17% | 13 | 人事 | 11 |
| 13位 | 13% | 7 | 医療衛生 | 8 |
| 14位 | 13% | 15 | 扶助 | 8 |
| 15位 | 8% | 12 | 学校教育 | 5 |
| 16位 | 5% | 16 | 公平委員会 | 5 |
| 17位 | 6% | 11 | 学校給食 | 4 |
| | | 27 | 電算システム | 4 |
| 19位 | 3% | 5 | 環境保全 | 2 |
| | | 20 | 土木 | 2 |
| 21位 | 2% | 18 | 観光 | 1 |
| | | 19 | 労働商工 | 1 |
| | | 22 | スポーツ | 1 |
| | | 23 | 公園 | 1 |
| | | 17 | 農林 | 0 |
| | | 21 | 建築 | 0 |
| | | 24 | 芸術文化 | 0 |
| | | 25 | 税務 | 0 |
| | | 26 | 会計・出納 | 0 |
| | | 28 | 監査委員会 | 0 |
| | | 29 | 選舉管理委員会 | 0 |
| | | 30 | 固定資産評価審査委員会 | 0 |
| | | 31 | 保健所 | 0 |
| | | 32 | 消費生活センター | 0 |
| | | 33 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 0 |

(N = 441)

*割合は各行政分野の回答の合計値を回答市町村数で除したものである。

【問6】それぞれの広域行政を行うこととなつたきっかけについて（1～3位を回答）

| 回答 | | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------------------|------|-------|-------|-------|
| 1. 市町村自らが活用した | | 50.0% | 29.4% | 50.0% |
| 2. 法令等により設置が義務付けられた | | 14.9% | 5.9% | 0.0% |
| 3. 国または県の指導等により設置した | | 15.8% | 58.8% | 50.0% |
| 4. 不明 | | 16.1% | 5.9% | 0.0% |
| 5. その他 | (N=) | 3.2% | 0.0% | 0.0% |
| | (N=) | 316 | 17 | 2 |
| (総回答数=335) | | | | |

(その)地図・記載内容、以下同様

【問7】広域行政を行う相手(枠組み)を決定する際の選定要因として考えられるもの（1～3位を回答）

| 回答 | | 1位 | 2位 | 3位 |
|---|------|-------|-------|-------|
| 1. 地理的な要因 | | | | |
| 2. 住民同士の結びつきによる要因 | | 54.2% | 22.2% | 5.4% |
| 3. 行政上(警察署、税務署、その他の協議会等)の要因 | | 1.3% | 23.9% | 43.2% |
| 4. 財政支出負担割合や施設建設予定地などの条件面の折り合いによる要因 | | 8.2% | 26.5% | 32.4% |
| 5. 住民の意見(住民投票など)を尊重した | | 3.1% | 17.1% | 5.4% |
| 6. 広域行政の実施に合意した必要としている市町村が限られるなど、他の選択肢がなかった | | 1.6% | 0.9% | 0.0% |
| 7. 国または県の指導等により枠組みが決められていて | | 4.1% | 4.3% | 5.4% |
| 8. その他 | (N=) | 4.4% | 0.9% | 2.7% |
| | (N=) | 319 | 117 | 37 |
| (総回答数=473) | | | | |

【問6～問16】共通留意事項

| 回答番号 | | 記述内容 | | | | |
|-----------|---------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 1 | 人材育成のため | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | 35 / 51 | 1 / 50 | 2 / 44 | 6 / 42 | 10 / 20 | |
| 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 医療衛生 |
| 回答番号 / N= | 1 | 46 | 50 | 44 | 36 | 39 |
| 1 | 52.2% | 78.0% | 77.3% | 27.8% | 79.5% | 40 |
| 2 | 4.3% | | | | | 27 |
| 3 | 10.9% | 6.0% | 4.5% | 5.6% | 15.4% | 11.1% |
| 4 | 10.0% | 9.1% | 2.6% | 7.5% | | 66.7% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 上下道 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 11 | 8 | 7 | 5 |
| 1 | 85.7% | 90.9% | 25.0% | 57.1% | 12.5% | 45 |
| 2 | 7.1% | | | | | 44.4% |
| 3 | | 9.1% | | | | 4.4% |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 番号/実施市町村数 | | | | | | |
| 行政分野 | 介護認定 | 人事 | 医療衛生 | 共済 | 学校教育 | 公務委員会 |
| 回答番号 / N= | 1 | 14 | 10 | 8 | 5 | 5 |
| 1 | 50.0% | 12.5% | 28.6% | 12.5% | 40.0% | 50.0% |
| 2 | 64.3% | 20.0% | 14.3% | 25.0% | 20.0% | 15.9% |
| 3 | 7.1% | 10.0% | 25.0% | 28.6% | 12.5% | 9.1% |
| 4 | 21.4% | 20.0% | 50.0% | 28.6% | 20.0% | 20.0% |
| 5 | | </ | | | | |

【問8-1】それぞれの広域行政を行うにあたってのメリットとして考えられるものについて、設立時に「想定」していたメリット（1～3位を回答）

| 回答 | | 1位 | 2位 | 3位 |
|------------------------|------|-------|-------|-------|
| 1. 財政的負担が軽減された | | 40.5% | 21.2% | 12.0% |
| 2. 市町村職員数が削減された | | 0.6% | 17.1% | 24.1% |
| 3. 専門的な事務の高度化が図れた | | 27.4% | 27.7% | |
| 4. 構成市町村の住民サービスの均衡が図れた | | 12.1% | 22.4% | 16.9% |
| 5. 住民の利便性が向上した | | 12.1% | 11.2% | 16.9% |
| 6. その他 | (N=) | 7.2% | 1.2% | 2.4% |
| | | 321 | 170 | 83 |

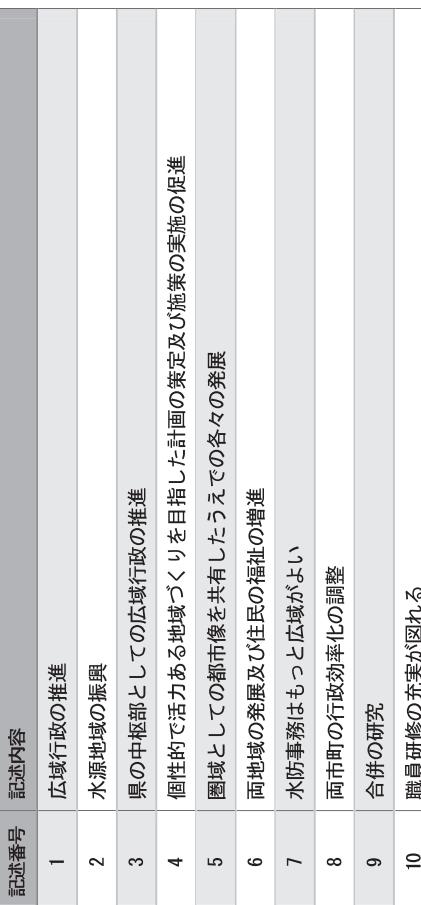
(総回答数=574)

番号/実施市町村数 35 / 51 1 / 50 2 / 44 14 / 42 6 / 41 3 / 40 8 / 27 10 / 20

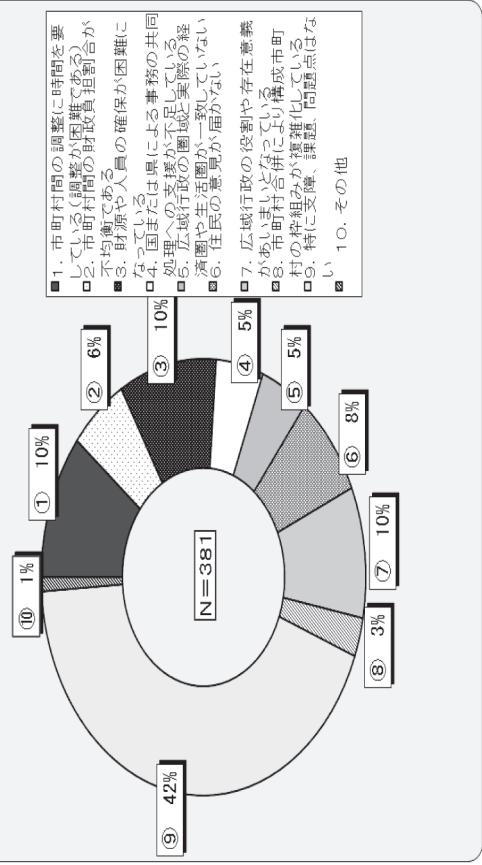


(総回答数=567)

番号/実施市町村数 35 / 51 1 / 50 2 / 44 14 / 42 6 / 41 3 / 40 8 / 27 10 / 20



【問9】広域行政機関が抱える何らかの支障、課題、問題点等(法的なものを含む)について(複数回答)



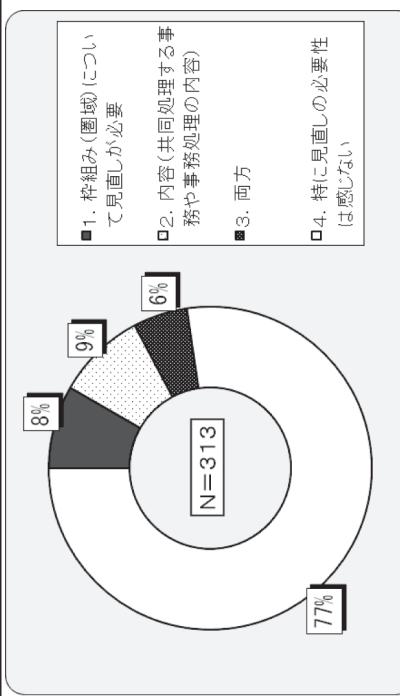
| Challenge/Issue Category | Percentage (%) |
|--|----------------|
| 1. 市町村間の調整に時間と費用を要する課題 | 14 / 44 |
| 2. 不均衡のある財政負担割合 | 6 / 42 |
| 3. 貢献度や人材の確保が困難になつていて、国による事務の共同処理への支援が不足している | 3 / 40 |
| 4. 地域行政の実態と実際の経済や生活圏が一致していない | 8 / 27 |
| 5. 住民の意識が、市町村の特徴に合わせていない | 10 / 20 |
| 6. 特に危険な問題点はない | 5 / 42 |
| 7. 広域行政の役割や存在意義が明確化されていない | 2 / 42 |
| 8. 市町村の幹部会議が運営難しく、特に組織が複雑化している | 2 / 42 |
| 9. その他の課題 | 1 / 42 |

| Challenge/Issue Category | Percentage (%) |
|--|----------------|
| 1. 市町村間の調整に時間と費用を要する課題 | 53 |
| 2. 不均衡のある財政負担割合 | 55 |
| 3. 貢献度や人材の確保が困難になつていて、国による事務の共同処理への支援が不足している | 53 |
| 4. 地域行政の実態と実際の経済や生活圏が一致していない | 56 |
| 5. 住民の意識が、市町村の特徴に合わせていない | 56 |
| 6. 特に危険な問題点はない | 56 |
| 7. 広域行政の役割や存在意義が明確化されていない | 56 |
| 8. 市町村の幹部会議が運営難しく、特に組織が複雑化している | 56 |
| 9. その他の課題 | 56 |

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|-----------------------------|
| 1 | 広域行政の推進 |
| 2 | 水源地域の振興 |
| 3 | 広域的協力体制の充実が図られた。 |
| 4 | 県の中枢部としての広域行政の推進 |
| 5 | 財政的な支援があつた |
| 6 | 事務の効率化 |
| 7 | 環境保全 |
| 8 | 共通課題等の認識 |
| 9 | 効果的な職員研修の実施 |
| 10 | 両市町の行政効率化の調整 |
| 11 | 両市の行政効率化の調整 |
| 12 | 人員の確保が図られた（水防団員） |
| 13 | 広域的行政課題の協議 |
| 14 | 町単独では実施不可能な研修を受講できる |
| 15 | 水防に対し広域的に取り組める。 |
| 16 | 職員能力の向上 |
| 17 | ダム建設の促進に係る新規対策 |
| 18 | 法令により設立されたものでありメリットは想定していない |
| 19 | 行財政の効率化 |
| 20 | 事務調整の効率化 |

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|------------------------------------|
| 1 | 合併により構成市町村の数が減り、広域で処理をする必要性が問われている |
| 2 | 活動の活性化が必要 |
| 3 | 陳情内容をすべて達成するには長期間の協議が必要となる |
| 4 | 財政的な支援の消失 |
| 5 | 事務処理に時間を要す |
| 6 | 目的達成までに時間がかかる |
| 7 | 施設や機器の維持管理費が多額となってしまう |

【問10】広域行政機関において、枠組みや内容の見直しについて必要性を感じるか否か

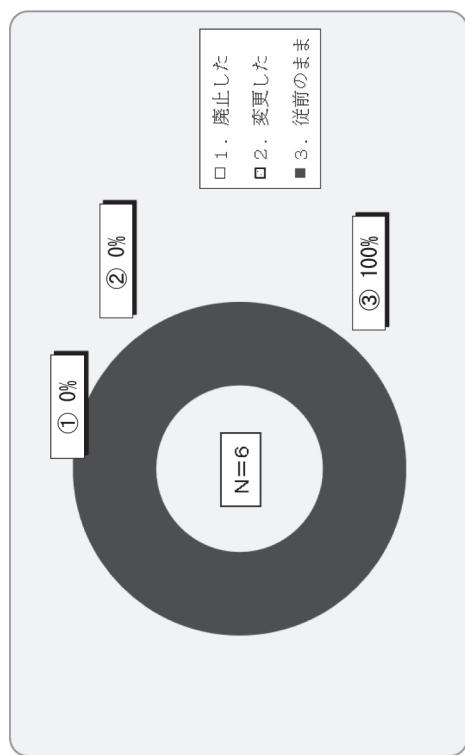


【問11】広域行政機関の見直しが必要な理由について(問10で1、または3を回答された方)

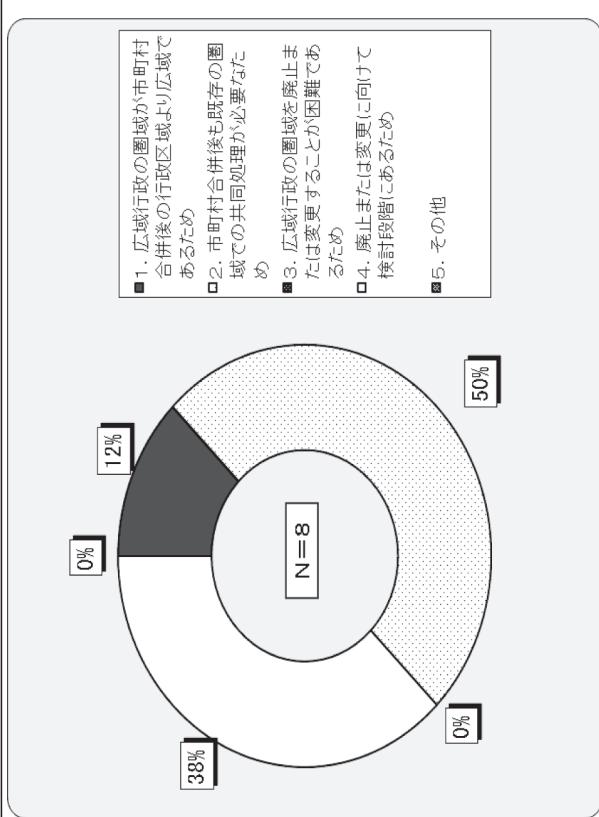


| 記述番号 | 記述内容 |
|------|--|
| 1 | 県による更なる広域化のヴィジョンが示されたため |
| 2 | 効率的な運用 |
| 3 | 事業収益低下と施設の維持管理費用増加に伴う経営基盤の脆弱への懸念。H21より水道事業者・県企業局・県で構成する「埼玉県水道広域化協議会」、有識者による第三者委員会である「埼玉県水道広域化検討委員会」が設立され、広域化方策について協議中。 |
| 4 | 協議会及び協議会をとりまく情勢から、協議会のあり方自体の検討の必要性が構成市町で認識されている。 |
| 5 | 廃止の方向で検討を進めているため。 |
| 6 | 構成団体の協議により、今年度末廃止予定 |
| 7 | 財政負担（人員）が多くすぎる |
| 8 | 合併により委託の必要がなくなるため |
| 9 | 県の主導が必要である。 |
| 10 | 協議会及び協議会をとりまく情勢から、協議会のあり方自体の検討の必要性が構成市町で認識されている。 |

【問12】市町村合併時または市町村合併後に、広域行政を廃止、又は圏域の変更を行ったか否か（問10で1、または3を回答された方）



【問13】自治体が既存の圏域を継続している理由について（問12で2、または3を回答された方）

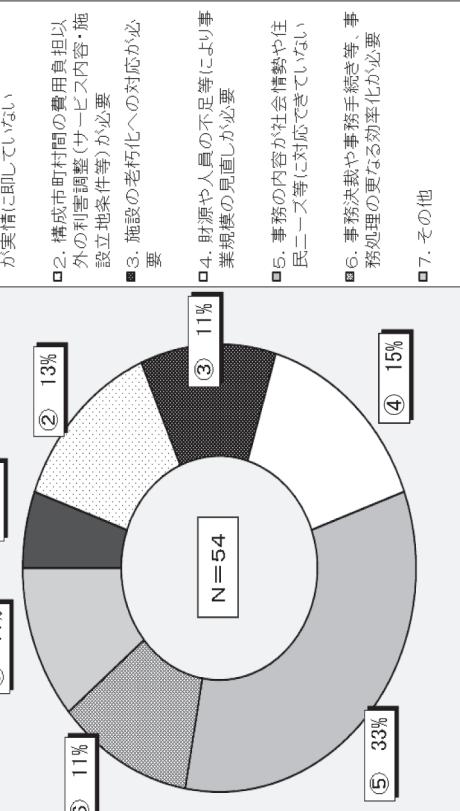


| 番号/実施市町村数 | 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 人森 | 健康・保険 | その他福祉 |
|-----------|------|------|------|------|------|-------|----|-------|-------|
| 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | | | | | |
| 2 | 2 | | | | | | | | |
| 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | | | | | |
| 4 | 4 | | | | | | | | |

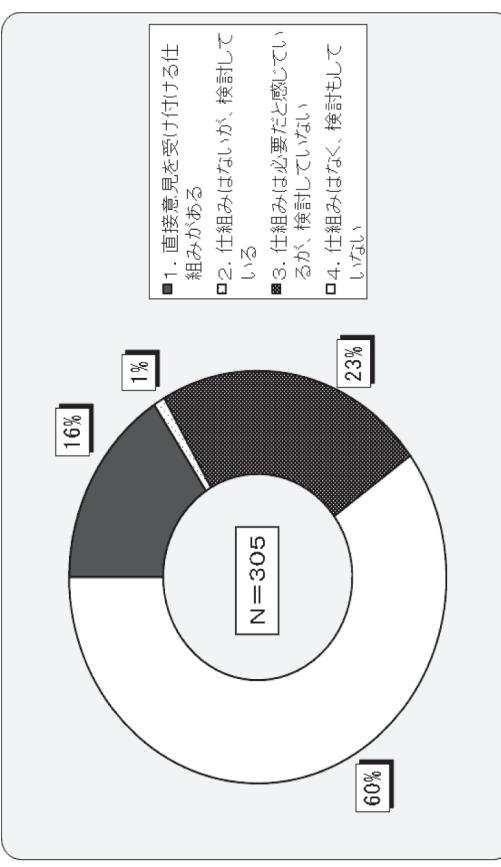
| 番号/実施市町村数 | 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 人森 | 健康・保険 | その他福祉 |
|-----------|------|------|------|------|------|-------|----|-------|-------|
| 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 2 | 2 | | | | | 3 | 1 | | |
| 3 | 3 | | | | | | | | |
| 4 | 4 | | | | | | | | |
| 5 | 5 | | | | | | | | |

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|--|
| 1 | 合併により構成市町村の数が減ったことによる共同処理の必要性が薄れないと感じられる |
| 2 | 本来の目的である「調査研究」とは異なる分野の事務量が増加しており、所管事務のあり方にについて検討が必要 |
| 3 | 協議会及び協議会をとりまく情勢から、協議会のあり方自体の検討の必要性が構成市町で認識されている。 |
| 4 | 平成21年度末で協議会廃止の予定 |
| 5 | 市町村の行う事務での各市町村の対応が統一できない可能性がある |
| 6 | 県内統一の基準が必要である。 |
| 7 | 協議会の目的はある程度達成したので、新たな行政課題への対応の必要性を検討するとともに、今後、広域行政上、新たに仕組みが必要かどうかを総合的に検討する必要がある。 |
| 8 | 国の制度の動向により見直しが必要 |

【問14】広域行政機関の見直しが必要な理由について(問10で2、または3を回答された方)



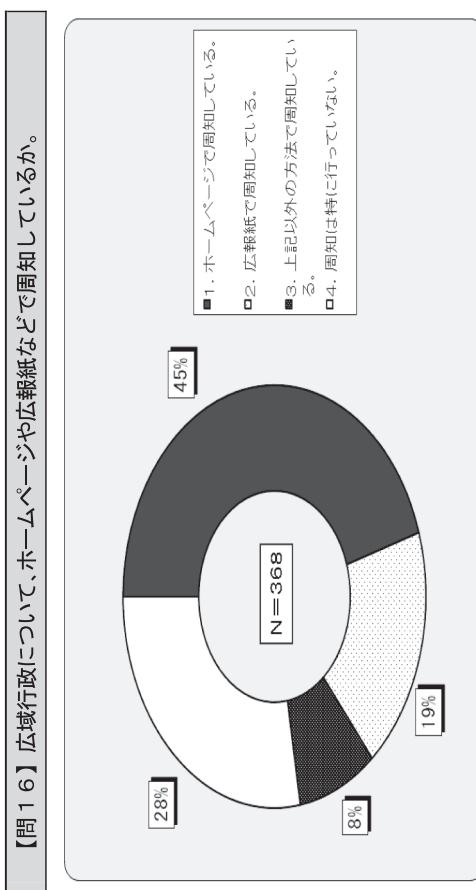
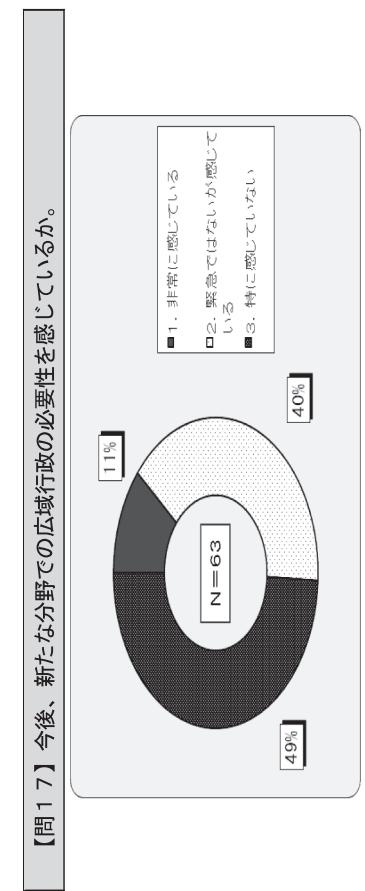
- 1. 構成市町村の費用負担割合が実情に即していない、
- 2. 構成市町村間の費用負担以外の利害調整(サービス内容・施設立地条件等)が必要
- 3. 施設の老朽化への対応が必要
- 4. 財源や人員の不足等により事業規模の見直しが必要
- 5. 事務の内容が社会情勢や住民ニーズ等に対応できていない
- 6. 事務決裁や事務手続き等、事務処理の更なる効率化が必要
- 7. その他



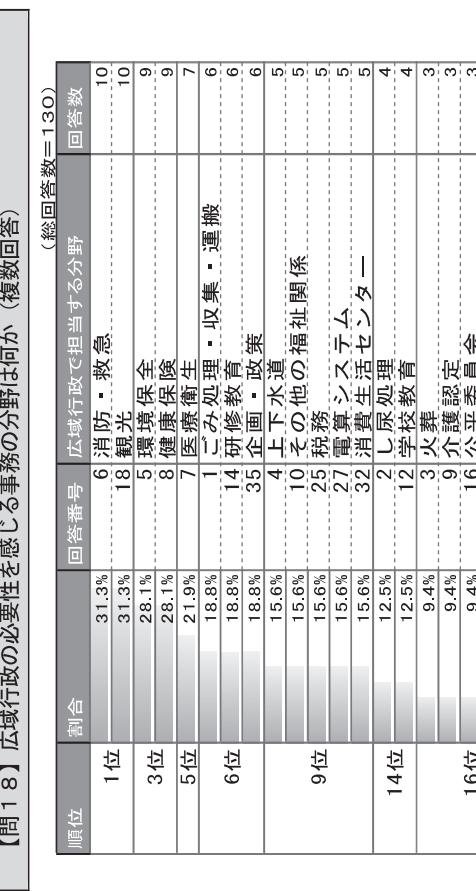
【問15】広域行政を行うにあたって、地域住民の意見等を直接受け付ける仕組みがあるか。または、検討しているか。

| 回答番号 / 行政分野 | 回答番号 / 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 火葬 | 健康保険 | その他福祉 |
|------------------|-------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 1 | 1 | 18 | 11 | 8 | 3 | 8 | 8 | 8 | 2 |
| 2 | 2 | 15.5% | 28.6% | 42.9% | | 40.0% | 40.0% | 40.0% | |
| 3 | 3 | 15.5% | 42.9% | 66.7% | | 20.0% | 20.0% | 16.7% | |
| 4 | 4 | 14.3% | 14.3% | 33.3% | | 20.0% | 20.0% | 20.0% | |
| 5 | 5 | 57.9% | 14.3% | 16.7% | | 20.0% | 40.0% | 16.7% | 50.0% |
| 6 | 6 | 57.9% | 14.3% | 16.7% | | 20.0% | 40.0% | 66.7% | 50.0% |
| 7 | 7 | 21.1% | 14.3% | | | 20.0% | | 33.3% | |
| 番号/実施市町村数 4 / 14 | | | | | | | | | |
| 回答番号 / 行政分野 | | | | | | | | | |
| 1 | 1 | 5 | 5 | 2 | | | | | 4 |
| 2 | 2 | | | | | | | | 50.0% |
| 3 | 3 | | | | | | | | 50.0% |
| 4 | 4 | | | | | | | | 100.0% |
| 5 | 5 | | | | | | | | |
| 6 | 6 | | | | | | | | |
| 7 | 7 | | | | | | | | |

| 番号/実施市町村数 | 4 / 14 | 9 / 13 | 13 / 11 | 7 / 8 | 15 / 8 | 12 / 5 | 16 / 4 | 34 / 46 |
|-----------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 火葬 | 健康保険 | その他福祉 |
| 回答番号 / N= | 47 | 48 | 42 | 38 | 37 | 38 | 24 | 18 |
| 1 | 6.4% | 22.9% | 16.7% | 13.2% | 10.8% | 13.2% | 50.0% | |
| 2 | | 2.1% | | 2.7% | 7.9% | | | |
| 3 | 19.1% | 29.6% | 28.6% | 10.5% | 32.4% | 31.6% | 29.2% | 38.9% |
| 4 | 74.2% | 45.8% | 54.8% | 76.3% | 54.1% | 47.4% | 29.8% | 61.1% |

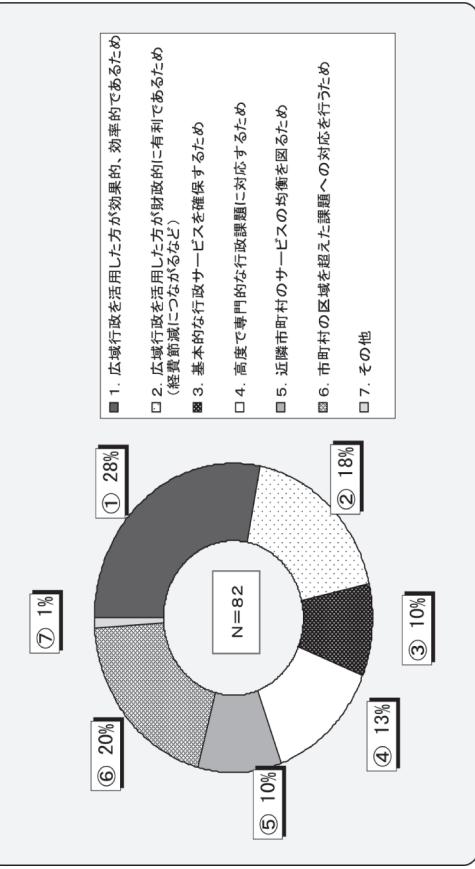


| 番号/実施市町村数 | 35 / 51 | 1 / 50 | 2 / 44 | 14 / 42 | 6 / 41 | 3 / 40 | 8 / 27 | 10 / 20 |
|-----------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 行政分野 | 企画政策 | ごみ関係 | し尿処理 | 研修教育 | 消防・救急 | 火葬 | 健康保険 | その他福祉 |
| 回答番号 / N= | 50 | 69 | 54 | 37 | 54 | 49 | 36 | |
| 1 | 44.0% | 53.6% | 42.6% | 70.3% | 55.6% | 55.1% | 61.1% | 27.8% |
| 2 | | 10.0% | 29.0% | 25.9% | 5.4% | 29.6% | 24.5% | 16.7% |
| 3 | | 4.0% | 7.2% | 9.3% | | 3.7% | 6.1% | 11.1% |
| 4 | 42.0% | 10.1% | 22.2% | 24.3% | 11.1% | 14.3% | 11.1% | 38.9% |



*割合は、新たに分野の広域行政を必要であると回答した団体数を基準に算定した。

【問21】広域行政全般についての意見や要望など



【問20】今後、広域行政を検討するにあたって問題・課題になること（複数回答）



| 記述番号 | 記述内容 |
|------|---|
| 1 | 国が新たに進める定住自立構想は本市の実情に合わないため、本市が国を考える広域行政施策の対象から外れてしまう懸念がある。 |
| 2 | 既存施設の利用・処分方法について検討が必要になる。 |
| 3 | 任意協議会の性質として、法人格を有していないことから、契約行為等をはじめ、制約を受ける面がある。 |

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|---|
| 9 | <p>市町村の人事においては、これまでに職員を採用し、定年まで一つの自治体で勤め上げる形を探ってきた。基礎的自治体として地域に密着した職務内容であるため、一定の有益性は持ち続けていたものの、近年、少子高齢化社会の本格的な到来やモータリゼーションの進展、複雑多様化する住民ニーズなど、自治体を取り巻く環境は様変わりしてきました。</p> <p>さらに今後ますます進む地方分権の受け皿としての機能拡充など、市町村に求められる事務は高度化する一方である。</p> <p>そのような中、職員の質を向上し、さらに維持し続けるためには、人事の活性化が不可欠である。</p> <p>長い間一つの組織の中にいると、次第に視野が狭まり、なるま湯的な風土が発生するなど弊害が表出し、行政課題を広域的視点から展望することが難しくなってくる。</p> <p>そこで、今後の人事においては、職員の異動を広域行政単位で毎年行うなど人事を活性化することで、職員の意識改革を促し、もって個々の資質向上を図ることが、地方分権の担い手として市町村が一定のレベルを保ち続けるために必要不可欠と考える。</p> |
| 10 | <p>平成の大合併もとりあえず終結宣言が出され、今後、効率的行政経営を実現するには、今まで以上に広域行政（お互いに必要としているものを部分的に連携することを含め）を展開する必要があると思われる。当市としては、この打開策として定住自立圏構想の推進に力を入れるべきと考えているが、当市以外は広域行政の連携で何とかなると考えてる部分も見られ、逆に障害となっていることも否めない。</p> <p>國も、それそれの実情に合つて必要な手段を選択すべきと言うが、まかせるなら財源や権限も含めて考えるべきであり、そうでない場合は、もっと積極的に指導</p> |
| 11 | <p>埼玉県内の他の法定協議会においては、廃止の方向で動いている協議会もあり、当協議会も同様に廃止の考えが出ており、埼玉県の広域行政に対する方向性などを示していくべきだ。また、他県の先進広域行政の情報や資料を教示願いたい。</p> |

(2) 広域行政に関するアンケート（広域行政機関用）

【問1】広域行政機関の設立年月について

問1へ回答のあつた広域行政機関（68団体）の平均設立年は昭和51年であり、多くの機関が設立以後、およそ35年以上経過している。

なお、昭和に設立された機関（58機関）の中央値は昭和44年、最頻値は昭和39年であった。一方、平成に設立された機関（10機関）の中央値は平成13年、最頻値は平成11年であった。

*「巻末資料2」に埼玉県内の広域行政機関一覧として、機関名、業務内容、設立年、構成市町村数などを掲載した（170ページ）。

【問2】広域行政機関の構成市町村数について

全市町村で構成される広域連合が複数あるため、平均から見えるものは少ないかもしれないが、全広域行政機関の平均構成市町村数は6・6であった。

なお、中央値は3、最頻値は2（23機関）であり、県内広域行政機関の3分の1は一対の少數の自治体同士で広域行政を実施している。

【問3】広域行政機関が広域行政を行うこととなつたきっかけについて（1～3位を回答）

| 回答 | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------------------|-------|-------|--------|
| 1. 市町村自らが活用した | 60.3% | 40.0% | 0.0% |
| 2. 法令等により設置が義務付けられた | 11.8% | 0.0% | 0.0% |
| 3. 国または県の指導等により設置した | 13.2% | 40.0% | 100.0% |
| 4. 不明 | 11.8% | 20.0% | 0.0% |
| 5. その他 | 2.9% | 0.0% | 0.0% |
| (N =) | 68 | 5 | 1 |

(総回答数=74)

（その他地圖・記載内容、以下同様）

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|---|
| 1 | 各自治体が単独でその水防責任を果たすことが著しく困難かつ不適正であることが認められるため。（水防法第3条の2） |

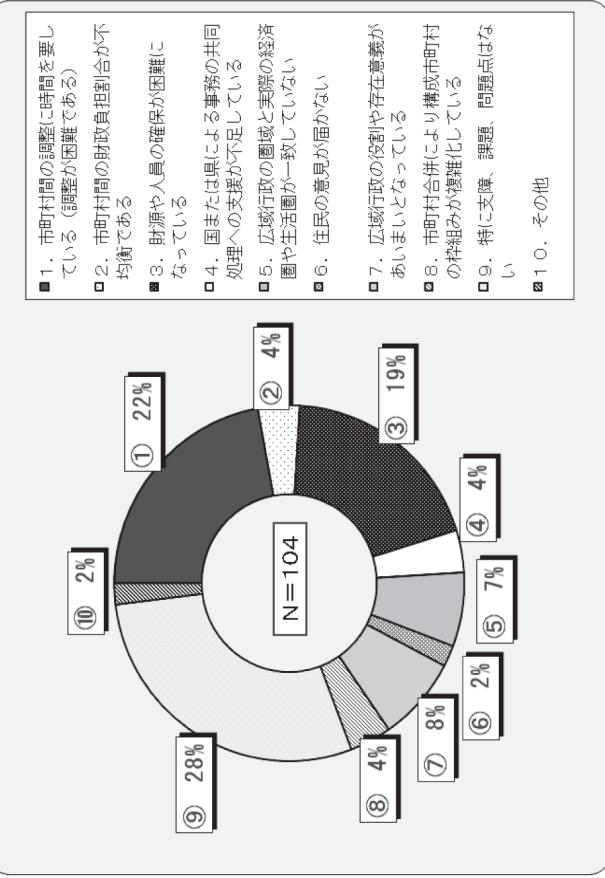
【問4】それぞれの広域行政を行う相手（枠組み）を決定した際の選定要因として考えられるものについて（1～3位を回答）

| 回答 | 1位 | 2位 | 3位 |
|---|-------|-------|-------|
| 1. 地理的な要因 | 64.1% | 21.4% | 9.1% |
| 2. 住民同士の結びつきによる要因 | 1.6% | 21.4% | 18.2% |
| 3. 行政上（警察署、税務署、その他協議会等）の要因 | 15.6% | 21.4% | 27.3% |
| 4. 財政支出負担割合や施設建設予定地などの条件面の折り合いによる要因 | 4.7% | 21.4% | 18.2% |
| 5. 住民の意見（住民投票など）を尊重した | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 6. 広域行政の実施に合意した（必要としている）市町村が限られたなど、他の選択肢がなかった | 3.1% | 7.1% | 18.2% |
| 7. 国または県の指導等により枠組みが決められていた | 7.8% | 7.1% | 9.1% |
| 8. その他 | 3.1% | 0.0% | 0.0% |
| (N =) | 64 | 28 | 11 |

(総回答数=103)

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|---|
| 1 | 高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入することとされているため |
| 2 | 栗橋駅西口の開設 |
| 3 | 浦和競馬の開催権を持つている団体が一部事務組合を設立した |
| 4 | モーターボート競走法第二条第一項及び第二条第二項により総務大臣が指定する市 |
| 5 | 介護認定審査会を運営するうえで、効率的な行政規模を設定した |
| 6 | 人材確保 |

**【問6】広域行政機関が抱える何らかの支障、課題、問題点等（法的なものを含む）について
(複数回答)**



【問5－1】それぞれの広域行政を行うにあたってのメリットとして考えられるものについて、設立時に「想定」していたメリットについて（1～3位を回答）

| 回答 | | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------|---------------------|-------|-------|-------|
| 1. | 財政的負担が軽減された | 50.0% | 14.3% | 26.3% |
| 2. | 市町村職員数が削減された | 0.0% | 17.9% | 0.0% |
| 3. | 専門的な事務の高度化が図れた | 21.2% | 21.4% | 10.5% |
| 4. | 構成市町村の住民サービスの均衡が図れた | 10.6% | 35.7% | 42.1% |
| 5. | 住民の利便性が向上した | 10.6% | 10.1% | 15.8% |
| 6. | その他 | 7.6% | 0.0% | 5.3% |
| (N =) | | 66 | 28 | 19 |

記述番号 記述内容

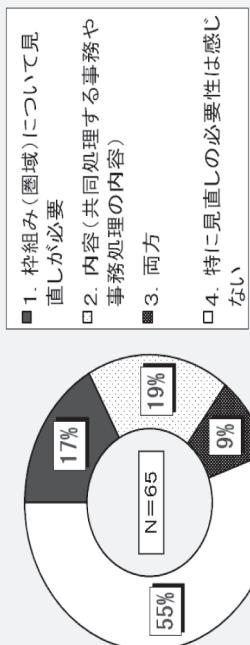
- 1 事務を共同処理することにより環境整備が図れた
- 2 設立が古いため当時の想定したメリットは不明です
- 3 圏域としての都市像を共有したうえでの各自的の発展
- 4 人員の確保が図られた（消防団員）
- 5 財源の確保
- 6 判定の平準化、人材確保
- 7 広域行政の効率や存在意義があいまいとなっている
- 8 市町村合併により構成市町村の枠組みが複雑化している
- 9. 特に支障、課題、問題点はない
- 10. その他

| 回答 | | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------|---------------------|-------|-------|-------|
| 1. | 財政的負担が軽減された | 44.9% | 16.1% | 33.3% |
| 2. | 市町村職員数が削減された | 2.9% | 12.9% | 0.0% |
| 3. | 専門的な事務の高度化が図れた | 23.2% | 22.6% | 0.0% |
| 4. | 構成市町村の住民サービスの均衡が図れた | 13.0% | 32.3% | 53.3% |
| 5. | 住民の利便性が向上した | 8.7% | 12.9% | 6.7% |
| 6. | その他 | 7.2% | 3.2% | 6.7% |
| (N =) | | 69 | 31 | 15 |

(総回答数 = 115)

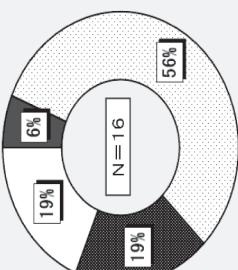
| 記述番号 | 記述内容 |
|------|-----------------------|
| 1 | 多少軽減されているのだと思われる・・・・・ |
| 2 | 財政的な支援があった |
| 3 | 人員の確保が図られた（消防団員） |
| 4 | 職員研修の充実が図れた。 |
| 5 | 財源の確保 |
| 6 | 構成市の審査判定の均衡が図られた |
| 7 | 判定の平準化、人材確保 |

【問7】広域行政機関において、枠組みや内容の見直しについて必要性を感じるか否か

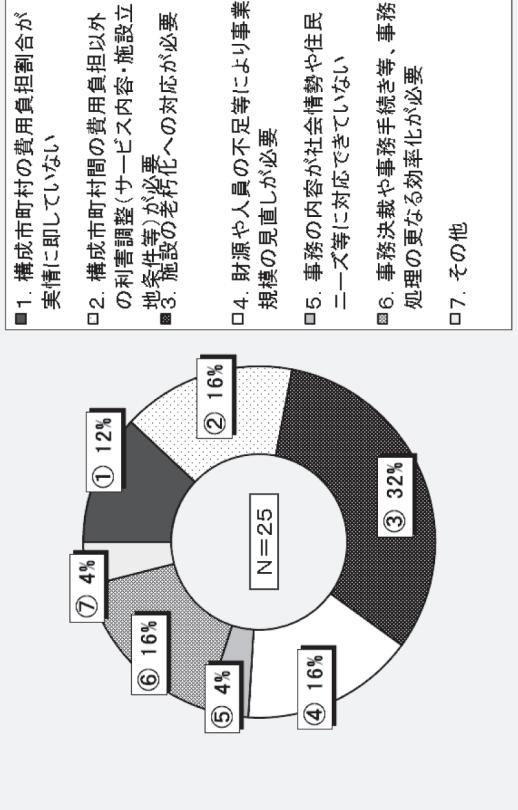


【問8】広域行政機関の見直しが必要な理由について(問7で1または3を回答された方)

- 1. 近隣自治体が合併したが、枠組みの見直しがなされていないため
□2. 枠組みについて見直す余地がある
■3. 処理する事務によって構成団体が異なるため効率化の妨げとなっている
□4. その他



【問9】広域行政機関の見直しが必要な理由について(問7で2、または3を回答された方)



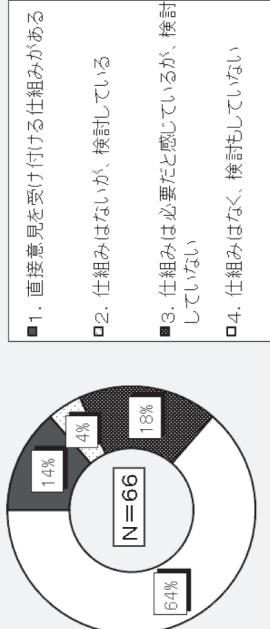
記述番号 記述内容

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|--|
| 1 | 広域行政を行うことは効率がいいと思われるが、「一部事務組合」という手段でよいのかどうか。 |
| 2 | 協議会及び協議会をとりまく情勢から、協議会のあり方自体の検討の必要性が構成市町で認識されている。 |
| 3 | 市町村合併のため、審査会の体制、事務内容の見直しが必要 |

記述番号 記述内容

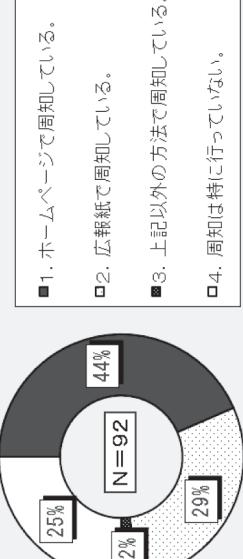
| | |
|---|---|
| 1 | 事業収益低下と施設の維持管理費用増加に伴う経営基盤の脆弱化への懸念。 H21より水道事業者・県企業局・県で構成する「埼玉県水道広域化検討委員会」、有識者による第三者委員会である「埼玉県水道広域化検討委員会」が設立され、広域化方策について協議中。 |
| 2 | 協議会及び協議会をとりまく情勢から、協議会のあり方自体の検討の必要性が構成市町で認識されている。 |
| 3 | 法律に基づく消防の広域化 |
| 4 | 既に当協議会は、廃止の方向で事務を進めている。 |

【問10】広域行政が圏域住民の意見を直接受け付ける仕組みについて



* 1とした主な広域行政機関の分野・・・消防、環境衛生、広域市町村圏組合、水道など

【問11】広域行政が行っている事務内容の広報手段について（複数回答）



* グラフではN=92（複数回答）ため、例えばホームページと広報誌で周知している場合は2票が計算される）であるが、アンケートに回答した広域行政機関数N=68で計算すると「4. 周知は特に行っていない」と回答した団体は23団体（92×25%）となり、県内全広域行政機関68のうち3分の1を占める結果となった。

【問12】自由記述

| 記述番号 | 記述内容 |
|------|---|
| 1 | 設問の内容は、構成市町村の広域行政を主管する部署が回答すべきものが多く、広域行政機関自体が回答しがたい内容です。 |
| 2 | 広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）が、平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、組織の存続を検討している。 |
| 3 | 都道府県が後期高齢者医療広域連合の構成団体となっていない中で、後期高齢者医療制度に対する都道府県の関与のあり方が検討されている。 |
| 4 | 当協議会は、発足当時は観光等を含め各種事業を実施してきたが、現状では職員研修が主な事業となっている。 平成21年3月31日で広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことを機に、生活圏の変化や類似する任意の協議会が有効に機能していることなどを考慮して、平成22年3月31日をもって廃止する方向で現在事務を進めているところである。 ただし、これまで実施し効果も認められてきた研修事業については、新たな組織（研修担当レベルで合同研修会）を設置していく予定である。 |
| 5 | 国の目指す広域行政の目的は市町村合併であったと思うが、当圏域も類にもれず、3度の合併を立ち上げたがいずれも不調に終わった。されば、広域行政の必要性に疑問を抱く羽目になり、推進どころか、スリム化を図る方向に逆行した。 現在、組合からの脱退や共同処理事務の廃止等、構成市町村の協議が調つたので、来る1月議会に議決をお願いし、規約変更等の手続きを進めているところである。 本回答は、一部の回答を除き、担当者の主觀が含まれていることを申し添える。 |

埼玉県内の広域行政機関一覧

(平成22年2月1日現在)

【処理方式】一部事務組合(52団体)

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|----------|----------------------------|-------|--|-------|
| 1 | 埼玉県市町村組合 | 消防災害補償 ・退職手当 ・交通災害共済 | 108 | 川越市、川口市、さいたま市、行田市を除く全市町村(66市町村)、42一部事務組合 | 平成18年 |

<主な分野> 様々な行政

| | | | | | |
|---|--------------|--|---|---|-------|
| 2 | 秩父広域市町村圏組合 | -ふるさと市町村圏計画 -介護認定審査会 -循環器器検診 -救命医療施設 -火葬場・靈柩車 -消防・救急 -障害者自立支援法審査会 -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | 5 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 | 昭和45年 |
| | | -広域市町村圏計画 -老人福祉 -ごみ処理(収集運搬を除く) -余熱利用施設 -火葬場 | | -社会教育(視聴覚ライブリー) -職員研修会等管理 -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | 昭和46年 |
| 3 | 児玉都市広域市町村圏組合 | -ふるさと市町村圏計画 -介護認定審査会(鳩山町を除く) -斎場・靈柩車(鳩山町を除く) -消防・救急(川島町・鳩山町を除く) -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | 4 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 | 昭和46年 |
| | | -ふるさと市町村圏計画 -老人福祉 -介護認定審査会(鳩山町を除く) -斎場・靈柩車(鳩山町を除く) -消防・救急(川島町・鳩山町を除く) -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村 | 昭和48年 |

<主な分野> 様々な行政

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------|---|-------|-----------------|-------|
| 5 | 大里広域市町村圏組合 | -広域市町村圏計画 -社会教育(収集運搬を除く) -介護保険 -情報処理 | 3 | 熊谷市、深谷市、寄居町 | 昭和47年 |
| 6 | 朝霞地区一部事務組合 | -障害者支援施設 -し尿処理(収集運搬を除く) -消防・救急 -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | 4 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市 | 昭和36年 |

<主な分野> 環境衛生・防災

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------|--|-------|-------------|-------|
| 7 | 埼玉西部広域事務組合 | -火葬場・斎場・靈柩車 -消防・救急 -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務(以上狭山市を除く) | 3 | 飯能市、狭山市、日高市 | 昭和55年 |
| 8 | 埼玉県央広域事務組合 | -火葬場・斎場 -消防・救急 -火薬類取締法・液化石油ガス法・高压ガス保安法に基づく事務 | 3 | 鴻巣市、桶川市、北本市 | 昭和50年 |

<主な分野> 環境衛生

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|--------------|---|-------|---------|-------|
| 9 | 久喜宮代衛生組合 | -ごみ処理 -し尿処理 | 2 | 久喜市、宮代町 | 昭和36年 |
| 10 | 蕨戸田衛生センター組合 | -ごみ処理(収集運搬を除く) -し尿処理(収集運搬を除く) | 2 | 蕨市、戸田市 | 昭和36年 |
| 11 | 蓮田市白岡町衛生組合 | -ごみ処理 -し尿処理 | 2 | 蓮田市、白岡町 | 昭和35年 |
| 12 | 栗橋・鷲宮衛生組合 | -ごみ処理 -し尿処理 | 2 | 栗橋町、鷲宮町 | 昭和37年 |
| 13 | 加須市駿西町衛生施設組合 | -ごみ処理(収集運搬を除く) -し尿処理(収集運搬を除く) -余熱利用 | 2 | 加須市、駿西町 | 昭和37年 |

<主な分野> 環境衛生

<主な分野> 環境衛生

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-------------------|----------------------------------|------------------------------|-------|------------------|-------|
| 14 小川地区衛生組合 | ・ごみ処理(収集運搬を除く) ・し尿処理 | 5 小川町、嵐山町、滑川町、とぎがわ町、東秩父村 | 5 | 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 | 昭和39年 |
| 15 東埼玉資源環境組合 | ・ごみ処理(収集運搬を除く) ・し尿処理(収集運搬を除く) | 6 越谷市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町 | 6 | 越谷・松伏水道企業団 | 昭和40年 |
| 16 彩北広域清掃組合 | ・ごみ処理(収集運搬を除く) | 2 行田市、鴻巣市 | 2 | 桶川北本水道企業団 | 昭和45年 |
| 17 大利根町北川辺町衛生施設組合 | ・ごみ処理 ・し尿処理 | 2 大利根町、北川辺町 | 2 | 坂戸・鶴ヶ島水道企業団 | 昭和45年 |
| 18 志木地区衛生組合 | ・ごみ処理(収集運搬を除く) | 3 志木市、新座市、富士見町 | 3 | 埼葛斎場組合 | 昭和39年 |
| 19 埼玉西部環境保全組合 | ・ごみ処理 | 4 鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町 | 4 | 広域静苑組合 | 昭和46年 |
| 20 埼玉中部環境保全組合 | ・ごみ処理(収集運搬を除く) | 3 鴻巣市、北本市、吉見町 | 3 | 広域利根斎場組合 | 昭和52年 |
| 21 上尾・桶川・伊奈衛生組合 | ・し尿処理(収集運搬を除く) | 3 上尾市、桶川市、伊奈町 | 3 | 久喜・火葬場 | 昭和39年 |
| 22 北本地区衛生組合 | ・し尿処理(収集運搬を除く) | 4 鴻巣市、北本市、菖蒲町、吉見町 | 4 | 久喜地区消防組合 | 昭和39年 |
| 23 入間西部衛生組合 | ・し尿処理 | 2 入間市、日高市 | 2 | 加須地区消防組合 | 昭和40年 |
| 24 入間東部地区衛生組合 | ・し尿処理(手数料徴収事務を除く) ・火葬場・斎場 | 3 富士見市、ふじみ野市、三芳町 | 3 | 吉川・菖蒲地区消防組合 | 昭和40年 |
| 25 坂戸地区衛生組合 | ・し尿処理 | 5 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町 | 5 | 吉川松伏消防組合 | 昭和40年 |
| 26 菅沼南河原環境施設組合 | ・し尿処理(収集運搬を除く) | 2 熊谷市、行田市 | 2 | 坂戸・鶴ヶ島消防組合 | 平成06年 |
| 27 菅野・長瀬上下水道組合 | ・し尿処理 ・上水道 ・下水道 | 2 皆野町、長瀬町 | 2 | 川越地区消防組合 | 昭和37年 |
| 28 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 | ・し尿処理 ・下水道 | 2 坂戸市、鶴ヶ島市 | 2 | 西入間広域消防組合 | 昭和29年 |

<主な分野> 防災

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------------|-----------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| 29 | 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 | ・下水道 | 3 | 毛呂山町、越生町、鳩山町 | 昭和55年 |
| 30 | 越谷・松伏水道企業団 | ・上水道 ・下水道(使用料徴収のみ) | 2 | 越谷市、松伏町 | 昭和44年 |
| 31 | 桶川北本水道企業団 | ・上水道 ・下水道(使用料徴収のみ) | 2 | 桶川市、北本市 | 昭和38年 |
| 32 | 坂戸・鶴ヶ島水道企業団 | ・上水道 | 2 | 坂戸市、鶴ヶ島市 | 昭和23年 |
| 33 | 埼葛斎場組合 | ・火葬場・靈柩車・斎祭場 | 4 | 春日部市、蓮田市、杉戸町、白岡町 | 昭和31年 |
| 34 | 広域静苑組合 | ・火葬場 | 4 | 越生町、毛呂山町、鶴ヶ島市、鳩山町 | 昭和57年 |
| 35 | 広域利根斎場組合 | ・火葬場・斎祭場 | 10 | 加須市、久喜市、幸手市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、菖蒲町、鷺宮町 | 昭和63年 |

【処理方式】 広域連合(2団体)

<主な分野> 研修教育

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-------------------|-------------------------------------|----------|-----------------------------|-------|-----|
| 42 入間東部地区消防組合 | ・消防・救急 ・火薬類取扱法・液化石油ガス法・保安法に基づく事務 | 3 | 富士見市、ふじみ野市、三芳町 | 昭和40年 | |
| 43 犀生領利根川水防事務組合 | 水防 | 3 | 犀生市、加須市、大利根町 | 昭和35年 | |
| 44 荒川北縁水防事務組合 | 水防 | 3 | 熊谷市、行田市、鴻巣市 | 昭和38年 | |
| 45 栗橋町外五箇市町水防事務組合 | 水防 | 6 | 春日部市、幸手市、栗橋町、杉戸町、宮前町、茨城県五霞町 | 昭和39年 | |
| 46 江戸川水防事務組合 | 水防 | 4 | 三郷市、吉川市、春日部市、松伏町 | 昭和39年 | |

<主な分野> 教育

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-------------------|------|----------|---------|-------|-----|
| 47 本庄上里学校給食組合 | 学校給食 | 2 | 本庄市、上里町 | 昭和42年 | |
| 48 駒西鴻巣学校給食センター組合 | 学校給食 | 2 | 駒西町、鴻巣市 | 昭和60年 | |

<主な分野> 都市計画

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----------------------|--------|----------|----------|-------|-----|
| 49 栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合 | 土地区画整理 | 2 | 栗橋町、大利根町 | 昭和53年 | |

<主な分野> その他

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|--------------|----|----------|--|-------|-----|
| 50 戸田競艇組合 | 競艇 | 3 | 川口市、戸田市、蕨市 | 昭和29年 | |
| 51 埼玉県都市競艇組合 | 競艇 | 16 | 飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、春日部市、深谷市、上尾市、越谷市、草加市、鶴ヶ谷市、朝霞市、いたまち、あたまち | 昭和32年 | |
| 52 埼玉県浦和競馬組合 | 競馬 | 2 | 埼玉県、さいたま市 | 昭和52年 | |

【処理方式】協議会(8団体)

<主な分野>企画・政策

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------------|-------------|-------|--|-------|
| 1 | 埼玉県中央広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 10 | 川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、涌川市、北本市、さいたま市、伊奈町 | 昭和55年 |
| 2 | 埼玉県利根広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 15 | 行田市、加須市、蓮田市、幸手市、久喜市、北川辺町、大利根町、朝霞市、志木市、富士見市、羽生市、新座市、ふじみ野市、三芳町 | 昭和56年 |
| 3 | 埼玉県西部第一広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 11 | 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、富士見市、羽生市、新座市、ふじみ野市、三芳町 | 昭和56年 |
| 4 | 埼玉県西部第二広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 6 | 飯能市、坂戸市、毛呂山町、越生町、日高市 | 昭和56年 |
| 5 | 埼玉県東部広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 7 | 春日部市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町 | 昭和57年 |
| 6 | 北埼玉地区視聴覚教育協議会 | 視聴覚教育に関する事務 | 5 | 加須市、羽生市、騎西町、北川辺町、大利根町 | 昭和49年 |
| 5 | 埼玉県東部広域行政推進協議会 | 広域行政の推進 | 7 | 春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 | 昭和57年 |
| 6 | 北埼玉地区視聴覚教育協議会 | 視聴覚教育に関する事務 | 5 | 加須市、羽生市、騎西町、北川辺町、大利根町 | 昭和49年 |

<主な分野>市町村合併

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------------------|----------|-------|-------------------|-------|
| 7 | 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷩原町合併協議会 | 合併に関する協議 | 4 | 久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷩原町 | 平成20年 |
| 8 | 加須市・騎西町・北川辺町・大利根町合併協議会 | 合併に関する協議 | 4 | 加須市、騎西町、北川辺町、大利根町 | 平成20年 |

【処理方式】機関等の共同設置(8団体)

<主な分野>公平委員会

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|-------------------|----------|-------|--|-------|
| 1 | 坂戸市、鶴ヶ島市外三組合公平委員会 | 公平委員会 | 5 | 坂戸市、鶴ヶ島市、坂戸地区衛生組合、坂戸・鶴ヶ島組合 | 昭和20年 |
| 2 | 越生町、毛呂山町外四組合公平委員会 | 公平委員会 | 6 | 越生町、毛呂山町、西入間広域消防組合、埼玉西部環境保全組合、毛呂山・越生・鷩原・鷩原組合 | 昭和31年 |
| 3 | 北埼玉郡公平委員会 | 公平委員会 | 5 | 騎西町、大利根町、北川辺町、衛生施設組合、騎西鷩原学舎給食センター組合 | 昭和31年 |
| 4 | 埼玉県央地域公平委員会 | 公平委員会 | 6 | 鴻巣市、桶川市、北本地区衛生組合、埼玉県央地域環境保全組合 | 平成11年 |

<主な分野>厚生福祉

| No. | 名称 | 共同処理する事務 | 構成団体数 | 構成団体名 | 設立年 |
|-----|------------------------|----------|-------|----------------------|-------|
| 5 | 毛呂山町・越生町・鳩山町介護認定審査会 | 介護認定 | 3 | 毛呂山町、越生町、鳩山町 | 平成11年 |
| 6 | 大利根町北川辺町介護認定審査会 | 介護認定 | 2 | 大利根町、北川辺町 | 平成11年 |
| 7 | 毛呂山町・越生町・鳩山町障害程度判定等審査会 | 障害認定 | 3 | 毛呂山町、越生町、鳩山町 | 平成18年 |
| 8 | 北埼玉地区障害程度区分審査会 | 障害認定 | 6 | 行田市、加須市、羽生市、騎西町、大利根町 | 平成18年 |

参考文献等

- 伊関友伸(2007)『まちの病院がなくなる！？地域医療の崩壊と再生』時事通信社
- 磯崎初仁(2009)「都道府県の広域連携－「政策連合」の可能性－」都市問題研究 697 号 p45～p62
- 牛山久仁彦編著、財団法人東京市町村自治調査会監修(2003)『広域行政と自治体経営』ぎょうせい
- 牛山久仁彦他(2009)「特集 地域の自立と連携～ポスト市町村合併と自治体の広域連携～」月刊ガバナンス 2009 年 3 月号 p22～p24 ぎょうせい
- 牛山久仁彦(2009)「広域行政と市町村合併－ポスト合併時代の市町村連携－」都市問題研究 697 号 p63～p76
- 荏原美恵(2008)「多元的な主体によるネットワークモデルの課題と展望－若者自立支援対策を事例に－」東京大学大学院公共政策学教育部 2007 年度リサーチペーパー
- 大森彌(2009)「『小規模』自治体－存続への課題とビジョン－」月刊ガバナンス 2009 年 3 月号 p16～p18
- 小原隆治 長野県地方自治研究センター編(2007)『平成大合併と広域連合 長野県広域行政の実証分析』公人社
- 金井利之(2009)「広域都市圏での補完行政と自治制度」都市問題研究 697 号 p3～p18
- S・ゴールドスミス他著、城山英明他監訳(2006)『ネットワークによるガバナンス』学陽書房
- 埼玉県地域政策課(1996)『彩の国の広域行政活性化マニュアル』埼玉県
- 佐藤笠(2005)『市民のための地方自治入門 行政主導型から住民参加型へ[改訂版]』実務教育出版
- 佐々木敦朗(2009)「第二九次地方制度調査会答申について」地方自治第 742 号 p2～p9
- 瀬脇一他(2009)「第二九次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する方針」について（上）（下）」地方自治第 742 号 p10～p30、第 743 号
- 中西晴史(2009)「小さな自治の充実こそ今後の課題」市政平成 21 年 8 月号 p19～p21
- ネットワークガバナンス研究会(2006)「ネットワークガバナンス研究会報告書」N T T データ
- 高橋範充(2009)「ちちぶ定住自立圏の形成に向けた取組と今後の展開について」地域政策研究第 48 号
- 林宜嗣(2009)「分権時代にふさわしい地方制度の模索」市政平成 21 年 8 月号 p10～p12
- 林宜嗣(2009)「地方財政と広域連携」都市問題研究 697 号 p19～p32
- 久元喜造(2009)「『今後の基礎自治体及び監査・議会制度のありかたに関する答申』について」市政平成 21 年 8 月号 p13～p15

- 平成9年度彩の国づくり共同政策研究・彩の国づくりチーム報告書(1998)『地方分権における自治体の規模と広域行政についてー新たな市町村のあり方を考えるー』
- 松本英昭(2009)『新版逐条地方自治法 第5次改訂版』学陽書房
- 村松岐夫(2001)『行政学教科書 現代行政の政治分析(第2版)』有斐閣
- 山梨学院大学行政研究センター編(2001)『広域行政の諸相』中央法規出版
- 山崎重孝(2009)「定住自立構想の推進について」都市問題研究 697号 p77～p91
- 横道清孝(2009)「基礎自治体の将来ー合併と広域行政の間でー」都市とガバナンス 11号 p2～p7
- 横道清孝(2009)「合併の推進から多様な選択肢へ」市政平成21年8月号 p16～p18

参考データ

- 「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成20年7月1日現在)」総務省自治行政局市町村課
- 都道府県別、男女・年齢(5歳階級)別将来推計人口
- 広域連携数と財政力指数との相関関係
- 経常収支比率で見たワースト・ランキング
- 埼玉県下市町村財政力指数比較表 H2～H21
- 一部事務組合一覧表
- 公立病院改革プランの主な内容
- 人口・人口増減(平成12～17年)、面積及び人口密度
- 都道府県・市町村減少数、減少率上位下位各県の状況一覧(平成11年～平成22年まで)
- 埼玉県の全国順位(市町村数・面積・人口)
- 埼玉県内市町村ランキング(面積・人口)
- 埼玉県内各市・各町村財政力指数ランキング
- 埼玉県 年齢(5歳階級)別将来推計人口
- 『自治日報』各記事

参考文献等

参考ホームページ

埼玉県

埼玉県・埼玉県の市町村合併 埼玉県地域政策課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/gappei/gappei-home.html>

埼玉県・広域行政のページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/B000/g/kouiki/kouiki.html>

埼玉県統計年鑑 平成21年

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BP00/a310/a200900/n01/01-01.html>

埼玉県に関わる応援協定の締結状況

http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC03/saitama_air_rescue/ouenkyoutei.pdf

埼玉県・みどりの三富地域づくり

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BH00/santome/santome2.html>

埼玉県・市町村消防の広域化

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/kouikika/kouikika.html>

埼玉県・市町村総合助成制度

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK00/hurusato/hurusato-top.htm>

総務省

総務省・地方制度調査会

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html

総務省・地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/index.html

総務省・地方公営企業年鑑

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei.html

総務省・広域行政（国立国会図書館で保存）

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

総務省・合併相談コーナー

<http://www.soumu.go.jp/gapei/>

総務省・広域行政

<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

総務省・定住自立圏構想

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

国の機関

内閣府・地方分権改革推進委員会

<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/iinkai-index.html>

消防庁・市町村の消防の広域化に関する基本指針

<http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuchi/hen51/5101000095.htm>

国土交通省・地域公共交通活性化・再生総合事業

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000004.html

観光庁・観光圈整備事業補助制度

<http://www.mlit.go.jp/kankochou/shisaku/kankochi/jigyo.html>

地方自治体関係

京都地方税機構

<http://www.zeimukyodoka.jp/>

茨城租税債権管理機構

<http://www.ibaraki-sozei.jp/index.shtml>

三重地方税管理回収機構

<http://www.zei-kikou.jp/>

和歌山地方税回収機構

<http://www.w-zeikaishu.jp/>

愛媛地方税滞納整理機構

<http://www.ehime-kikou.jp/index.html>

静岡地方税滞納整理機構

<http://www.shizu-zei-kikou.jp/index.html>

島根県・実証！「地域力」醸成プログラム

<http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/tiikiryoku/tiikiryoku.html>

兵庫県加東市 みんなで作る加東きらめきプラン

http://www.city.kato.lg.jp/admin/pdf/master_plan/master_plan02.pdf

その他

都道府県観光統計 ツーリズム・マーケティング研究所

<http://www.tourism.jp/statistics/prefecture.php>

iJAMP 時事行政情報モニター

<http://jamp.jiji.com/apps/c/ijamp/page/top/view.do>

参加講演会

「ポスト合併時代の広域行政」 2009年（平成21年）7月16日 明治大学
「平成21年度第1回行政課題研究セミナー『自治体間の連携を考える～これからの広域行政のあり方～』」 2009年（平成21年）8月7日 ホテルブリランテ武蔵野
「第4回国際PPPフォーラム」 2009年（平成21年）11月30日 東洋大学基調

講義及び報告書作成における助言者

基調講義及び報告書作成助言者

明治大学政治経済学部 教授 牛山 久仁彦

中間報告会助言者

埼玉大学経済学部 准教授 斎藤 友之

広域行政活用のススメ！

～これからの自治体運営の選択肢～

広域行政チーム研究員名簿

(五十音順)

| 役割 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|--------|----------------------|----|-------|
| | 埼玉県 企画財政部 地域政策課 | 主任 | 小川 正嗣 |
| | 日高市 企画財政部 企画課 | 主任 | 加藤 恵造 |
| | ふじみ野市 総合政策部 企画政策室 | 主事 | 関根 寛之 |
| | 鴻巣市 秘書室 秘書課 | 主任 | 富田 真久 |
| | 埼玉県 教育局 朝霞西高等学校 | 主事 | 平田 拓志 |
| リーダー | 埼玉県 県土整備部 総合治水事務所 | 主任 | 増澤 公男 |
| サブリーダー | 羽生市 経済環境部 環境課 | 主任 | 松村 卯月 |
| | 埼玉県 教育局 狭山清陵高等学校 | 主事 | 宮寺 修也 |

コーディネーター

| | | |
|-----------------------------------|----|-------|
| 彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局政策管理部政策研究担当 | 主任 | 吉野 智和 |
| | 主査 | 山形 貴子 |